

CZ-4-3



\*1200404246240\*

A



# 第三四 国会制定法

参议院法制局编纂

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

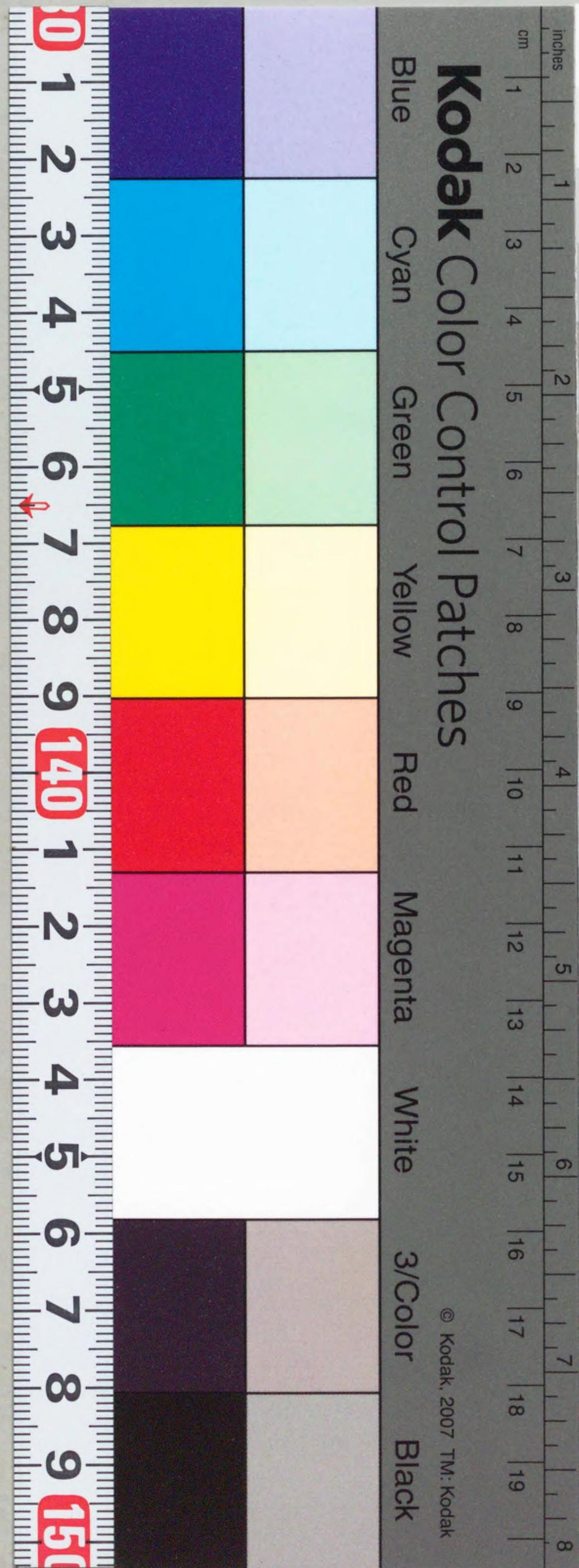


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak





# 第三國會制定法

參議院法制局編纂

13330



2  
CZ  
4  
3



142720

第一編

第三國會制定法



第三及第四國會制定法編纂例

第三及第四國會制定法編纂例

- 一 本書は、第三國會(昭和二十三年十月十一日開會、同年十一月三十日閉會、会期五十一日間)及び第四國會(昭和二十三年十二月一日開會、同年同月二十三日閉會、会期二十三日間)の制定にかかる法律を、その部門別にしたがつて集録したもので、第一編第三國會制定法、第二編第四國會制定法より成る。
- 一 第三及び第四國會を通過した法律は、これを全部集めたわけであるが、その外に、同國會の議決であつて法律の内容を補うと認められるもの等をも、便宜上集録した。
- 一 集録に當つては、國會制定法を(1)政治法、(2)行政法、(3)司法法、(4)財政法、(5)経済法、(6)文化法、(7)社会法に大別した。
- 一 各部門の中では、あらたに制定された法律と、在來の法律の一部を改正する法律として制定されたものとの二群に分かつて配列した。
- 一 法律公布の年月日及び法律番号は、題名の下に掲げた。主任大臣の署名ある



ものは、これを法律番号の下に略記し、内閣総理大臣の場合は、主任大臣としての署名は勿論掲げたが、主任大臣との連署はすべての法律に共通なので、簡略を期するため、これを省いた。

一 各国会制定法の最初に七つの法律部門を基礎とした法律件名別の目次をつける外、末尾に法律番号順索引、件名索引、部門別要目索引及び改廃法令索引をもつけた。

昭和二十四年一月

参議院法制局

国会制定法編纂委員

### 第三国会制定法 目次

#### 第一 政治法

- 一 一部改正.....五
- (1) 国会法の一部を改正する法律.....三
- (2) 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律.....三
- (3) 衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律.....四
- 二 條約.....五
- (4) 國際電氣通信條約.....五

#### 第二 行政法

- 一 新制定法.....五三
- (5) 電氣通信省設置法.....五三
- (6) 郵政省設置法.....七四
- (7) 國立國語研究所設置法.....八五
- 二 一部改正.....八七



(8)	國家行政組織法の一部を改正する法律	八七
(9)	引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律	八七
(10)	地方財政委員会法の一部を改正する法律	八七
(11)	國家公務員法の一部を改正する法律	八八
	三 承認	一〇三
(12)	地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、試薬検査所及び機械器具検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めめるの件	一〇三
(13)	地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、船員職業安定法第八條第一項の規定による公共船員職業安定所の設置に關し承認を求めめるの件	一〇三

### 第三 司法 法

	一 新制定法	一〇七
(14)	司法警察職員等指定應急措置法	一〇七
(15)	罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律	一〇七
	二 一部改正	一〇八
(16)	下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律	一〇八
(17)	副検事の任免資格の特例に關する法律の一部を改正する法律	一〇八

### 第四 財政 法

(18)	訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律	一一六
(19)	戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律	一一七
	一 新制定法	一一三
(20)	畜産に關する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に關する法律	一一三
	二 一部改正	一一三
(21)	專賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律	一一三
(22)	金資金特別会計法の一部を改正する法律	一一三
(23)	食糧管理特別会計法の一部を改正する法律	一一三
(24)	貿易資金特別会計法の一部を改正する法律	一一三
(25)	食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律	一一四

### 第五 經濟 法

	一 新制定法	一一七
(26)	日本國有鉄道法	一一七
(27)	日本專賣公社法	一一七



(28)	市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律	一四五
(29)	家畜市場法を廃止する法律	一四六
(30)	馬匹去勢法を廃止する法律	一四六
(31)	水産業協同組合法	一四六
(32)	水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律	一七三
(33)	漁業権等臨時措置法	一七九
(34)	海事仲裁等に関する法律	一八〇
<b>二 一部改正</b>		
(35)	過度経済力集中排除法の一部を改正する法律	一八二
(36)	財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律	一八二
(37)	公認会計士法の一部を改正する法律	一八三
(38)	工業所有権戦時法の一部を改正する法律	一八三
(39)	金融機関再建整備法の一部を改正する法律	一八四
<b>一部改正</b>		
(40)	麻薬取締法の一部を改正する法律	一八七

—(目次)—

### 第六 社会法

## 第一 政治法





政治部改正

(1) 国会法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十月十一日)内閣総理大臣署名  
法律第二百十四号

国会法の一部を改正する法律  
国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改める。

- 第四十二條第一項の各号を次のように改める。
- 一 内閣委員会
- 二 人事委員会
- 三 地方行政委員会
- 四 経済安定委員会
- 五 法務委員会
- 六 外務委員会
- 七 大藏委員会
- 八 文部委員会
- 九 厚生委員会

一 一部改正

- 十 商工委員会
- 十一 農林委員会
- 十二 水産委員会
- 十三 運輸委員会
- 十四 通信委員会
- 十五 労働委員会
- 十六 建設委員会
- 十七 予算委員会
- 十八 決算委員会
- 十九 議院運営委員会
- 二十 懲罰委員会
- 二十一 図書館運営委員会

この法律は、公布の日から、これを施行する。

附則

(2) 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月十日)内閣総理大臣署名  
法律第二百三十六号

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

選挙運動等の臨時特例に関する法律(昭和二十三年法律第九十



第一政治法

六号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用については、選挙運動の期間中、議員候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は議員候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは議員候補者と同一戸籍内に在る者の氏名を表示した年賀状、塞中見舞状、暑中見舞状その他これに類する挨拶状を当該議員候補者の選挙区内に頒布し、又は掲示する行為は、これを前二條の禁止を免れる行為とみなす。同條第二項中「前項」を「前二項」に改める。

附則

この法律は、次の総選挙から、これを施行する。

(3) 衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月一日) (内閣総理大臣署名) 法律第二十六号

衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律

第一條 衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律(昭和二十二年法律第二号)の一部を次のように改正する。  
第一條第一項中「昭和二十二年九月十五日の現在で」を削る。

第二條 選挙運動の文書図画等の特例に関する法律(昭和二十二年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第一條中「昭和二十二年及び昭和二十三年中に施行される」を削る。

附則第二項中「衆議院議員選挙運動等取締規則、参議院議員選挙運動取締規則及び地方議会議員等選挙運動取締規則」を「衆議院議員選挙運動取締規則、参議院議員選挙運動取締規則及び地方公共団体の選挙の選挙運動取締規則」に、「この法律施行の日から、昭和二十三年十二月三十一日まで」を「この法律が効力を有する間」に改める。

第三條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第八十三條第一項中「二年」を「三年」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から、これを施行する。  
2 第三條の地方自治法第八十三條第一項の改正規定は、この法律が施行される日の前日までに選任された地方公共団体の選挙管理委員については、この選任の日を遡つてこれを適用する。但し、この法律が施行される日までにすでにその後任者の選任に関する手続が開始されたものについては、この限りでない。

二條約

(4) 國際電氣通信條約

(昭和二十三年十二月二十日) (外務・通信) 條約第三三三号 (大臣署名)

國際電氣通信條約

前文

締約政府の全権委員は、各國に対してその電氣通信を規律する主権を十分に承認して、電氣通信の良好な運行を確保するために、協議を遂げ、次の條約を締結した。

第一章 連合の構成、目的及び機構

第一條 連合の構成

1 國際電氣通信連合は、連合員及び準連合員からなる。  
2 連合員とは、次のものをいう。  
(い) 第一附属書に掲げたすべての國又は領域の集合で、自ら又は代理されて、この條約に署名して批准し、又はこの條約に加入したものである。  
(ろ) 第一附属書に掲げられていないすべての國で、國際連合の加盟國となり、且つ、第十七條の規定に従つてこの條約に加入したものである。  
(は) 第一附属書に掲げられず、且つ、國際連合の加盟國でない

二條約

すべての主権國で、連合員としての加入申込が連合員の三分の二の承認を得た後、第十七條の規定に従つてこの條約に加入したものである。  
3 (一) すべての連合員は、連合の會議に参加する権利を有し、且つ、連合のすべての機関に対する被選挙資格を有する。  
(二) 各連合員は、連合のすべての會議及びその構成員である連合の機関のすべての會合において、一個の投票権を有する。  
4 準連合員とは、次のものをいう。  
(い) 前記第二項の規定によつて連合員でないすべての國で、連合に対する準連合員としての加入申込が連合員の過半数によつて承認され、且つ、第十七條の規定に従つてこの條約に加入したものである。  
(ろ) 國際關係について完全な責任を有しないすべての領域又は領域の集合で、連合員がこれに代つてこの條約に署名して批准し、又は第十七條若しくは第十八條の規定に従つて加入したものである。但し、責任ある連合員から提出された準連合員としての加入申込が連合員の過半数によつて承認された場合に限る。  
(は) すべての信託統治地域で、準連合員としての加入申込が國際連合によつて提出され、且つ、第十九條の規定に従つて國際連合がこれに代つてこの條約に加入したものである。  
5 準連合員は、連合員と同一の権利及び義務を有する。但し、準連合員は、連合の會議又はその他の機関においては、投票権を有しない。準連合員は、全権委員會議又は主管廳會議が構成員を指



第一 政治法

定する連合の機関においては、被選挙資格を有しない。

6 前記第二項(は)、第四項(い)及び(ろ)の規定の適用上、連合員又は準連合員としての加入申込が全権委員会から全権委員会議までの間において提出されたときは、事務総局長は、連合員と協議する。連合員は、協議を受けた日から起算して四箇月の期間内に回答しないときは、棄権したものとみなされる。

第二條 連合の所在地

連合及びその常設機関の所在地は、ジュネーブとする。

第三條 連合の目的

1 連合は、次の目的を有する。

- (い) すべての種類の電気通信の改善及び合理的使用について、国際協力を維持し、且つ、増進すること。
- (ろ) 電気通信業務の能率を増進し、その利用を増大し、且つ、公衆による利用をできる限り普及するために、技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。
- (は) これらの共同の目的に対する諸國の努力を調和すること。

2 この目的のために、連合は、特に次のことを行う。

- (い) 諸國の無線通信局の間の有害な混信を避けるために、周波数スペクトルの割当及び周波数指定の登録を行うこと。
- (ろ) 電気通信の良好な業務及び健全で且つ独立な経理と両立する範囲で、なるべく低い基準の料金を設定するために、連合員及び準連合員の間における協力を増進すること。
- (は) 電気通信業務の協力によつて人命の安全を確保する方法の

採用を促進すること。

(に) すべての連合員及び準連合員の利益のために、電気通信に關して研究を行い、勧告を作成し、及び情報を集めて発表すること。

第四條 連合の機構

連合の機構は、次のとおりとする。

一 全権委員會議(連合の最高機関)

二 主管廳會議

三 次に掲げる常設機関

- (い) 管理理事会
- (ろ) 事務総局
- (は) 國際周波数登録委員會(I.F.R.B.)
- (に) 國際電信諮問委員會(C.C.I.T.)
- (ほ) 國際電話諮問委員會(C.C.I.F.)
- (へ) 國際無線通信諮問委員會(C.C.I.R.)

第五條 管理理事会

甲 組織及び運営

1 (一) 管理理事会は、世界のすべての地域が公正に代表されることの必要を考慮して、全権委員會議によつて選挙された十八の連合員で構成する。管理理事会の構成員は、その後継者が選挙されるまで、その職務を行う。これらの構成員は、再選されることができない。

(二) 全権委員會議から全権委員會議までの間において、管理理

事會に欠員を生じたときは、同一地域に属する連合員で前回の

投票において当選しなかつたものうち、最大の投票数を獲得したものが、権利として管理理事会の構成員となる。

2 管理理事会の各構成員は、理事会に参加するために、電気通信業務に経験のある適任者を任命する。

3 (一) 管理理事会の各構成員は、一個の投票権を有する。

(二) 管理理事会の決定は、現行一般規則の定める手続に従つて行う。一般規則に規定のない場合においては、管理理事会は、自らその内部規則を定める。

4 管理理事会は、全権委員會議から全権委員會議までの間に通例経過する期間中議長及び副議長の職を行う五構成員を選挙する。これらの五構成員の各國は、順次一年を限り議長の職につき、その年内に開催された最後の会合の終了まで、その職務を行う。議長は、これらの五構成員の間の合意又は抽せんによつて毎年決定する。

5 管理理事会は、通例連合の所在地において、年一回及び管理理事会が必要と認めるとき、又はその六構成員が請求するとき会合する。

6 國際周波数登録委員會の議長、國際諮問委員會の委員長及び國際無線通信諮問委員會の副委員長は、職権によつて、管理理事会の討議に参加する。但し、投票には加わらない。もつとも、理事会は、例外としてその構成員のみに限定した会合を行うことができる。

二 條 約

7 連合の事務総局長は、管理理事会の事務局長の職務を行う。

8 全権委員會議から全権委員會議までの間において、管理理事会は、全権委員會議によつて委任された権限の範囲内で、全権委員會議の代理者として行動する。

9 管理理事会構成員がその職務を行うために要する旅費及び滞在費に限つて、これを連合の負担とする。

乙 任務

10 (一) 管理理事会は、條約の規定、規則及び全権委員會議の決定を連合員及び準連合員が実施することを容易にするため、すべての措置を執る責任を有する。

(二) 管理理事会は、連合の活動の効果的な調整を確保する。

11 特に、管理理事会は、次のことを行う。  
(い) 全権委員會議によつて指定されたすべての職務を行うこと。

(ろ) 全権委員會議から全権委員會議までの間において、この條約の第二十六條及び第二十七條に掲げたすべての國際機關との調整を確保すること。このために、これらの機關の會議に又は、必要があるときは、これらの機關との合意の上開催される調整會議に参加するために、一人又は数人の代表者を連合に代つて指名する。

(は) 連合の事務総局長及び二人の事務総局次長を任命すること。

(に) 連合の事務的運営を監督すること。



第一 政治法

- (ほ) 連合の年次予算を審査して決定すること。
- (へ) 事務総局長の作成する連合の会計計算書を毎年検査するた  
めに、必要なすべての処理をなし、且つ、次回の全権委員會議  
に提出するためにこれを決定すること。
- (と) 第十條及び第十一條による連合の全権委員會議及び主管廳  
會議の開催に必要な措置を執ること。
- (ち) 連合の他のすべての機関の活動を調整し、これらの機関の  
請求又は勧告に應ずるために、適当な措置を審査して実施し、  
及びこれらの機関に欠員を生じたときは、規則の規定に従つて、  
臨時にこれを補充すること。
- (り) この條約に規定されたその他の職務と、條約及び規則の範  
囲内において、連合の良好な管理に必要と認められるすべての  
職務とを遂行すること。

第六條 國際周波数登録委員會

- 1 國際周波数登録委員會の本來の職務は、次のとおりとする。
  - (い) 各國によつてなされる周波数指定の正式の國際的承認を確  
保する目的をもつて、各周波数指定の日附、目的及び技術的特  
性を、無線通信規則に規定された手續に従い確定するように、  
これらの指定の秩序ある記録を行うこと。
  - (ろ) 有害な混信を生ずる虞のある周波数スペクトルの部分にお  
いてなるべく多数の無線電氣通信路を運用するために、連合員  
及び準連合員に対して、意見を提出すること。
- 2 國際周波数登録委員會は、連合員である諸國の國民たる独立の

- 委員で構成する。無線通信の通常主管廳會議は、その会合の都  
度、世界の各地域における委員の公正な配分を確保するように、  
國際周波数登録委員會の委員の數及び選挙手續を決定する。
- 3 委員會の委員は、無線通信の通常主管廳會議がその定める手續  
に従つて選挙する。
- 4 委員會の運営方法は、無線通信規則に規定する。
- 5 (一) 委員會の委員は、その所屬國又は地域の代表者としてではな  
く、國際的委任を受けた公平な機関として、その職務を行う。  
(二) 委員會の委員は、その職務の遂行に関して、いかなる政府  
若しくはその職員又はいかなる公的若しくは私的の機関若しく  
は個人の指揮をも求め、又はこれを受けてはならない。なお、  
各連合員又は準連合員は、委員會及びその委員の職務の國際的  
性質を尊重することを要し、又、いかなる場合においても、こ  
れらの委員のいずれに対しても、その職務の遂行を左右しよう  
としてはならない。
- (三) 委員會の委員又はその職員は、その職務以外に、電氣通信  
を営むいかなる企業にも関與し、又はいかなる金銭的關係をも  
持つてはならない。

第七條 管理理事会及び國際周波数登録委員會に

参加するための條件

- 1 管理理事会又は國際周波数登録委員會に参加するために、選挙  
された連合員が任命したすべての者は、その連合員又はその代理  
者による批准書又は加入書の寄託前においては、その職務に従事

- 2 理由のいかんを問はず連合員でなくなつたすべての國は、管理  
理事会又は國際周波数登録委員會のいずれにも、参加することが  
できない。

第八條 國際諮問委員會

- 1 (一) 國際電信諮問委員會 (C.C.I.T.) は、電信及び電写に関  
する技術、運用及び料金の問題について研究をなし、且つ、意  
見を表明することを任務とする。  
(二) 國際電話諮問委員會 (C.C.I.F.) は、電話に関する技術、運  
用及び料金の問題について研究をなし、且つ、意見を表明する  
ことを任務とする。  
(三) 國際無線通信諮問委員會 (C.C.I.R.) は、無線通信に関す  
る技術上の問題及びその解決が主として無線電氣技術上の考慮  
に係る運用の問題について研究をなし、且つ、意見を表明する  
ことを任務とする。
- 2 各國際諮問委員會が研究し、且つ、意見を表明すべき問題は、  
全権委員會議、主管廳會議、管理理事会、他の諮問委員會又は國  
際周波数登録委員會によつて付託される。各諮問委員會は、その  
總會が研究に付することを決定した問題及びその總會の会合から  
会合までの間において、少くとも、十二の連合員又は準連合員が  
提出した問題についても、その意見を表明する。
- 3 國際諮問委員會は、次のもので構成する。
  - (い) 連合員及び準連合員の主管廳。

- (ろ) 認められた私企業で、委員會の事業にその専門家を参加さ  
せる希望を表明したもの。
- 4 各國際諮問委員會の運営は、次のものによつて行う。
  - (い) 總會 通例二年ごとに会合する。但し、その会合の一は、  
關係主管廳會議の約一年前に開催することを要する。總會の各  
会合は、通例前回の会合によつて決定された場所で開催する。
  - (ろ) 研究委員會 研究問題を取り扱うために總會が設ける。
  - (は) 委員長 任期を定めないので總會が任命する。但し、双方が  
解約権を有する。無線通信諮問委員會の委員長は、同一條件で  
任命される無線放送問題の専門家たる副委員長によつて補佐さ  
れる。
  - (に) 専門事務局 委員長を補佐する。
  - (ほ) 研究所又は技術的施設 連合が設置する。
- 5 (一) 諮問委員會は、この條約に附屬する一般規則の手續規定に  
従うことを要する。
- (二) 諮問委員會の總會は、委員會の事業を容易にするために、  
一般規則の手續規定に反しない限り、追加手續規定を採用する  
ことができる。

- 6 諮問委員會の運営方法は、この條約に附屬する一般規則第二部  
に規定する。

第九條 事務総局

- 1 連合の事務総局は、事務総局長が管理する。事務総局長は、そ  
の職務の遂行について、管理理事会に対して責任を負う。



第一 政治法

2 事務総局長は、次のことを行う。

- (一) 全権委員会議の指令及び管理理事会の定める規則に従つて事務総局の職員を任命すること。
- (二) 事務総局の業務を組織し、及び常設機関の専門部門の設置に関する措置を執ること。これらの部門は、もつぱら事務上の点について事務総局長の指揮の下に置かれ、委員会の委員長の直接の指揮の下に執務する。これらの部門の技術及び事務の職員の任命は、関係委員会の決定に従い、且つ、その委員長の同意を得て、事務総局長が行う。
- (三) 連合の会議の前後における書記局の事務を行うこと。
- (四) 必要に応じて招請政府と協力して、連合のすべての会議の書記局となり、又、請求があつたとき、又はこの條約に附屬する規則に定めがあるときは、連合の常設機関の会合又は連合の主催する会合の書記局となること。
- (五) 連合の常設機関又は主管廳が提供する資料によつて作成する局名録を現行のものにして置くこと。
- (六) 連合の常設機関の意見及び主要な報告を發表すること。
- (七) 当事者から通報された電氣通信に関する國際協定及び地域的協定を發表し、且つ、これに関する書類を現行のものにして置くこと。
- (八) 次のものを作成し、發表し、且つ、現行のものにして置くこと。

一 連合の構成及び機構を示す記録

- 二 この條約に附屬する規則に掲げた連合の一般統計及び公用の業務書類
- 三 會議及び管理理事会が作成することを定めた他のすべての書類
- (九) 發表された書類を配付すること。
- (十) 全世界における電氣通信に関する國內及び國際の資料を集め、且つ、適當の様式によつてこれを發表すること。
- (十一) 電氣通信業務の最も効果的な運用と、ことに、混信を減少するための無線電氣周波数の最良の利用とを圖る目的をもつて、技術的手段の実施に関して連合員及び準連合員に有益なすべての資料を集め、且つ、これを發表すること。
- (十二) 集められ、又は利用に供された資料(他の國際機關から集めうるものを含む)によつて、電氣通信に関する一般的情報及び記録の雜誌を定期に發表すること。
- (十三) 年次予算書を作成し、且つ、これを管理理事会に提出すること。この予算書は、管理理事会の承認を得て、すべての連合員及び準連合員に対して情報として送付される。
- (十四) 管理理事会に毎年提出する會計報告書及び各全権委員會議直前までの總括的報告書を作成すること。これらの報告書は、管理理事会の検査及び承認を経て、連合員及び準連合員に送付し、且つ、審査及び最後の承認を受けるために、次回の全権委員會議に提出する。
- (十五) 事務総局の職務上の活動に関する年報を作成し、管理理事

会の承認を得て、すべての連合員及び準連合員に送付すること。

- (十六) その他連合の事務局としてのすべての職務を行うこと。
- 3 事務総局長又は事務総局次長二人のうち一人は、諮問的資格で、國際諮問委員会の会合に出席する。
- 4 事務総局長、事務総局次長及び事務総局の職員は、全権委員會議の定める基準によつて給與を受ける。
- 5 職員の採用及び雇用條件の決定に當つて最も考慮すべきことは、能率、才能及び誠実に関して最高基準を保持する職員の勤務を連合のために確保しなければならないことである。職員をなるべく廣い地理的範圍から採用することの重要性については、十分な考慮を拂ふことを要する。
- 6 (一) 事務総局長、事務総局次長及び職員は、その職務の遂行に當つて、いかなる政府又は連合の外部のいかなる權威の指揮をも求め、又はこれを受けてはならない。これらの者は、國際的職員たる地位と両立しないすべての行爲を慎むことを要し、且つ、連合に対してのみ責任を負う。
- (二) 各連合員及び準連合員は、事務総局長、事務総局次長及び職員の職務のもつぱら國際的な性質を尊重すること並びにその職務の遂行を左右しようとしなないことを約束する。

第十條 全権委員會議

- 1 全権委員會議は、次のことを行う。
- (一) 連合の活動に関する管理理事会の報告書を審査すること。

二 條 約

- (三) 次の五年間に対する連合の予算の基準を設定すること。
- (四) 連合の會計計算書を最終的に承認すること。
- (五) 管理理事会に参加する連合員を選挙すること。
- (六) 必要と認めるときは、條約を改正すること。
- (七) 場合によつて、連合と他の國際機關との間の基本的協定を締結し、又、現行協定を改正すること。
- (八) 必要と認められるすべての電氣通信の問題を処理すること。
- 2 全権委員會議は、通例五年ごとに、前回の全権委員會議の決定した場所及び時期において開催する。
- 3 次回の全権委員會議の時期及び場所又はそのいずれかは、次の場合に変更することができる。
- (一) 少くとも二十の連合員から管理理事会に対して請求があるとき。
- (二) 管理理事会の提議があるとき。
- (三) 前記のいずれの場合においても、管理理事会は、連合員の過半数の同意をもつて、新たな時期及び場所又はそのいずれかを定め、且つ、必要があるときは、議事日程を指示する。

第十一條 主管廳會議

- 1 (一) 主管廳會議は、次のことを行う。
- (二) 各會議の關係する範圍内で、條約第十三條第二項に掲げた規則を改正すること。
- (三) 條約及び一般規則並びに全権委員會議の指令の制限内



第一 政治法

で、必要と認められる他のすべての問題を処理すること。

(一) 無線通信の主管廳會議は、次のことを行う。

(イ) 國際周波数登録委員會の委員を選挙すること。

(ロ) 右の委員會の活動を審査すること。

2 主管廳會議は、全權委員會と同一の場所及び時期において、通則として五年ごとに開催する。

3 (一) 臨時主管廳會議は、次の場合に招集することができる。

(イ) 全權委員會の決定があるとき。全權委員會は、議事日程並びに会合の時期及び場所を定める。

(ロ) 少くとも二十の連合員が、その提議した議事日程を審議するために、臨時會議の開催の希望を管理理事會に通知したとき。

(ハ) 管理理事會の提議があるとき。

(ニ) (一)の(ロ)及び(ハ)に規定する場合において、管理理事會は、連合員の過半数の同意をもつて會議の時期及び場所並びに議事日程を定める。

第十二條 會議の内部規則

1 各會議は、議事の開始に先立ち、討議及び作業の組織及び進行について従うべき内部規則を採用する。

2 このために、會議は、この條約に附屬する一般規則中の規定を基礎として採用し、有益と認める変更をこれに加える。

第十三條 規則

1 第四附屬書に掲げた一般規則は、條約第十二條の規定を留保し

て、この條約と同一の効力及び有効期間を有する。

2 この條約の規定は、次の業務規則をもつて補充する。

電信規則

電話規則

無線通信規則

追加無線通信規則

3 これらの規則は、すべての連合員及び準連合員を拘束する。但し、連合員及び準連合員は、全權委員會から全權委員會議までの間において開催される主管廳會議によつて行われたいづれかの業務規則の改正についてその承認を、事務総局長に対して、通告することを要する。事務総局長は、この承認を受領することに、連合員及び準連合員に、これを通知する。

4 條約の規定と規則の規定との間に、い觸があるときは、條約が、優先する。

第十四條 連合の會計

1 連合の經費は、通常經費と臨時經費とに分ける。

2 連合の通常經費は、全權委員會が定めた制限内に維持する。通常經費は、特に、管理理事會の會合に関する費用並びに連合事務總局、國際周波数登録委員會、國際諮問委員會、連合の設置する研究所及び技術的施設の職員との給與その他の經費を包含する。通常經費は、すべての連合員及び準連合員が負担する。

3 (一) 臨時經費は、全權委員會、主管廳會議及び國際諮問委員會會合に関するすべての經費を包含する。この經費は、これら

の會議及び會合に参加することに同意した連合員及び準連合員が負担する。

(二) 私企業及び國際機關は、その参加する主管廳會議及び國際諮問委員會會合の臨時經費を、この條の第四項に掲げる等級中その選定する等級に相当する單位数の割合において分担する。

但し、管理理事會は、ある種の國際機關に対して經費の分担を免除することができる。

(三) 連合員、準連合員、連合員若しくは準連合員の集合、地域的機關又はその他のものために行う測定、試験又は特別調査によつて連合の研究所及び技術的施設において要する經費は、これらの連合員、準連合員、集合、機關又はその他のものが負担する。

4 連合員及び準連合員は、八等級に分けられ、次の等級の一の單位数の割合でそれぞれ經費を分担する。

- 一等 三十單位
  - 二等 二十五單位
  - 三等 二十單位
  - 四等 十五單位
  - 五等 十單位
  - 六等 五單位
  - 七等 三單位
  - 八等 一單位
- 5 各連合員及び準連合員は、その選定した等級を、事務総局長に

二條 約

通知する。この決定は、事務総局長が他の連合員及び準連合員に通知する。この決定は、この條約の実施の日と次回の全權委員會會議の開會との間においては変更することができない。

6 連合員及び準連合員は、予算に基いて計算した毎年の分担金額を前拂する。

7 通常經費については、連合の各會計年度の初めから起算して、又、臨時經費及び書類の供給については、計算書を連合員及び準連合員に發送した日から起算して、債務額に対して利子を附する。

この利子は、債務が生じた日から、最初の六箇月間は年三分(百分の三)、第七月以降は年六分(百分の六)とする。

第十五條 用語

1 (一) 連合の公用語は、イギリス語、中國語、スペイン語、フランス語及びロシア語とする。

(二) 紛議があるときは、フランス語の本文による。

2 全權委員會議及び主管廳會議の決定書類、最終文書並びに議定書は、前記の諸用語で、形式においても内容においても同様の記載方法によつて作成する。

3 (一) 會議の他の他のすべての書類は、イギリス語、スペイン語及びフランス語で記載する。

(二) 連合のすべての業務書類は、五の公用語で刊行する。

(三) 事務総局長がその任務に従つて一般に配付すべきその他のすべての書類は、イギリス語、スペイン語及びフランス語で作



第一 政治法

成する。

4 (一) 会議及び連合の常設機関の討議においては、イギリス語、スペイン語及びフランス語を相互に翻訳する有効な方式を使用することを要する。

(二) 討議においては、他の國語を使用することができる。但し、その使用を希望する代表團は、前記(一)に掲げた用語のいずれかによる翻訳を自ら供することを要する。同様に、委員は、希望するときは、これらの用語の一によつてなされた発言が自國語に翻訳されるように措置を執ることが出来る。

5 各連合員及び準連合員は、許可された用語の一に對してのみその使用に要した経費を負担する。議事用語並びに會議及び連合の機関の會合の議事書類については、管理理事会が規則を作成する。この規則に従い事務総局長は、各連合員又は準連合員が第十四條第五項の規定に従つて登録する單位数によつて、各連合員又は準連合員の分担金額を計算する。その他の書類については、事務総局長は、購入部数の原價に従つて、この分担金額を計算する。

第二章 條約及び規則の適用

第十六條 條約の批准

1 この條約は、各署名政府によつて批准されることを要する。批准書は、外交上の手續により、且つ、連合の所在國の政府の仲介によつて、事務総局長になるべくすみやかに送付し、事務総局長は、これを連合員及び準連合員に通告する。

2 第四十九條によるこの條約の実施の後には、各批准書は、事務総局長に寄託の日から効力を生ずる。

3 一又は二以上の署名政府が條約を批准しない場合においても、條約は、批准した政府については、その効力を妨げられない。

第十七條 條約に對する加入

1 この條約に署名しなかつた國の政府は、いつでも、第一條の規定に従つて、これに加入することができる。

2 加入書は、外交上の手續により、且つ、連合の所在國の政府の仲介によつて、事務総局長に送付し、事務総局長は、連合員及び準連合員にその加入を通告し、且つ、その各に加入書の認証謄本を送付する。加入は、別段の表示がない限り、その寄託の日から効力を生ずる。

第十八條 對外關係が連合員によつて處理される

國又は領域に對する條約の適用

1 連合員は、その對外關係を處理する國又は領域の全部、集合又は一に對してこの條約が適用されることを、いつでも宣言することができる。

2 この條の第一項の規定によるすべての宣言は、連合事務総局長に送付し、事務総局長は、これを連合員及び準連合員に通告する。

3 この條の第一項及び第二項の規定は、この條約の第一附屬書に掲げた國、領域又は領域の集合に對しては、義務的でない。

第十九條 國際連合の信託統治地域に對する條約の適用

1 この條約が國、領域又は領域の集合に第十八條の規定に従つて適用されたときは、この状態は、いつでも終止させることができる。この國、領域又は領域の集合が準連合員であるときは、同時に、その資格を失う。

2 前項の廢棄は、第二十一條第一項の條件に従い通告され、同條第二項の條件に従い効力を生ずる。

第二十二條 對外關係が連合員によつて處理される國又は領域の條約の廢棄

この條約及び附屬規則は、締約政府の間の關係において、パリ(千八百六十五年)、ウィーン(千八百六十八年)、ローマ(千八百七十二年)及びセント・ピタースバーグ(千八百七十五年)の萬國電信條約及び附屬規則並びにベルリン(千九百零六年)、ロンドン(千九百零二年)及びワシントン(千九百零七年)の國際無線電信條約及び附屬規則並びにマドリッド(千九百三十二年)の國際電氣通信條約及びカイロ(千九百三十八年)の無線通信規則及び追加無線通信規則を廢止して、これに代る。

第二十三條 この條約以前の條約及び規則の廢止

この條約及び附屬規則は、締約政府の間の關係において、パリ(千八百六十五年)、ウィーン(千八百六十八年)、ローマ(千八百七十二年)及びセント・ピタースバーグ(千八百七十五年)の萬國電信條約及び附屬規則並びにベルリン(千九百零六年)、ロンドン(千九百零二年)及びワシントン(千九百零七年)の國際無線電信條約及び附屬規則並びにマドリッド(千九百三十二年)の國際電氣通信條約及びカイロ(千九百三十八年)の無線通信規則及び追加無線通信規則を廢止して、これに代る。

第二十四條 非締約國との關係

1 すべての連合員及び準連合員は、この條約の当事者でない國と交換される電氣通信を許可する條件を定める權能を、自己及び認められた私企業のために留保する。

2 非締約國から發する電氣通信が連合員又は準連合員によつて受理されたときは、その通信は、傳送されることを要し、且つ、そ

國際連合は、國際連合憲章第七十五條に従つてその施政に付託され、且つ、信託統治協定の目的となつてゐる地域又は地域の集合に代つて、この條約に加入することができる。

第二十條 條約及び規則の施行

1 連合員及び準連合員は、その設置し又は運用するすべての電氣通信の局で、國際業務を行うもの又は他國の無線通信業務に有害な混信を生じさせる虞のあるものについて、この條約及び附屬規則の規定に従う義務を負う。但し、この條約の第四十七條の規定によつてこれらの義務を免除される業務に關する場合を除くものとする。

2 なお、連合員及び準連合員は、認められた私企業並びに電氣通信の設置及び運用を許可されたその他の企業で、國際業務を行うもの又は他國の無線通信業務に有害な混信を生じさせる虞のある局を運用するものに、この條約及び附屬規則の規定を守らせるため必要な措置を執ることを要する。

第二十一條 條約の廢棄

1 この條約を批准し、又はこれに加入した連合員又は準連合員は、外交上の手續により、且つ、連合の所在國の政府の仲介によつて、連合事務総局長にあつた通告をもつて、この條約を廢棄する權利を有する。連合事務総局長は、これを他の連合員及び準連合員に通知する。

2 この廢棄は、事務総局長が通告を受領した日から一年の期間が満了した時に、その効力を生ずる。

二 條 約



の通信が連合員又は準連合員の通信路を經由する限り、この條約及び規則の義務的規定並びに通常料金を、これに適用する。

第二十五條 紛争の解決

- 1 連合員及び準連合員は、この條約又は第十三條に掲げた規則の適用に関する問題の紛争を、外交上の手續、國際紛争解決のためにその間に締結された二國間若しくは多数國間の條約により定められた手續又は合意をもつて定めた他のすべての方法によつて解決することができる。
- 2 これらのいずれの解決方法も採用されなかつたときは、紛争當事者たるすべての連合員又は準連合員は、第三附屬書に定められた手續に従つて、仲裁に訴えることができる。

第三章 國際連合及び國際機關との關係

第二十六條 國際連合との關係

- 1 國際連合と國際電氣通信連合との關係は、この條約の第五附屬書に本文が掲げられた協定で定める。
- 2 前記協定第十五條の規定に従つて、國際連合の電氣通信運用業務は、この條約及び附屬規則に定めた權利を有し義務を負う。従つて、右の業務は、國際諮問委員會の會合を含む連合のすべての會議に、諮問的資格で出席する權利を有する。右の業務は、全權委員會又は主管廳會議によつて構成員が指定される連合のいずれの機關にも、参加することができない。

第二十七條 國際機關との關係

連合は、電氣通信の分野における完全な國際的調整の実現を援助

するために、その利益及び活動に關係のある國際機關と協力する。

第四章 電氣通信に関する一般規定

第二十八條 電氣通信の國際業務を利用する公衆の權利

連合員及び準連合員は、公衆に対して、公衆通信の國際業務によつて通信する權利を承認する。業務、料金及び保障は、各種類の通信において何らの優先權又は特惠なしで、すべての利用者に対して同一とする。

第二十九條 電氣通信の停止

- 1 連合員及び準連合員は、國の安寧を害し、又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるすべての私報の傳送を停止する權利を留保する。もつとも、その電報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知することを要する。但し、この通知が國の安寧を害すると認められる場合は、この限りではない。
- 2 又、連合員及び準連合員は、國の安寧を害し、又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるすべての私用の電氣通信又は電話通信を切斷する權利を留保する。

第三十條 業務の停止

各連合員又は準連合員は、期限を定めないうで、國際電氣通信業務を、一般的に、又は單に一定の關係において、及び(若しくは)発信、着信若しくは中繼の通信の一定の種類を限つて、停止する權利を留保する。もつとも、事務總局を經由して、直ちにその旨を他の連合員及び準連合員に通知することを要する。

第三十一條 責任

連合員及び準連合員は、電氣通信の國際業務の利用者に対して、ことに損害賠償の請求に関しては、何らの責任を負わない。

第三十二條 電氣通信の秘密

- 1 連合員及び準連合員は、國際通信の秘密を確保するために、使用される電氣通信の方式に適合するすべての措置を執ることを約束する。
- 2 もつとも、連合員及び準連合員は、その國內法令の適用又はその参加している國際條約の実施を確保するために、これらの國際通信を権限のある機關に通報する權利を留保する。

第三十三條 電氣通信設備及び電氣通信路の設置、運用及び保護

- 1 連合員及び準連合員は、國際電氣通信の迅速且つ不斷の交換を確保するために必要な通信路及び設備を最良の技術的條件において設置するために、有益な措置を執る。
- 2 これらの通信路及び設備は、なるべく、実務上の經驗から得た最良の方法及び手段をもつて運用し、良好に使用しうる状態に維持し、並びに科学及び技術の進歩に伴うように保持することを要する。
- 3 連合員及び準連合員は、その管轄の範囲内においてこれらの通信路及び設備の保護を確保する。
- 4 すべての連合員及び準連合員は、他の條件を定める特別取極のない限り、その管理の範囲内にある國際電氣通信の回路の部分の

維持を確保するために、有益な措置を執る。

第三十四條 違反の通告

連合員及び準連合員は、第二十條の規定の適用を容易にするために、この條約及び附屬規則の規定の違反に関して、相互に通報することを約束する。

第三十五條 料金及び料金免除

電氣通信の料金に関する規定及び料金の免除をなす諸種の場合には、この條約の附屬規則に定める。

第三十六條 官報並びに官用電話の呼出及び通話の先順位

第四十五條の規定を留保して、官報は、発信人が請求したときは、他の電報に対して先順位を有する。同様に、官用電話の呼出及び通話は、明示の請求によつて、且つ、可能な範囲で他の電話の呼出及び通話に対して先順位を有する。

第三十七條 暗語

- 1 官報及び局報は、すべての關係において暗語で記載することができる。
- 2 暗語の私報は、すべての國の間において許される。但し、事務總局を經由して、この種類の通信に対して暗語を許さないことをあらかじめ通告した國については、この限りではない。
- 3 連合員及び準連合員で、その領域から發し、又はこれに着する暗語の私報を許さないものは、第三十條に定めた業務の停止の場合を除いて、暗語の私報を中繼において受理することを要する。



第三十八條 計算書の作成及び提示

- 1 連合員及び準連合員の主管廳並びに認められた私企業で、電氣通信の國際業務を行うものは、その貸方及び借方の額について協定することを要する。
- 2 前項の借方及び貸方に関する計算書は、この條約の附屬規則の規定に従つて作成する。但し、關係当事者の間に特別の協定のあつた場合を除く。
- 3 國際計算の決済は、これに関して關係國政府が協定を締結した場合には、一般の取引とみなされ、且つ、關係國の一般の國際的義務に従つて行われる。この種の協定又はこの條約の第四十條に定める條件によつて締結した特別取極がないときは、これらの計算の決済は、規則に従つて行われる。

第三十九條 貨幣單位

國際電氣通信の料金の構成及び國際計算書の作成に用いる貨幣單位は、重量三十一分の十グラムで、品位千分の九百の百サンチームの金フランとする。

第四十條 特別取極

連合員及び準連合員は、その全体に關しない電氣通信の問題について特別取極を締結する権能を、自己のため並びにその認められた私企業及び正当に許可されたその他の企業のために留保する。もつとも、この取極は、その実施によつて他國の無線通信業務に生じさせる虞のある有害な混信に關する限り、條約又は附屬規則の規定に於いて觸してはならない。

第四十一條 地域的會議、地域的協定及び地域的機關

連合員及び準連合員は、地域的に取り扱はる電氣通信の問題を解決するために地域的會議を開催し、地域的協定を締結し、及び地域的機關を組織する權利を留保する。もつとも、地域的協定は、この條約に於いて觸してはならない。

第五章 無線通信に關する特別規定

第四十二條 周波數及びスペクトル幅の合理的の使用

連合員及び準連合員は、使用する周波數の數及びスペクトル幅を、必要な業務の運行を十分に確保するために不可欠の最少限度に止めることが望ましいことを認める。

第四十三條 相互通信

1 移動業務の無線通信を行う局は、その通常の取扱範圍において、その採用する無線電氣方式のいかなる間わず、相互に無線通信を交換することを要する。

2 もつとも、科学の進歩を妨げないために、前項の規定は、他の方式と通信することの不可能な無線電氣方式を使用することを妨げない。但し、この不可能は、その方式の特質に因るものであることを要し、單に相互通信を妨げるために採用する装置の結果であつてはならない。

3 第一項の規定にかかわらず、局は、電氣通信の目的によつて、又は使用する方式に關係のない他の事情によつて決定される電氣

通信の制限國際業務に充てることができる。

第四十四條 有害な混信

1 すべての局は、その目的のいかなる間わず、他の連合員又は準連合員及び認められた私企業並びに無線通信業務を行うことを正当に許可され、且つ、無線通信規則の規定に従つて運営されるその他の企業の無線電氣の通信又は業務に有害な混信を生じさせないように設置し、且つ、運用することを要する。

2 各連合員及び準連合員は、その認められた私企業及び正当に許可されたその他の企業に、前項の規定を守らせることを約束する。

3 なお、連合員及び準連合員は、すべての種類の電氣機器及び設備の運用がこの條の第一項に規定する無線電氣の通信又は業務に有害な混信を生じさせないようにするために、實際上可能な措置を執ることが望ましいことを認める。

第四十五條 遭難の呼出及び通報

1 無線通信局は、そのいづれから發せられたかを問わず、遭難の呼出及び通報を絶対的先順位において受理し、同様にこの通報に應答し、且つ、直ちに必要な措置を執る義務を負う。

2 國際電信電話業務は、航海又は航空における人命の安全に關する通信に対して、絶対的先順位を與えることを要する。

第四十六條 虚偽の遭難信号又は安全信号。呼出符号の不正使用

連合員及び準連合員は、虚偽の遭難信号又は安全信号を傳送し、

又は流布することと正規に割り当てられたものでない呼出符号を局が使用することを防ぐために、有益な措置を執ることを約束する。

第四十七條 國防業務の設備

1 連合員及び準連合員は、その陸軍、海軍及び空軍の軍用無線電氣設備について完全な自由を保有する。

2 もつとも、これらの設備は、遭難の場合においてなすべき救助及び有害な混信を防ぐために執るべき措置に關する規定並びにその行う業務の性質に従つて使用する發射の型式及び周波數に關する規則の規定をなるべく守ることを要する。

3 なお、これらの設備は、公衆通信の業務又はこの條約の附屬規則によつて規律されるその他の業務に従事するときには、原則として、これらの業務の施行に關する規定に従うことを要する。

第六章 定義

第四十八條 定義

文意に矛盾しない限りは、  
(い) 第二附屬書において定義された語句は、これに與えられた意義を有する。  
(ろ) 第十三條に掲げる規則において定義された他の語句は、これらの規則でこれに與えられた意義を有する。

第七章 最終規定

第四十九條 條約の実施

この條約は、千九百四十九年一月一日から、批准書又は加入書を



第一 政治法

この日より前に寄託した國、領域又は領域の集合の間において実施する。

右の証拠として、各全権委員は、イギリス語及びフランス語をもつて記載したこの條約一通に署名した。紛議があるときは、フランス語の本文による。この原本は、アメリカ合衆國政府の記録に寄託保存され、その謄本一通は、各署名政府に交付される。

千九百四十七年十月二日アトランティック・シティにおいて作成した。

アルバニア人民共和國

テオドル・ヘバ

サウデイ・アラビア王國

アハメッド・アブドゥル・ジャッパール

アルゼンティン共和國

アラルド・カフス

アニバル・エフェ・イムベルト

エドゥアルド・アー・ナバーロ

マルコ・アー・アンドラダ

アー・ナバッタ

ホセ・ラモン・マリーヨ

ファン・ペー・オテグイ

エフェ・デラムーラ

オーストラリア連邦

エル・ビー・ファンニング

アー・ル・ヴィー・マッケイ

オーストリア國

フェルディナンド・ヘンネベルグ

ベルギー國

エル・コルテイル

エル・ルコント

エル・ランバン

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和國

エル・コステュシコ

ビルマ國

モン・モン・ティン

ブラジル國

ロメウ・デ・ア・ゴウヴェイア・イ・シルヴァ

ラウロ・ア・デ・メデイロス

ジョアン・ヴァットリオ・パレト・ネイト

オラシオ・デ・オリヴェイラ・イ・カストロ

ブルガリア國

ベ・アタナソフ

カナダ

テイ・イー・エー・ストーン

チリ國

イー・カラスコ

中華民國

劉鏞

黃如祺

廬宗澄

茅於越

鄧乃鴻

汪德高

王世時

ヴァティカン市國

フィリップ・ソッコルシ

ウイリアム・シー・スミス

コロンビア共和國

セー・エー・アルボレダ

サンティアゴ・キハノ・セー

ルイス・カルロス・グスマン

ポルトガル國の殖民地

アルナルド・デ・パイヴァ・カルヴァリョ

テオドロ・デ・マイトス・フェレイロ・デ・アギアール

マリオ・モンテイロ・デ・マセード

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國の殖民地、

保護領、海外領土及び委任統治又は信託統治の下にある地域

ヒュー・タウンゼンド

二 條 約

レナド・ヴィー・ルイス

フランス國の殖民地、保護領及び委任統治の下にある海外領土

ジー・ララン

ベルギー領コンゴ及びルアンダ・ワルンディ地域

ジュレット

キューバ國

ニコラス・ヘー・デ・メンドーサ

エメ・トールレス・メニエル

アー・アッチェ・カタ

ドクトル・ラモン・エレ・ボナチエア

エレ・サラバサ

デンマーク國

エヌ・エー・ホルムブラッド

カー・ロムホルト

ギョナル・ペーデルセン

ドミニカ共和國

セバスティアン・ロドリゲス

エメ・エーナ・ナニータ

エジプト國

エスエイチ・アバーザ

アニース・エル・バルダイ

サルヴァドル共和國

カルロス・ガルシア・パウエル



第一 政治法

ペー・エラルテ・エレ  
 エクアドル國  
 ウンベルト・マンチエーノ  
 アメリカ合衆國  
 チャールス・アール・デニー  
 フランシス・コルト・デイ・ウルフ  
 エテイオピア國  
 ヘー・アルメイェフー  
 フィンランド國  
 ヴェ・イロスタロ  
 フランス國  
 ラフエー  
 ギリシャ國  
 スタマテイオス・ニコリス  
 ステファノス・エレフセリウ  
 グアテマラ國  
 カルロス・ガルシア・パウエル  
 ペー・エラルテ・エレ  
 ハイタイ國  
 ジュール・ドモン  
 ホンデユラス共和國  
 ヘー・モンテス  
 ハンガリー國

パウル・サリック  
 インド  
 エス・バネルジー  
 エイチ・アール・タダニ  
 エム・ラジャゴパウル  
 オランダ領インド  
 スキッペルス  
 ハー・ファン・デル・フェーン  
 イエー・イエー・ファン・レイシング  
 ヘー・クローネン  
 エフ・リユーヴァカベシー  
 イラン國  
 フェー・ヌーリ・エスファンディアリ  
 イラーク國  
 ジヤミール・ハムデイー  
 ラーギブ・ラシード  
 アイルランド國  
 レオン・オブロイン  
 テイー・エス・オムイニチャイン  
 エム・オドチャータイ  
 アイスランド國  
 ゲー・イ・フリッダ  
 ゲー・ブリエム

イタリヤ國

ジェー・ニエーメ  
 アマデオ・チェルテイ  
 セッテイモ・アウリーニ  
 ルイジ・サッコ  
 ヴイットリオ・デ・パーチエ  
 レバノン國  
 ジー・ナンムール  
 ルクセンブルグ國  
 ユーグ・ル・ガレ  
 メキシコ國  
 エー・アスカラガ  
 アー・エメ・ペー  
 アウグスティン・フロレス・ペー  
 エレ・バラハス・ヘー  
 モナコ國  
 アルトゥール・クロヴェット  
 ニカラグナ國  
 フランシスコ・メダル  
 ノールウェー國  
 エスヴェ・リユンニング||テンネセン  
 アンドレアス・ラルセン  
 アンドレアス・ストランド

二 條 約

ニュー・ジブラント  
 エイチ・ダブリュー・カーティス  
 テイー・アール・クラークス  
 パキスタン  
 エム・エス・カトリ  
 エス・エー・サタル  
 パナマ國  
 ホータ・エー・ウルトマット  
 オランダ國、キュラサオ及びスリナム  
 イエー・デー・ハー・ファン・デル・トールン  
 アー・スパロンス  
 アー・セー・デン・ハルトフ  
 ハー・ファン・デル・フェーン  
 ペルー國  
 ミゲル・フロレス  
 フィリピン共和國  
 ナルシソ・ラモス  
 ホセ・エセ・アルフォンソ  
 ポーランド共和國  
 エウゲニウシ・スタリシゲル  
 カー・シマンスキ  
 ポルトガル國  
 カルロス・リベイロ



第一 政治法

- ア・エメ・ビヴァール
- ホーダ・ラーモス・ペレイラ
- オスカー・サトウルニョ
- エメ・アマロ・ウイエイラ
- フェレイラ・モンテイロ
- モロッコ及びテュニスのフランス國の保護領
- モロッコ
- エム・ラクローズ
- テュニス
- ジー・ドゥゼ
- ユーゴスラヴィア人民連邦共和國
- ヨシツプ・クリヤート
- 技師、デー・ヴェ・ボボーウイッチ
- ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和國
- エム・ゴロヴニン
- 南ローデシア
- ヒュー・タウンゼンド
- ルーマニア國
- レミユス・リユーラ
- グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國
- ヒュー・タウンゼンド
- レナド・ウイー・ルイス
- シヤム國

- ルアンダ・プライサニ
- スウェーデン國
- ホカン・ステルキ
- アルトゥール・ウンネルマルク
- スイス連邦
- ヴァイクトル・ネフ
- ドクトル・エフ・ヘス
- アー・モックリ
- ドクトル・ヴェー・テアゾン
- ドクトル・エー・メツラー
- シリア國
- サミト・ムスリ
- チェッコスロヴァキア國
- ジンドリック・クラプカ
- ヤロミル・スウォボダ
- ヤン・ブサク
- トルコ國
- エヌ・トネル
- アイ・エスゲン
- ネジャト・サネル
- 南アフリカ連邦及び委任統治の下にある南西アフリカの地域
- イー・シー・スミス
- ダブリュー・エー・ポーランド

- 1 アフガニスタン國
- 2 アルバニア人民共和國
- 3 サウディ・アラビア王國
- 4 アルゼンティン共和國
- 5 オーストラリア連邦
- 6 オーストリア國
- 7 ベルギー國
- 8 白ロシア・ソヴィエト社会主義共和國
- 9 エイチ・エス・ミルズ
- ソヴィエト社会主義共和國連邦
- アー・デー・フォルトウシエンコ
- エル・コビティン
- ヴェ・ブラギン
- エフ・イリユケウイッチ
- アー・ニキティナ
- アー・シチエティニン
- ウルグアイ東方共和國
- ファン・ラファエル・ミランズ
- ヴェネズエラ合衆國
- レナト・グティエレス
- ペー・パチャノ
- ペレンス

第一附屬書 (第一條第二項(イ)参照)

- 9 ビルマ國
- 10 ポリヴィア國
- 11 ブラジル國
- 12 ブルガリア國
- 13 カナダ
- 14 チリ國
- 15 中華民國
- 16 ヴァティカン市國
- 17 コロンビア共和國
- 18 ポルトガル國の殖民地
- 19 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國の殖民地、保護領、海外領土及び委任統治又は信託統治の下にある地域
- 20 フランス國の殖民地、保護領及び委任統治の下にある海外領土
- 21 ベルギー領コンゴ及びルアンダールンディ地域
- 22 コスタ・リカ國
- 23 キュバ國
- 24 デンマーク國
- 25 ドミニカ共和國
- 26 エジプト國
- 27 サルヴァドル共和國
- 28 エクアドル國
- 29 アメリカ合衆國
- 30 エチオピア國



- 31 フィンランド國
- 32 フランス國
- 33 ギリシャ國
- 34 グアテマラ國
- 35 ハイティ共和國
- 36 ホンデラス共和國
- 37 ハンガリー國
- 38 インド
- 39 オランダ領インド
- 40 イラン國
- 41 イラーク國
- 42 アイルランド國
- 43 アイスランド國
- 44 イタリア國
- 45 レバノン國
- 46 リベリア國
- 47 ルクセンブルグ國
- 48 メキシコ國
- 49 モナコ國
- 50 ニカラグア國
- 51 ノールウェー國
- 52 ニュー・ジージラント
- 53 パキスタン

- 54 パナマ國
- 55 パラグアイ國
- 56 オランダ國、キュラサオ及びスリナム
- 57 ペルー國
- 58 フィリピン共和國
- 59 ボーランド共和國
- 60 ポルトガル國
- 61 モロッコ及びテュニスのフランス國の保護領
- 62 ユーゴスラヴィア人民連邦共和國
- 63 ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和國
- 64 南ローデシア
- 65 ルーマニア國
- 66 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國
- 67 シヤム國
- 68 スウェーデン國
- 69 スイス連邦
- 70 シリア國
- 71 チェコスロヴァキア國
- 72 アメリカ合衆國の屬領
- 73 トルコ國
- 74 南アフリカ連邦及び委任統治の下にある南西アフリカの地域
- 75 ソヴィエト社会主義共和國連邦
- 76 ウルグアイ東方共和國

- 77 ヴェネズエラ合衆國
- 78 イエメン國

第二附屬書 (第四十八條参照)

國際電氣通信條約に使用された語句の定義

主管廳 國際電氣通信條約及び附屬規則の義務を履行するために執るべき措置について責任のあるすべての政府の業務又は局部。

私企業 政府の施設又は機關以外のすべての個人若しくは團體で、國際電氣通信業務を行うための電氣通信設備を運営し、又は國際電氣通信業務に有害な混信を生じさせる虞のある電氣通信設備を運営するもの。

認められた私企業 前記の定義に適合するすべての私企業で、公衆通信業務又は無線放送業務を運営し、且つ、この私企業の住所のある領域の属する連合員又は準連合員によつて第二十條に規定された義務を課せられるもの。

代表 全權委員會議に對して政府から派遣された者又は主管廳會議若しくは國際諮問委員會會合に對して政府若しくは主管廳を代表する者。

代表團 同一國の代表、代表者及び場合によつて専門家の全体。すべての代表團は、一人又は数人の隨員及び通訳を含むことができ。各連合員及び準連合員は、任意にその代表團を構成することができる。特に、その代表團に代表又は専門家の資格で、その認められた電信通信私企業の代表者及び電氣通信の分野に關係があり、且つ、その所屬政府によつてかかる企業として認められた他

の私企業の代表者を含めることができる。

代表者 主管廳會議又は國際諮問委員會會合に對して、認められた私企業から派遣された者。

専門家 主管廳會議又は國際諮問委員會會合に出席することをその國の政府によつて許可された國內の學術團體又は工業團體から派遣された者。

傍聽者 國際電氣通信連合が協力することを有益とする政府又は國際機關から派遣された者。

國際業務 異なつた國の局の間又は同一國に存在しないか、若しくは異なつた國に属する移動局の間の電氣通信業務。

移動業務 移動局と陸上局との間又は移動局相互の間の無線通信業務。

無線放送業務 一般公衆によつて直接受信されるための発射を行う無線通信業務(注)。

(注) この業務は、音響の発射又は電視、電写若しくは他の種類の発射を含むことができる。

電氣通信 有線、無線電氣、光線又は他の電磁的方式によるすべての種類の記号、信号、文言、影像、音響又は情報のすべての傳送、発射又は受信。

電信 字号の使用によつて文言の傳送を行う電氣通信方式。

電話 言語又は場合によつて他の音響の傳送のために設けられた電氣通信方式。

電報 電信によつて傳送されるための文言。この語句は、別段の定



がないときは、無線電報をも含む。

官報並びに官用電話の呼出及び通話 次に掲げる官廳の一から発する電報並びに電話の呼出及び通話。

- (い) 國の元首
- (ろ) 政府の首長及び政府の一員たる者
- (は) 殖民地、保護領、海外領土又は連合員、準連合員若しくは國際連合の主権、権力、信託統治若しくは委任統治の下にある地域の長
- (に) 陸軍、海軍又は空軍の司令長官
- (ほ) 外交官又は領事官

(へ) 國際連合の事務総長及び國際連合の補助機關の長

(と) ヘーグ國際司法裁判所

右に定めた官報の返信は、同様に官報とみなされる。  
局報 連合員及び準連合員の電氣通信主管廳、認められた私企業又は連合の事務総局長から発する電報で、國際電氣通信に關し、又はこれらの主管廳と關係私企業との間で協議して定めた公益事項に關するもの。

私報 局報及び官報以外の電報。

無線通信 ヘルツ波によるすべての電氣通信。

ヘルツ波 一〇kc/sから三、〇〇〇、〇〇〇Mc/sまでの周波数の電磁波。

無線電氣 ヘルツ波の使用を指す一般的語句。

有害な混信 無線航行業務若しくは安全業務(注)の運行を妨害し、

又は無線通信規則に従つて運用する無線通信業務を妨害し、若しくは反復的に中断するすべての放射又は誘導。  
(注) すべての無線通信業務で、その運用が恒久的に、又は一時的に、人命の安全又は財産の保全に直接關係のあるものを安全業務とみなす。

第三附屬書 (第二十五條参照)

仲裁

- 1 仲裁に訴える当事者は、仲裁請求通告書を相手方に送付して、手続を開始する。
- 2 当事者は、仲裁を人、主管廳又は政府のいずれに付託するかを合意によつて決定する。仲裁請求通告書の日附から起算して一箇月の期間内に、当事者がこれについて合意に到達し得なかつたときは、仲裁は、政府に付託される。
- 3 仲裁が人に付託されるときは、仲裁者は、紛争当事國の國民でないこと、これらの國にその住所を有しないこと及び紛争当事國の業務に従事していないことを要する。
- 4 仲裁が政府又はその主管廳に付託されるときは、その政府は、紛争に關係はないが、その適用が紛争を引き起した協定の参加者である連合員又は準連合員中から選定することを要する。
- 5 仲裁請求通告書の受領の日から起算して三箇月の期間内に、紛争の両当事者は、各一の仲裁者を指定する。
- 6 二をこえる当事者が紛争に關係するときは、紛争について共通の利害を有する当事者の二集合は、第四項及び第五項に掲げた手

続に従つて、各一の仲裁者を指定する。

7 このようにして指定された二仲裁者は、一の第三仲裁者の指名について協議する。最初の二仲裁者が人であつて政府又は主管廳でないときは、第三仲裁者は、前記第三項に定めた條件に適合することを要し、更に他の二仲裁者のいずれとも異なる國籍を有することを要する。二仲裁者の間に、第三仲裁者の選定について合意が成立しないときは、各仲裁者は、紛争に全く關係のない一の第三仲裁者を提議する。次いで、連合事務総局長は、第三仲裁者を定めるために抽せんを行う。

8 紛争当事者は、合意によつて指定する單一の仲裁者にその紛争を解決させるために、協議することができる。又、当事者は、各一の仲裁者を指名し、そのいずれかを單一の仲裁者として指定するために抽せんを行うことを連合事務総局長に請求することができる。

9 仲裁者は、従うべき手続を任意に決定する。

10 單一の仲裁者の裁定は、最終的であり、且つ、紛争当事者を拘束する。仲裁が、二以上の仲裁者に付託されたときは、仲裁者の投票の過半数による裁定は、最終的であり、且つ、当事者を拘束する。

11 各当事者は、仲裁の調査及び提起に要した経費を負担する。仲裁の費用は、当事者各自に要したものを除いて、係争当事者の間に均等に割りあてる。

12 連合は、仲裁者の必要とする紛争に關するすべての資料を供給

する。

第四附屬書

國際電氣通信條約附屬一般規則

第一部 會議に關する總則

第一章 全權委員會會議への招請及び参加の許可

- 1 招請政府は、管理理事会と協議して、會議の確定期日及び正確な場所を定める。
- 2 招請政府は、この期日の一年前に、連合員及び準連合員に招請狀を發する。
- 3 連合員及び準連合員の回答は、會議開催期日のおそくとも一箇月前に、招請政府に到着することを要する。
- 4 事務総局長は、招請政府が招請狀を發送した後直ちに、すべての連合員及び準連合員の主管廳に対して、會議の議事に関する提案を四箇月以内に送付することを請求する。事務総局長は、できる限り短期間に右の提案をとりまとめ、すべての連合員及び準連合員に送付する。
- 5 管理理事会は、國際連合が欲するときは條約第二十六條に従つて會議に出席することができるように、これに會議の場所及び期日を通告する。
- 6 連合のすべての常設機關は、当然會議に参加することを許可され、諮問的資格でその議事に参加する。
- 7 招請政府は、管理理事会と協議して、非締約政府に対して、諮問的資格で會議に参加するために傍聴者を派遣するように招請する。



## 第一 政治法

ることが出来る。

- 8 條約の第二附属書に定義された代表團及び、場合によつて、第七項に掲げた傍聴者は、會議に参加することを許可される。
- 9 前記諸項の規定は、なるべく臨時全権委員會議に適用する。

### 第二章 主管廳會議への招請及び参加の許可

- 1 招請政府は、管理理事会と協議して、會議の確定期日及び正確な場所を定める。
- 2 招請政府は、通常會議の場合にはこの期日の一年前に、又、臨時會議の場合には少くとも六箇月前に、連合員及び準連合員に招請状を發する。これらの連合員及び準連合員は、その認められた私企業にこの招請を通報することができる。招請政府は、管理理事会と協議して、この會議の会合に利害關係のある國際機關に、自ら通告を發する。
- 3 招請を受けた連合員及び準連合員の回答で、政府の代表團及び認められた私企業の代表者に関するものは、會議開催のおそくとも一箇月前に招請政府に到着することを要する。
- 4 (一) 會議参加のための國際機關の請求は、第二項に定めた通告の日から二箇月以内に、招請政府に發送されることを要する。  
(二) 招請政府は、會議の会合の四箇月前に、連合員及び準連合員に対して、會議に参加することを請求した國際機關の表を通報して、右の請求の容認又は拒否を二箇月以内に表明することを求める。
- 5 次のものは、主管廳會議に参加することを許可される。

三〇

- (い) 條約の第二附属書に定義された代表團
- (ろ) 認められた私企業の代表者
- (は) 第四項に定めた期間内に、連合員の少くとも半数から支持の回答が到着したときは、國際機關の傍聴者

- 6 その他の國際機關に対する参加の許可は、會議が自らその總會の第一回會合において決定する。
- 7 一般規則第一章第四項、第五項、第六項及び第七項の規定は、主管廳會議に適用する。

### 第三章 會議における投票

- 1 各連合員は、條約第一條に従つて一個の投票権を有する。
- 2 (一) 各代表團は、委任状を提出する。全権委員會議の場合には、この委任状は、連合員の政府の首長又は外務大臣の署名した全権委任状とする。  
(二) 特別委員會は、會議の最初の一週間内に、各代表團の委任状を審査する。  
(三) いずれの代表團も、その委任状が正式なものであることを特別委員會によつて宣言されない限り、投票を行うことを許されない。
- 3 正当な委任状を有する代表團は、その出席し得ない一又は二以上の會合における投票権の行使を、正当な委任状を有する他の代表團に委任することができる。いかなる場合においても、代表團は、代理によつて、一個をこえる代理投票権を行使することはできない。

## 第四章 臨時主管廳會議の招集又は會議の期日若しくは場所の変更に関する手續

くは場所の変更に関する手續

- 1 連合員又は準連合員が管理理事会の議長に対して、(い)臨時主管廳會議の會合、又は(ろ)次回の全権委員會議若しくは主管廳會議の場所若しくは期日の変更を希望する旨を通知するときは、右の連合員又は準連合員は、期日及び場所を提議する。
- 2 管理理事会は、この種の要求二十以上を受けたときは、すべての連合員又は準連合員にその旨を通知し、且つ、必要な資料を提供するとともに、その意見を受領するために六週間の期限を定める。期日及び場所に関して連合員の間に見たときは、管理理事会は、提議された會合の場所の所在國の政府に対して、招請政府とすることに同意するかどうかを尋ねる。同意の回答があつたときは、理事会及び關係政府は、必要な措置を執るために協議する。不同意の回答があつたときは、管理理事会は、會議の招集を請求した連合員及び準連合員にその旨を通知して、他の提議をなすことを求める。この提議を受領したときは、管理理事会は、次の第三項に定める協議手續に従い、場合によつて、措置する。
- 3 會議について数個の期日又は場所が提議されたときは、管理理事会は、提議された場所の存在する各國の政府と協議する。管理理事会は、これらの政府の意見に接したときには、すべての連合員及び準連合員に対して、利用可能な場所及び(又は)期日の中から一を選択することを求める。次いで管理理事会は、連合員の過半数の希望に従つて、招請政府と協力して會議を組織する。

- 4 すべての連合員及び準連合員は、會議の會合の期日及び場所に関する管理理事会の通知に対する回答を、右の通知の日附から六週間以内に管理理事会に到着するように發送する。

### 第五章 會議に対する提案の提出方法

- すべての提案で、それを採用すれば條約又は規則の條文の改正となるものは、これを討議に付するためには、章、條又は項の番号によつて、右の改正を要する條文の部分を明らかにする参照事項を包含することを要する。

## 第六章 會議の内部規則

### 第一條 議席の順序

總會の會合において代表、代表者、専門家及び隨員は、代表團ごとに集合し、代表團の席順は、その代表する國のフランス語の名称のアルファベット順による。

### 第二條 總會の第一回會合

總會の第一回會合は、招請政府が指定した者によつて開會される。

### 第三條 議長及び副議長の選挙

會議の議長及び副議長は、會議の總會の第一回會合において選挙する。

### 第四條 議長の権限

- 1 議長は、總會の會合を開會し、閉會し、討議を指導し、及び投票の結果を宣言する。
- 2 議長は、なお、會議のすべての事業を統括する。



第一 政治法

第五條 會議の書記局

總會の第一回会合において、連合の事務局の職員及び、必要があるときは、招請政府の主管廳の職員をもつて構成する會議の書記局を組織する。

第六條 委員会の設置

總會は、會議の討議に付された問題を審査するために、委員会を設置することができる。この委員会は、小委員会を設置し、小委員会は又、分科小委員会を設置することができる。

第七條 委員会の構成

1 全権委員會議においては、委員会は、参加を請求し、又は總會の指定した連合員又は準連合員の代表で構成する。  
2 (一) 主管廳會議においては、委員会は、認められた私企業の代表者をも含むことができる。

(二) 電氣通信の學術團體又は工業團體の専門家、國際機關の傍聴者及び團體、協會又は個人を代表する者は、一般規則第二章及び第六章第九條に従つて、主管廳會議の委員会、小委員会及び分科小委員会に、投票権なしで出席することができる。

第八條 委員会の議長、副議長及び報告者

1 會議の議長は、各委員会の議長及び副議長の選任について、總會の承認を求める。

2 各委員会の議長は、報告者の指名並びにその委員会の小委員会の議長、副議長及び報告者の選任について委員会に提議する。

第九條 主管廳會議への私的團體の参加

副署又は支持がなければ、提出することができない。

2 會議の議長は、提案又は修正案を、すべての代表團に対する案文の配付によつて提議すべきか、又は單に口頭通告によつて提議すべきかを状況によつて決定する。

3 總會の会合において、許可されたすべての者は、會議中にその提出したすべての提案又は修正案を朗読し、又は朗読させることを求めることができ、且つ、許可を得てその理由を述べることができる。

第十四條 會議中委員会に提出される提案

1 會議の開会後提出される提案又は修正案は、担当委員会の議長に、又は担当委員会について疑のある場合は、會議の議長に交付することを要する。

2 條約又は規則の変更を目的とするすべての提案又は修正案は、これらの條約又は規則に採り入れられるような最終的案文の形式で提出することを要する。

3 關係委員会の議長は、提案又は修正案を、委員会のすべての委員に対する案文の配付によつて提議すべきか、又は單に口頭によつて提議すべきかを状況によつて決定する。

第十五條 延期された提案

提案又は修正案が保留され、又はその審議が延期されたときは、その提出を擁護した代表團は、その提案又は修正案がその後看過されないように注意することを要する。

第十六條 總會の投票手続

二條 約

總會又は委員会は、團體、協會又は個人が請願書を差し出し、又は決議書を提出することを許可することができる。但し、これらの請願書又は決議書が關係國の代表團長によつて副署され、又は支持されたときに限る。又、これらの團體、協會又は個人は、委員会の会合に出席することができる。但し、これらを代表する者は、委員会の議長が關係國代表團長と協議の上有益と認める場合の外は、討議に参加しない。

第十條 会合の招集

總會の会合並びに委員会及び小委員会の会合は、書面によつて、又は會議の会合の場所における掲示によつて告知する。

第十一條 討議の順序

1 発言を欲する者は、議長の同意を得た上でなければ、これをなすことができない。通則として、右の者は、その團體の名称及び國名又はその会社の名称及び本社所在國の國名を明らかにして発言を開始する。

2 発言をなすすべての者は、すべての出席者がその意味をよく理解しうるように、各語を十分に分離し、しばしば休止して、ゆるやかに、且つ、はつきりと述べることを要する。

第十二條 會議開会前に提出された提案

會議開会前に提案された提案は、總會において、一般規則第六章第六條の規定に従つて設置された担当委員会に割りあてる。

第十三條 會議中に提出される提案

1 いかなる提案又は修正案も、關係國代表團長又はその代理人の

1 總會の会合において、各提案又は修正案は、討議の後投票に付することを要する。

2 總會の会合において有効な投票が行われるためには、會議に対する委任状を有し、且つ、投票権を有する代表團の少くとも半数が、投票の行われる会合に出席し、又は代理されていることを要する。

3 投票は、挙手によつて行う。投票を再度計算した後においてもなお、過半数であることが明らかでないとき、又は投票の個別的計算が求められたときは、連合員のフランス語の名称のアルファベット順による指名点呼をもつて投票を行う。

4 總會の会合においては、いかなる提案又は修正案も、出席し且つ投票する代表團の過半数の支持がなければ、採用されない。棄権は、過半数を構成するのに必要な投票数の計算においては考慮に入れない。可否同数の場合は、案は、否決されたものとみなす。

5 前項の規定は、連合員の加入に関しては適用しない。この場合において適用すべき手続は、條約第一條に定めるところによる。

6 棄権の数が出席し且つ投票する代表團の数の一分の一をこえたときは、案は、その後の会合の審議に再び付する。この会合では、棄権は、考慮に入れない。

7 投票を行うことが決定したとき、出席し且つ投票の資格を有する少くとも五の代表團が秘密投票を要求した場合は、秘密投票を行うこととし、且つ、秘密を確保するために必要な措置を執る。



第一 政治法

第十七條 委員会における投票権及び投票手續

- 1 委員会における投票権は、一般規則第三章に定める。
- 2 委員会における投票手續は、一般規則第六章第十六條第一項、第三項、第四項及び第六項に定める。

第十八條 新規定の採択

- 1 通則として、他の代表團が承認した提案について自己の意見を貫徹し得なかつた代表團は、過半数の意見に同調するように努めることを要する。

- 2 もつとも、代表團は、案件がその政府による條約の批准又は規則の承認を妨げる性質のもの認めるときは、この案件について暫定的に又は決定的に留保をなすことができる。

第十九條 総会の会合の議事録

- 1 総会の会合の議事録は、会議の書記局が作成する。

- 2 (一) 通則として、議事録には、單に提案及び結論を記録し、これに関するおもな理由を簡潔に附記する。

- (二) もつとも、各代表、代表者又は傍聴者は、そのなしたすべての陳述の概要又は全部を議事録に記入することを請求する権利を有する。この場合において、請求者は、会合の終了後二時間以内、その陳述文を会議の書記局に自ら提供することを要する。この権利を慎重に行使用することが勧告される。

第二十條 委員会の報告

- 1 (一) 委員会及び小委員会の討議は、会合ごとに報告にとりまめめる。この報告には、討論の要点、総会が知ることを有益とする。

る諸種の意見並びに提案及び総合的結論を特記する。

- (二) もつとも、各代表は、代表者又は傍聴者は、そのなしたすべての陳述の概要又は全部を報告に記入することを請求する権利を有する。この場合において、請求者は、会合の終了後二時間以内、その陳述文を報告者に自ら提供することを要する。この権利を慎重に行使用することが勧告される。

- 2 必要があるときは、委員会又は小委員会は、その事業の終了に際して最終報告を作成する。この報告には、提案及び自己に付託された研究の結果たる結論を簡潔に再録する。

第二十一條 議事録及び報告の採択

- 1 (一) 通則として、総会の各会合の初め又は委員会若しくは小委員会の各会合の初めにおいて、前回の会合の議事録又は報告を朗読する。

- (二) もつとも、議長は、手續上十分と思料し、且つ、何らの異議が表明されないときは、総会、委員会又は小委員会の構成員に対して議事録又は報告の内容について意見があるかどうかを尋ねるにとどめることができる。

- 2 次いで、議事録又は報告は、総会、委員会又は小委員会において述べられ、且つ、承認された意見に従つて採択し、又は修正する。

- 3 すべての最終報告は、関係委員会又は小委員会によつて承認されることを要する。

- 4 (一) 総会の最終会合の議事録は、会議の議長が審査して承認する。

れる。

第二十六條 新聞発表

- 1 会議の事業についての公式発表は、会議の議長又は副議長の一人の許可がなければ、新聞に傳達することができない。

第二十七條 料金免除

- 1 條約に定める会議及び会合の会期中、代表、代表者、事務総局長、事務総局次長、連合事務総局局長及び管理理事會構成員は、招請政府が他の政府及び関係私企業と協議の上決定する範囲において、郵便、電信及び電話の料金の免除を受ける権利を有する。

第二部 國際諮問委員会

第七章 總則

- 1 一般規則第二部の規定は、國際諮問委員会の任務及び構成を定めた條約第八條を補充する。
- 2 諮問委員会は、又、適用しうる限り、一般規則第一部に掲げた會議の手續規定を守ることを要する。

第八章 参加の條件

- 1 (一) 國際諮問委員会は、次のもので構成する。
  - (い) 権利として、連合員及び準連合員の主管廳
  - (ろ) 請求により、且つ、次の手續の適用を條件として、認められた私企業で、委員会の事業にその専門家を参加させる希望を表明したもの。

- (二) 認められた私企業から発する諮問委員会の事業への参加の最初の請求は、事務総局長にあててこれを要し、事務総局長

二 條 約

會議において確定的に承認された條文は、必要な権限を有する代表によつて、フランス語の國名のアルファベット順に従つて署名さ

第二十五條 署名

條約及び規則の條文は、第二讀会を経て、承認を受けた後初めて確定的となる。

第二十四條 確定的承認

條約及び規則の條文は、第二讀会を経て、承認を受けた後初めて確定的となる。

第二十三條 番号整理

- 1 改正される條文の章、條及び項の番号は、総会の第一讀会まで存置する。追加される條文には、暫定的に「二」、「三」等の番号を附し、削除された條文の番号は、使用しない。

- 2 章、條及び項の最終的番号整理は、第一讀会において採択された後起草委員会に付託される。

第二十二條 起草委員会

- 1 諸種の委員会が発表された意見を考慮してできる限り最終的案文の形式で作成した條約又は規則の條文は、起草委員会に回付する。起草委員会は、意味を変更しないで條文の形式を完全にし、且つ、修正されない旧條文とあわせ整理することを任務とする。

- 2 整理した全條文は、承認をうるために総会に提出され、総会は、これについて決定をなし、又は再審議のために担当委員会にこれを返付する。

る。

- (二) 委員会又は小委員会の最終会合の報告は、その委員会又は小委員会の議長が審査して承認する。

れる。



は、すべての連合員及び準連合員並びに関係諮問委員会の委員長に、これを通報する。私企業から発する請求は、その私企業を認めた政府の主管廳が承認したものであることを要する。

(三) 諮問委員会の構成員たるすべての私企業は、希望するときはその旨を委員会の委員長に通告して、委員会の事業への参加を終止する権利を有する。この決定は、右の通告の日から一年の期間の満了後において効力を生ずる。

2 (一) 國際機關で、その事業を國際電信通信連合の事業と調整し、且つ、關係のある活動を行うものは、諮問委員会の事業に諮問的資格で参加させることができる。

(二) 國際機關から發する諮問委員会の事業への参加の最初の請求は、事務総局長にあることを要し、事務総局長は、すべての連合員及び準組合員に対して、右の請求の承認について賛否を表明することを電信をもつて求める。一箇月以内に到着した連合員の回答の過半数が賛成のときは、右の請求は、承認される。事務総局長は、右の協議の結果をすべての連合員及び準連合員並びに関係諮問委員会の委員長に通報する。

3 (一) 學術團體又は工業團體で、電氣通信問題の研究又は電氣通信業務用の器材の研究若しくは製作に従事するものは、關係國主管廳の承認を條件として、諮問委員会の研究委員会の会合に諮問的資格で参加させることができる。

(二) 學術團體又は工業團體から發する諮問委員会の研究委員会の会合への参加の最初の請求は、その諮問委員会の委員長にある。

定めたものとする。

2 諮問委員会の總會の会合において投票を許可される國は、條約第一條第三項(二)に定めたものとする。但し、構成國が主管廳によつて代表されていないときは、その認められた私企業の代表者は、全体で、且つ、その数を問わず、ただ一個の投票権を有する。

第十二章 研究委員会の設置

總會は、研究すべき問題を処理するために必要な研究委員会を設置する。總會は、研究委員会の事業に参加すべき主管廳、私企業、國際機關、學術團體及び工業團體を指定する。總會は、各研究委員会を主宰すべき主任報告者を指名する。

第十三章 事務の処理

1 研究委員会に付託された問題を通信によつて解決することができるときは、主任報告者は、右の問題を口頭をもつて討議することができるように、便宜な場所における会合を自國の主管廳の許可を得て提議することができる。

2 もつとも、無益の旅行及び長期の不在を避けるために、諮問委員会委員長は、各種の關係研究委員会を主宰する主任報告者と協議の上、同一場所で同一期間に開くべき研究委員会の集合の会合の全般的計画を作成する。

3 通信の結果による報告又は研究委員会の会合において作成した報告は、委員長において、なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にも總會の次回会合の期日の少くとも一箇月前に到着するの

てることを要する。右の請求は、關係國主管廳が承認したものであることを要する。

第九章 總會の任務

總會は、研究委員会が提出した意見案を承認し、修正し、又は拒否し、且つ、條約第八條第二項に従つて研究すべき新問題の項目を定めることを任務とする。總會は、關係諮問委員会の會計狀況報告を管理理事會に提出する。

第十章 總會の会合

1 總會は、通例二年ごとに会合する。但し、その会合の一は、關係主管廳會議の会合の約一年前に開催するものとする。

2 總會の会合の期日は、研究委員会の事業の進行狀況に従つて、少くとも十二の参加國の承認をもつて、繰り上げ、又は繰り下げることができる。

3 總會の各会合は、總會の前回の会合によつて決定された場所で開催する。

4 諮問委員会の總會の各会合においては、その会合が開催される國の代表團の長が、議長となる。議長は、總會で選挙された副議長によつて補佐される。

5 諮問委員会の總會の書記局は、その委員会の専門事務局が、必要があるとき招聘政府の主管廳及び事務総局長の職員を協力を得て、これに当る。

第十一章 總會の会合における用語及び投票方法

1 總會の会合及び諮問委員会の公文書の用語は、條約第十五條に

に間に合うように、諮問委員会の参加主管廳及び構成員たる私企業に送付する。前記の條件によつて送達された報告の目的とならなかつた問題は、總會の議事日程に掲げることができない。

第十四章 委員長の職務、専門事務局

1 (一) 諮問委員会の委員長は、研究委員会、總會及び諮問委員会の事業を調整する。

(二) 委員長は、委員会の記録を保管する。

(三) 委員長は、その直接の配下にあつて委員会の事業を組織するために執務する専門職員から成る事務局によつて補佐される。

(四) 國際無線通信諮問委員会の委員長は、又、條約第八條に従つて副委員長によつて補佐される。

2 委員長は、全權委員會議又は管理理事會によつて承認された予算の範囲内で、右の事務局の技術及び事務の職員を選任する。この技術及び事務の職員の任命は、事務総局長が委員長と協議して行う。

3 委員長は、總會及び研究委員会の討議に職権によつて諮問的資格で参加する。委員長は、總會及び研究委員会の会合の準備に関するすべての措置を執る。

4 國際無線通信諮問委員会の副委員長は、議事日程中の問題がその任務に關係するときは、總會及び研究委員会の討議に職権によつて諮問的資格で参加する。

5 委員長は、總會の前回会合以後の諮問委員会の活動を總會に提



出する報告中に掲げる。この報告は、承認を受けた後事務総局長に送付する。

6 委員長は、次の二年の各に対する経費の予算案について、総会の承認を求める。総会の承認を受けた後、委員長は、連合の年次予算案に編入するために、この予算案を事務総局長に送付する。

第十五章 主管廳會議に対する提案の準備

担当主管廳會議の一年前に、各諮問委員会の關係研究委員会の代表者は、前回の主管廳會議後その諮問委員会の表明した意見のうちから關係規則の修正提案を引き出すために、事務総局長の代表者と通信し、又は会合する。

第十六章 諮問委員会と諮問委員会相互の間及び他の國際機關との關係

1 國際諮問委員会は、共通の利益の問題について研究をなし、且つ、意見を表明するために、合同委員会を組織することができ

2 各諮問委員会は、連合の他の委員会の会合又は招請を受けた他の國際機關の会合に諮問的資格で出席する代表者を指定することができる。

3 連合の事務総局長又は二事務総局長のうちの一人、國際周波数登録委員会の代表者及び連合の他の諮問委員会の委員長又はその代表者は、國際諮問委員会の会合に諮問的資格で出席することができる。

第十七章 諮問委員会の會計

- (一) 前記第四項(一)の規定は、學術團體又は工業團體及び國際機關に適用する。但し、管理理事會が、條約第十四條に従つて、委員会の経費分担をこれらに明白に免除した場合を除く。
- 5 前記第二項に定めた諮問委員会の経費は、その分担を約束した主管廳に、各政府が連合の通常経費の分担の基礎として條約第十四條に従つて選定した單位数に應じて割りあてる。私企業、國際機關及び學術團體又は工業團體で、委員会の経費の分担を約束したものは、この目的のために各自の属することを希望する等級を、指示する。
- 6 主管廳、私企業、國際機關又は學術團體若しくは工業團體は、各その代表者の個人的経費を負担する。

第五附属書 (第二十六條参照)

國際連合と國際電氣通信連合との間の協定

前文

國際連合憲章第五十七條及び千九百四十七年アトランティック・シテイにおいて締結された國際電氣通信連合條約第二十六條の規定にかんがみて、國際連合及び國際電氣通信連合は、次のとおり協定する。

第一條

國際連合は、國際電氣通信連合(以下連合という。)がその基本文書に定めた目的を達成するために右の文書に即する適当なすべての措置を執ることを任務とする専門機關であると認める。

第二條 相互の代表

二條 約

1 國際諮問委員会の委員長の給與(國際無線通信諮問委員会副委員長の給與を含む。)及び専門事務局の通常経費は、條約第十四條の規定に従つて、連合の通常経費に包含される。

2 總會及び研究委員会の会合に要する経費(委員長、國際無線通信諮問委員会副委員長及びこれらの会合に使用される書記局の全員の臨時経費を含む。)は、会合に参加する主管廳、私企業及び學術團體又は工業團體が、後記の割当に従つて負担する。

3 諮問委員会の事業に参加することを希望する主管廳は、その旨の宣言を事務総局長に発する。この宣言は、前項に定めるとおりこの委員会の臨時経費を分担し、且つ、供給されたすべての書類の代價を支拂う約束を含む。この約束は、宣言の日に先立つ總會の会合の終了の日から効力を生じ、關係主管廳が廃棄するまで効力を有する。廃棄の通告は、その受領の日に次ぐ總會の会合の終了の日から効力を生ずる。

もつとも、この廃棄を通告した主管廳は、前記の約束の有効期間中に開かれる總會の最後の会合に関する書類を受領する権利を有する。

4 (一) 諮問委員会の構成員たる各私企業は、前記第二項に定めた経費を分担することを要する。右の私企業は、一般規則第八章第一項(一)に定めた参加の請求の日の直前の總會の会合の終了後供給された書類の代價を、支拂うことを要する。この義務は、一般規則第八章第一項(三)に従つて参加終止の通告が効力を生ずる日まで、存続する。

1 國際連合は、連合のすべての全權委員會議及び主管廳會議の討議に投票権なしで参加する代表者を送るよう勧誘される。國際連合は、又、連合と適当に協議した上、國際諮問委員会の会合又は連合によつて招集されるその他のすべての会合に、國際連合に利害關係のある問題の討議に投票権なしで参加する権利をもつて出席する代表者を送るよう勧誘される。

2 連合は、電氣通信問題の協議のために、國際連合の總會の会合に出席する代表者を送るよう勧誘される。

3 連合は、國際連合の經濟社會理事會、信託統治理事會並びにそれらの委員会及び小委員会の会合に出席する代表者を送り、且つ、連合が利害關係を有する議事日程中の項目の討議に投票権なしで参加するよう勧誘される。

4 連合は、國際連合の總會の主要なる委員会の会合において連合の所管に属する問題が討議されるときは、これに出席する代表者を送り、且つ、右の討議に投票権なしで参加するよう勧誘される。

5 國際連合事務局は、連合が提出するすべての文書を、場合により、總會、經濟社會理事會及びその委員会並びに信託統治理事會の構成員に配付する。同様に、連合は、國際連合が提出する文書をその連合員に配付する。

第三條 議事日程への問題の記載

連合は、必要とされることのある事前の協議を行った上、國際連合が連合に提案した問題を全權委員會議、主管廳會議又は連合の他



の機関の会合の議事日程に記載する。同様に、経済社会理事会及びその委員会並びに信託統治理事会は、連合の会議又は他の機関が提案した問題をその議事日程に記載する。

第四條 國際連合の勧告

1 連合は、國際連合が憲章第五十五條に定めた目的の達成を促進しなればならず、又、経済社会理事会が憲章第六十二條によつて與えられた任務及び権限の行使として、経済、社会、文化、教育及び公衆衛生の分野並びにその他の關係分野の國際問題に関する研究及び報告を行い、又はこれを發議し、且つ、これらのすべての問題について關係専門機関に勧告を發するのに國際連合が援助を與えなければならないことを考慮し、更に、國際連合が右の専門機関の活動及び基礎的一般原則の調整のため勧告を行うべきことを憲章第五十八條及び第六十三條が定めてゐることを考慮して、國際連合が連合に対して發するすべての公式の勧告を、連合の適当な機関に、有益な目的のために、なるべくすみやかに付議するため、必要な措置を執ることに同意する。

2 連合は、國際連合の請求により、この勧告に関して、國際連合と協議し、又、この勧告を実施するために連合若しくはその連合員が執つた措置又はこの勧告のすべての他の結果について、適当な時期に國際連合に通報することに同意する。

3 連合は、専門機関の活動と國際連合の活動との十分に効果的な調整を確保するために必要なすべての他の措置について協力する。ことに、連合は、経済社会理事会がこの調整を容易にするた

め設置することのあるすべての機関と協力し、又、この目的を達成するため必要なすべての資料を提供することに同意する。

第五條 資料及び書類の交換

1 ある種の書類の秘密の保持に必要な措置を留保して、國際連合及び連合は、各自の必要を満たすために、資料及び書類をできる限り完全に且つ迅速に交換する。

2 前項の規定の一般性を害することなく、

(イ) 連合は、その活動に関する年報を國際連合に提出する。

(ロ) 連合は、國際連合が連合に対してなすことのある特別報告、研究又は資料のすべての請求にできる限り應ずる。

(ハ) 國際連合事務総長は、連合に特別の利害關係のある資料を提供するために、連合の権限のある機関の請求により、これと意見の交換を行う。

第六條 國際連合への援助

連合は、その連合員であつて國際連合の加盟國でないもの特殊地位を十分に考慮して、國際連合憲章及び國際電氣通信條約に従つて、國際連合並びにその主要機関及び補助機関と協力し、且つ、これらに対して可能なすべての援助を與えることに同意する。

第七條 國際司法裁判所との關係

1 連合は、國際司法裁判所が同裁判所規程第三十四條に従つて請求することのあるすべての資料を、これに提供することに同意する。

2 國際連合總會は、連合と國際連合又は他の専門機関との間の相

互關係に関する問題を除いて、連合の所管の範囲内において起る法律問題について、連合が國際司法裁判所の諮問的意見を請求することを許可する。

3 この請求は、全権委員會議又はその許可によつて行動する管理理事会から右の裁判所に対してなすことができる。

4 連合は、國際司法裁判所に対して諮問的意見を請求するとき、この請求を経済社会理事会に通報する。

第八條 職員に関する規定

1 國際連合及び連合は、職員について、雇用条件の重大な差異及び採用上の競争を避けるため、且つ、その勤務を最もよく利用するのに双方が望ましいと認める人事の交流を容易にするために、できる限り、共通の基準、方式及び規定を定めることに同意する。

2 國際連合及び連合は、この目的を達成するために、できる限り協力することに同意する。

第九條 統計業務

1 國際連合及び連合は、統計資料の収集、分析、發表、標準化、改善及び頒布に関して、できる限り緊密な協力、活動の重複の回避及び専門職員の最も効果的な利用の実現に努めることに同意する。両者は、統計資料を最も良く利用するため並びにこの資料を供給する政府及びその他の機関の負担を軽減するために協力することに同意する。

2 連合は、國際連合が諸國際機関の一般目的に役立つ統計の收

集、分析、發表、標準化、改善及び頒布を任務とする中央機関であると認める。

3 國際連合は、連合がその本來の分野における統計収集、分析、發表、標準化、改善及び頒布を任務とする中央機関であると認める。但し、この統計が國際連合自体の目的の実現又は全世界の統計の改善に必要な限り、國際連合がこれに關與する権利は、妨げられることはない。連合の業務書類を作成する様式についてのすべての決定は、連合が行う。

4 一般的利用に供するため統計資料の中心を作る目的をもつて、連合の基本的統計集又は特別報告に編入するために連合に提供された資料を國際連合に、その請求によつて、できる限り利用させることに同意される。

5 國際連合の基本的統計集又は特別報告に編入するために國際連合に提供された資料を連合に、その請求によつて、できる限り且つ適当な範囲で、利用させることに同意される。

第十條 行政的及び技術的業務

1 國際連合及び連合は、職員及び利用しうる財源を最も効果的に使用するために、相互に競争し、又は重複する業務の創設をできる限り避け、且つ、必要があるときは、このために協議することが望ましいことを認める。

2 國際連合及び連合は、公文書の登録及び保管に關し、共同して措置を執る。

第十一條 予算及び會計の規定



- 1 連合の予算又は予算案は、連合員に送付されると同時に、國際連合に送付される。國際連合總會は、これらに関して連合に勧告をなすことができる。
- 2 連合は、その予算が討議される時はいつでも、國際連合總會又はその總會のすべての委員会の討議に投票権なしで参加する代表者を送る権利を有する。

第十二條 特別業務の經理

- 1 國際連合がこの協定の第六條又はその他の規定に従つて援助、特別報告又は研究を請求した結果、連合が多額の追加経費を負担しなければならぬときは、この経費をできる限り公正に負担する方法を定めるために、当事者の間で協議する。
- 2 又、國際連合及び連合は、連合の請求によつて國際連合が提供した行政、技術又は会計上の中央業務及びすべての特別の便宜又は援助の費用の負担について、公正と認められる措置を執るために協議する。

第十三條 諸機關の間の協定

- 1 連合は、連合と他のすべての専門機關、政府間機關又は非政府的國際機關との間に計画されるすべての正式協定の性質及び範圍を經濟社会理事會に通報することに同意し、なお、協定が締結されたときは、その細目を經濟社会理事會に通報する。
- 2 國際連合は、連合に關係のある問題について他のすべての専門機關が計画するすべての正式協定の性質及び範圍を連合に通報することに同意し、なお、協定が締結されたときは、その細目を連

合に通報する。

第十四條 連絡

- 1 國際連合及び連合は、前記の諸規定が兩者の間の効果的な連絡の維持に寄與することを確信して、これに同意する。兩者は、このために必要な措置を執る意思を確認する。
- 2 この協定に定めた連絡に關する規定は、連合と國際連合（地域的事務局及び補助事務局を含む。）との間の關係に適當な範圍で適用する。

第十五條 國際連合の電氣通信業務

- 1 連合は、國際連合が電氣通信業務の運営について連合員と同一の権利を享有することを重要と認める。
- 2 國際連合は、その管下にある電氣通信業務を國際電氣通信條約及び附屬規則の規定に従つて運営することを約束する。
- 3 この條の適用に關する細目手続は、別に取りきめるところによる。

第十六條 協定の實施

國際連合事務局総長及び連合の権限ある機關は、この協定の適用上望ましいと認められるすべての補足取極を締結することができる。

第十七條 改正

この協定は、いずれか一方の締約者からの六箇月の予告を條件として、國際連合と連合との間の協議で改正することができる。

第十八條 効力の發生

- 1 この協定は、國際連合總會及び千九百四十七年アトランティック

ク・シテイにおける電氣通信全權委員會議の承認を得た後、暫定的に効力を發生する。

- 2 第一項の承認を條件として、この協定は、千九百四十七年アトランティック・シテイにおいて締結された國際電氣通信條約と同時に、又は連合の決定によつてそれ以前の日から、正式に効力を發生する。

千九百四十七年八月レーク・サクセスにおいて

専門機關との交渉を命ぜられた經濟

社会理事會の小委員會議臨時委員長

ウォールタ・コツニグ

國際電氣通信連合交渉委員會議長

サー・ハロルド・シュートバート

國際電氣通信條約（千九百四十七年アトランティック・シテイ）の最終議定書

下に署名する全權委員は、アトランティック・シテイ國際電氣通信條約に署名するに際し、次の宣言を了承する。

カナダについて

カナダは、この條約に署名するに際し、アトランティック・シテイ條約第十三條第三項を受諾しないことを留保する。カナダは、こ

の條約の附屬無線通信規則の義務を承認するが、現在においては、追加無線通信規則、電信規則又は電話規則によつて拘束されることを受諾しない。

二

チリ共和國について

チリ國代表團長は、アトランティック・シテイ無線通信規則に署名するに際し、右の規則の第四十一條第二部第九〇号、第九九一号、第九九二号、第九九四号、第九九五号、第九九六号、及び第九九七号の規定に關して暫定的な留保をする。

チリ國代表團長は、アトランティック・シテイ國際電氣通信條約に署名するに際し、アトランティック・シテイ條約第三十九條の規定に關して暫定的な留保をする。

三

コロンビア共和國について

コロンビア共和國は、この條約に署名するに際し、アトランティック・シテイ條約第十三條に掲げた電話規則に關するいかなる義務をも受諾しないことを正式に宣言する。

四

エクアドル共和國について

エクアドル共和國は、この條約の署名が同國に対してアトランティック・シテイ條約第十三條に掲げた電信規則、電話規則又は追加無線通信規則に關するいかなる義務の受諾を伴わないことを正式に宣言する。



五

アメリカ合衆國について

アメリカ合衆國のために及びその名においてなされたこの條約の署名は、アメリカ合衆國のすべての属領に対しても憲法上の手續に従つて効力を有する。

アメリカ合衆國は、その名においてなされたこの條約の署名によつて、アトランティック・シテイ條約第十三條に掲げた電信規則、電話規則又は追加無線通信規則に関するいかなる義務をも受諾しないことを正式に宣言する。

六

ソウイェト社会主義共和國連邦について

ソウイェト社会主義共和國連邦代表團は、國際電氣通信條約に署名するに際し、條約第一條第二項が法律的に根拠を欠き、且つ、條約の他の條項及びマドリッド電氣通信會議の決議に矛盾するものと認めて、これに同意しないことを正式に宣言する。

なお、ソウイェト社会主義共和國連邦代表團は、マドリッド條約にすべての権利をもつて参加している主權國たるラトヴィア、リシアニア及びエストニアの各ソウイェト社会主義共和國並びに蒙古人民共和國が何らの法律的根拠なくして連合員表(第一附屬書)に含まれていないことを不当と料する。

ソウイェト社会主義共和國連邦代表團は、國際電氣通信連合員の資格に関するすべての規程を、次回の全權委員會議の際改正の目的となすことを要するものと思料する。

七

中華民國について

中華民國は、この條約に署名するに際し、第十三條に掲げた電話規則に関するいかなる義務をも受諾しないことを正式に宣言する。

八

フィリピン共和國について

フィリピン共和國は、アトランティック・シテイ條約に署名するに際し、現在においては、この條約の第十三條第三項に掲げた電話規則及び電信規則によつて拘束されることを受諾し得ないことを宣言する。

九

パキスタンについて

パキスタン代表團は、この條約に署名するに際し、第十三條に掲げた電話規則に関するいかなる義務をも受諾しないことを正式に宣言する。

十

ペル共和国について

ペル代表團長は、アトランティック・シテイ條約に署名するに際し、電信規則、電話規則及び追加無線通信規則に関して第十三條に定めた義務について暫定的な留保をする。

十一

キューバ共和國について

キューバ國のために及びその名においてなされたこの條約の署名

(四)、キューバ國が電話規則に関する第十三條第三項の規定を受諾しないことを留保してなされたものである。

十二

ヴェネズエラ合衆國について

ヴェネズエラ合衆國は、この條約に署名するに際し、第十三條(規則)に掲げた電信規則、電話規則及び追加無線通信規則に関するいかなる義務をも受諾しないことを正式に宣言する。

十三

ウルグァアテイ東方共和國について

ウルグァアテイ東方共和國代表團は、この條約に署名するに際し、第十三條に掲げた電信規則、電話規則又は追加無線通信規則に関するいかなる義務をも受諾しないことを宣言する。

十四

サウディ・アラビア王國について

サウディ・アラビア國代表團は、この條約に署名するに際し、第十三條に掲げた電信規則、電話規則、無線通信規則又は追加無線通信規則に関するすべての義務を受諾し、又はしない権利を自國政府のために留保する。

十五

パナマ共和國について

パナマ共和國は、千九百四十七年アトランティック・シテイ條約に署名するに際し、この條約の第十三條に掲げた電信規則、電話規則又は追加無線通信規則に関するいかなる義務をも受諾しないこと

を宣言する。

十六

メキシコ國について

メキシコ國代表團は、アトランティック・シテイ國際電氣通信條約に署名するに際し、この署名によつて、この條約の第十三條に掲げた電信規則、電話規則又は追加無線通信規則の受諾についてメキシコ國政府を拘束しないことを宣言する。

十七

エチオピア國について

エチオピア國代表團は、その権限がすべての署名は批准を要するといふ條件で明白に與えられているので、一經過的取極に関する議定書に關して暫定的な留保をすることを正式に宣言する。

十八

イラク國について

イラク國は、この條約を署名するに際し、第十三條に掲げた電話規則及び電信規則を受諾し、又はしない権利を留保する。

右の証拠として、各全權委員は、イギリス語及びフランス語をもつて記載したこの最終議定書一通に署名した。この議定書は、アメリカ合衆國政府の記録に寄託保存され、その謄本一通は、各署名政府に交付される。

千九百四十七年十月二日アトランティック・シテイにおいて作



成した。

(條約と同一の署名を伴う。)

國際電氣通信條約(千九百四十七年アトランティック・シテイ)の追加議定書

下に署名する全権委員は、アトランティック・シテイ國際電氣通信條約に署名するに際し、次の追加議定書に署名した。

一 経過的取極に関する議定書

アトランティック・シテイ國際電氣通信會議は、連合の満足な運営を確保し、且つ、千九百四十九年一月一日におけるアトランティック・シテイ國際電氣通信條約の実施の当初からその適用を容易にするために、次の規定を協定した。

1(一) 管理理事会は、アトランティック・シテイ條約第五條に定めた條件において直ちに設置され、この條約に定められたその職務を即時に、且つ、條約の実施に至るまで暫定的に行う。理事會は、第一回會合をアトランティック・シテイにおいて開催する。

(二) 右の會合において、管理理事会は、その議長及び副議長を選挙し、且つ、千九百四十九年一月一日からその恒久的職務を行うために、千九百四十八年十二月三十一日に終る経過期間に對するその事業計畫を作成する。

2(一) 國際周波数登録委員會は、アトランティック・シテイ條約

第六條に定めた條件において直ちに任命され、條約の実施の日まで暫定的にその職務を行う。

(二) 國際周波数登録委員會は、その第一回會合をアトランティック・シテイにおいて開催する。委員會の委員は、技術的資格が條約第六條に定めた要件に、特例として、必ずしも十分には適合しない者を、この會合に参加するために、暫定的に指名することが出来る。このようにして指名された者は、連合から何らの給與をも受けない。

(三) アトランティック・シテイ條約に規定されたとおりの恒久的の基礎において登録委員會を設置する目的をもつて、右の會合において、登録委員會は、アトランティック・シテイ國際無線通信會議の決定に従つて組織され、千九百四十八年一月一日から千九百四十八年十二月三十一日までの経過期間に對するその事業計畫を作成する。

3(一) 事務總局は、アトランティック・シテイ條約第九條の規定に従つて直ちに設置され、この條約の実施に至るまで暫定的にその職務を行う。その職員の仕事には、アトランティック・シテイ條約の実施の日における職務の引継を容易にするために、スイス政府の同意を得てなるべく事務局の現在職員を充てる。

(二) この條約の規定にかかわらず、アトランティック・シテイ國際電氣通信會議は、連合の事務總局長及び二事務總局次長を暫定的に指名することに決定した。

この議定書に従つて、現連合事務局長エフ・フォン・エルンス

ト氏を事務總局長の職に充てるために指名し、現連合事務局長レオン・ミュラティエ氏及びゲラルド・ツエー・グロス氏を事務總局次長の職に充てるために指名する。これらの職員は、條約に定めた條件においてその職務を行うことを要する。

4 経過期間中において、事務總局長は、條約第十六條及び第十七條に定めた手續に従つて批准及び加入を連合員に通告する。

二 ドイツ國及び日本國に関する議定書

権限ある当局がその加入を適當と想料するときは直ちに、ドイツ國及び日本國がアトランティック・シテイ國際電氣通信條約に第十七條の規定に従つて加入することができることに、この議定書によつて同意する。條約第一條に定めた手續は、この二國には適用しない。

三 スペイン國、モロッコのスペイン地帯及びスペイン國の屬地全体に関する議定書

千九百四十六年十二月十二日の國際連合總會の決議が取り消され、又は目的を失つたときは直ちに、一方においてスペイン國、他方においてモロッコのスペイン地帯及びスペイン國の屬地全体がアトランティック・シテイ國際電氣通信條約に第十七條の規定に従つて、投票権を有する連合員の資格で、加入することができることに、この議定書によつて同意する。

條約第一條に定めた手續は、一方においてスペイン國、他方においてモロッコのスペイン地帯及びスペイン國の屬地全体には適用しない。

四 電信規則及び電話規則に関する議定書

電信規則及び(又は)電話規則をまだ承認していない連合員については、條約第十三條第三項の規定は、次回の電信電話主管會議によるこれらの規則の改正後その署名の日において、義務的となる。

五 千九百四十八年における連合の通常経費に関する議定書

アトランティック・シテイ國際電氣通信會議の決議に従つて、管理理事会又はその代りに管理理事会の承認を得て連合事務總局長は、スイス連邦政府に對して、千九百四十八年における連合の通常経費に充てるために百五十万スイス・フランをこえない金額を連合に立て替えるように要請することを許可される。

連合事務總局長は、管理理事会の承認を得て、千九百四十八年において無線通信部のために百万スイス・フラン及び電話電信部のために五十万スイス・フランをこえない通常経費を支弁することを許可される。

六 千九百四十九年ないし千九百五十二年の期間に

おける連合の通常経費に関する議定書  
アトランティック・シテイ國際電氣通信會議は、管理理事会が、連合の運営に必要があり、且つ、連合員及び準連合員の過半数の承認を得たときは、千九百四十九年ないし千九百五十二年の期間における連合の年間通常経費の見積額に相当する四百万スイス・フランをこえる年間通常経費を予定することを、このために採択された決議に従つて許可する。



七 國際周波数登録委員会の暫定的運営に必要な臨時経費を許可する議定書

アトランティック・シテイ國際電気通信会議の決議に従つて、連合事務総局長は、アトランティック・シテイ條約の実施の日まで、國際周波数登録委員会の運営の費用並びにその委員の給與及び出費の支拂に充てるために、臨時経費を支弁することを許可される。

八 管理理事会の暫定的運営を確保するための経費を許可する議定書

アトランティック・シテイ國際電気通信会議の決議に従つて、連合事務総局長は、アトランティック・シテイ條約の実施以前の期間における管理理事会の運営に要する経費を支出することを許可される。この経費は、理事会構成員の公用旅費及び滞在費を含む。

九 臨時周波数委員会の運営に必要な連合の臨時経費を許可する議定書

アトランティック・シテイ國際電気通信会議の決議に従つて、連合事務総局長は、臨時周波数委員会の運営によつて生ずる臨時経費を支弁することを許可される。但し、各國は、臨時周波数委員会の個別委員として職務を行うその代表者及びその顧問の給與及び費用に関する経費を負担する。各地区的國際機関は、その代表者の給與及び費用に関する経費を負担する。

十 連合の経費の分担等級の変更を求める國の従つべき手続に関する議定書

アトランティック・シテイ國際電気通信会議は、次のとおり決議

する。

1 マドリッド條約の規定にかかわらず、アトランティック・シテイ國際電気通信條約第十四條第四項に定めた分担等級は、千九百四十八年一月一日から適用される。

2 各連合員は、アトランティック・シテイ國際電気通信條約第十四條第四項に掲げた等級表から選定した分担等級を千九百四十八年九月一日以前に連合事務総局長に通告する。千九百四十八年會計年度の経費については、この通告は、無線通信業務及び電信電話業務に対し異なる分担等級を指示することができる。千九百四十九年會計年度及びその後の年度における経費については、この通告は、無線通信業務及び電信電話業務の経費の全体に対し單一の分担等級を指示することを要する。

3 前項に定める通告を千九百四十八年九月一日以前にしなかつた連合員は、マドリッド條約の制度の下に右の連合員が選定した單位数に従つて分担することを要する。但し、右の連合員がマドリッド條約の制度の下に無線通信業務及び電信電話業務に対して異なる等級を選定した場合においては、その連合員は、千九百四十九年及びその後の年度において、右の二等級のうち、高いものに従つて分担することを要する。

右の証拠として、各全權委員は、アメリカ合衆國政府の記録に寄存保存されるべきイギリス語及びフランス語をもつて記載したこの追加議定書一通に署名した。その謄本一通は、各署名政府に交付さ

れる。

千九百四十七年十月二日アトランティック・シテイにおいて作成した。

(條約と同一の署名を伴う。)



第二  
行政  
法



## 第二 行政 法

### 一 新 制 定 法

#### (5) 電氣通信省設置法

(昭和二十三年十二月十五日) (逓信大法律第二百四十五号) (臣署名)

##### 電氣通信省設置法

##### 目 次

- 第一章 総則(第一條—第六條)
  - 第二章 内部部局及び地方機関(第七條—第二十八條)
    - 第一節 内部部局(第七條—第二十五條)
    - 第二節 地方機関(第二十六條—第二十八條)
  - 第三章 外局(第二十九條—第四十四條)
    - 第一節 電波廳(第三十條—第三十八條)
    - 第二節 航空保安廳(第三十九條—第四十四條)
  - 第四章 附屬機関(第四十五條—第五十一條)
  - 第五章 職員(第五十二條—第五十三條)
  - 第六章 雜則(第五十四條—第五十六條)
- 附 則

##### 一 新 制 定 法

#### 第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、電氣通信省の所掌事務の範囲及び権限を定めるとともに、第四條に掲げる事業を合理的、能率的に経営し、且つ、所掌行務事務を能率的に遂行するに足る組織の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律及びこの法律施行のための命令の解釈に關しては、左の定義に従うものとする。

- 一 電氣通信義務 有線又は無線による電信、電話、模写電信、写真電信その他電氣的方法による送信又は受信によつて、意思及び事実を傳え、又は受ける一切の手段を設置し、運用し、及び保存すること。
- 二 局内設備 電話交換局、中継局、端局の装置等建物の内部に所在し、又は建物による保護を要する電氣通信装置及び設備(在庫品を除く。)
- 三 局外設備 陸線、地下ケーブル、架空ケーブル等建物による保護を要しない電氣通信装置及び設備(在庫品を除く。)
- 四 電氣通信設備 電氣通信業務を行うため装置すべき業務用機器、建物及びこれらに附屬するもの等一切の物的設備
- 五 電氣通信活動 電氣通信業務の設定及び電氣通信設備の管理に必要な組織、経営及び運用に關する電氣通信省の一切の機能
- 六 私設設備 私設の電話交換装置、電信又は電話の端末装置、



模写電信装置、無線局(送信及び受信を含む。)その他電気通信設備であつて電気通信省が所有するものでないもの又は直接に運用しないもの。

七 増設電話交換系 同一建物内の数個の室からなる事務所若しくは住宅又は同一構内の数個の建物からなる事務所若しくは住宅内の電気通信業務の用に供される私有又は電気通信省所有の交換設備及び電気通信系。この場合において、すべての電話機は、同一の個人又は会社その他の団体が共通の事業又は活動をするために設備されるものとし、且つ、この通信系は、同一事業又は活動を行う同一建物内の諸事務室又は同一構内の諸建物等とこれらの外部にある加入電話との直接接続を行う施設を含まず、又隣接しない建物若しくは敷地間の直接接続を行う施設を含まない。但し、共通でない事業又は活動を行う者に対して業務を提供するため、電気通信省が特別の契約をしたものは、この限りではない。

八 電気通信系 個々の装置を一体的に組み合せて、一の電気通信業務を行い得る系統にするような一切の設備の組み合わせ。特定の用例をしない限り電気通信省の運営するものをいう。

九 公衆電話 公衆の利用に供される加入電話以外の電話であつて、電気通信省以外のいかなる個人又は機関も特に責任を有しないもの。

十 簡易公衆電話 契約によつて通話料を徴収して当事者以外の者の使用にあつてゐることを認められた電話

に關する事務をつかさどる。

3 電気通信省は、前二項の業務を行うにあたり、公共に最大の利益をもたらすようにそれぞれ一体的な業務を設定し、運用し、及び管理し、並びに業務運営に最高度の能率を発揮するように努めなければならない。

(電気通信省の権限)

第五條 電気通信省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。

- 一 法令の定めるところに従い、予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な契約をすること。
- 二 法令の定めるところに従い、所掌事務の遂行に必要な業務施設、研究施設等を設置し、及び管理すること。
- 三 法令の定めるところに従い、所掌事務の遂行に必要な業務用資材、研究用資材、事務用品等を調達すること。
- 四 法令の定めるところに従い、不用財産を処分すること。
- 五 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところに従い、職員の任免、賞罰その他職員の仕事に關する措置をすること。
- 六 国家公務員法その他の法令に触れない範囲で、職員との給與、勤務時間その他勤務の條件を定めること。
- 七 政府職員に対する厚生及び保健に關する法令の定めるところに従い、職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

十一 國際電気通信業務 日本と日本の領土外の地点との間の電気通信業務

十二 無線周波設備 無線電信、無線電話その他周波数毎秒一万サイクル以上の高周波電流を利用する設備(ケーブル搬送設備並びに二線式及び四線式裸線搬送設備を除く。)及びこれに妨害を與えるおそれのある電波を放射する設備

十三 無線周波施設 無線周波設備とその運用及び操作に必要な要員とを備えた施設

十四 周波数 無線周波設備に使用し、又は無線周波設備から発生する電波又は電流の周波数

十五 航空保安施設 航空を援助する目的のため設けられた一切の施設(離着陸場を含む。)及びこれに附屬するもの。

(設置)

第三條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、電気通信省を設置する。

2 電気通信省の長は、電気通信大臣とする。

(電気通信省の任務)

第四條 電気通信省は、左に掲げる國の公共業務(地方的のものを含む。)を一体的に遂行する責任を負う唯一の政府機関とする。

一 電気通信事業

二 電波管理業務

三 航空保安業務

2 電気通信省は、前項の業務の外、有線私設設備の規律及び監督

八 法令の定めるところに従い、職員を訓練すること。

九 法令の定めるところに従い、職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をすること。

十一 法令の定めるところに従い、所掌事務に關し損害を賠償し、又は損害の賠償を受けること。

十二 電気通信省の公印を制定すること。

十三 所掌事務に關する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十四 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十五 所掌事務の遂行に支障のない範囲で、業務施設、業務用品又は電話番号簿その他電信電話の利用上必要な物を利用して、廣告業務を行うこと。

十六 電気通信取扱局(分局及び委託によつて電気通信業務を行う郵便局を含む。以下同じ。)の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

十七 電信及び電話の利用上必要な電話番号簿、特殊頼信紙等の用品を調製し、及び賣りさばくこと。

十八 第二十四條第一号、第九号、第三十五條第一号及び第四十二條第九号に掲げる調査研究であつて、電気通信省において行うことを不利と認めるものを部外の研究機関に委託すること並びに政府機関、個人又は会社その他の団体の委託により、電気



通信技術に関する基礎的研究又は実用化を有償で行うこと。

十九 委託により、政府機関、個人又は会社その他の団体の専用に供する私設電気通信系を建設し、及び保存すること、政府機関、個人又は会社その他の団体からその専用設備を買収すること並びに電気通信系を政府機関、個人又は会社その他の団体の専用に供する契約をすること。

二十 法令の定めるところに従い、電気通信業務及び電波管理業務の運営に必要な特許権及び実用新案権又はその実施権を取得すること。

二十一 法令により委任された範囲において、外國の政府その他の機関又は会社と國際電気通信業務に関し、業務の設定、業務の運用上の諸事項、料率等について、國際的取極を商議し、及び締結すること並びに條約の規定に従い、その料金を減額し、又は増額すること。

二十二 法令の定めるところに従い、収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をし、並びに受入及び支拂に関する報告及び会計の方法を定めること。

二十三 政府機関、個人又は会社その他の団体によつて所有される電気通信設備の建設、設置又は運営に対する申請を許可すること。この許可は、運営上の必要に基き、且つ、第四條第一項及び第三項に規定する電気通信省の職責を考慮して行うべきものとする。

二十四 法令の定めるところに従い、電波を統制し、監視し、及

び規律すること。

二十五 法令により委任された範囲において、電波の管理に関する國際的取極を商議し、及び締結すること。

二十六 法令の定めるところに従い、無線周波施設を規律し、及び監督すること。

二十七 周波数標準値を定め、標準電波を放射し、及び標準時を放送すること。

二十八 法令の定めるところに従い、無線周波設備の機器の最低動作基準を定めること。

二十九 法令の定めるところに従い、無線周波設備の機器の認定及び実地検査をすること。

三十 法令の定めるところに従い、無線周波設備の運用又は操作に従事する者の資格を定め、資格検定をし、及び運用及び操作の免許を與えること。

三十一 前号により運用及び操作の免許を與えられた者が、法令、電波廳の規則又は日本を拘束する電波に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定を犯したことを電波廳が十分に認め得る証拠のあつた場合に、その免許を取り消し、又は停止すること。

三十二 委託により、無線用水晶片及び周波数測定器具を較正すること。

第二章 内部部局及び地方機関

第一節 内部部局

(内部部局)

第六條 電気通信省(外局を除く。)に大臣官房及び左の区分により局並びに國家行政組織法第二十一條の規定に基いて、総務長官官房、部、総務室及び研究所を置く。

総務長官官房

(業務部門)

周知調査局

計画局

營業局

運用局

國際通信部

業務総務室

(施設部門)

施設局

建設局

保全局

資材局

建築部

施設総務室

(事務部門)

人事局

経理局

電気通信研究所

一新制定法

2 前項の局には、國家行政組織法第二十一條の規定により、必要な部を置くことができる。

3 第一項の研究所には、方式実用化部、器材実用化部、基礎研究部、試作部、特許出版部及び事務部の六部を置く。

4 第二項の部の設置及び所掌事務は、政令で定める。

5 第一項から第三項までに掲げる部には、國家行政組織法第七條第一項の課を置くことができる。

三十三 前各号に掲げるものの外、法令に基き電気通信省に属させられた権限

(事務の委託)

第七條 電気通信省は、その所掌事務のうち現業に属する事務の一部を郵便局に行わせることが経済的であると認めるときは、これを郵政省に委託することができる。この場合において電気通信省は、委託した事務の範囲において、郵便局を直接指揮監督する。(特別な職)

第八條 電気通信省に総務長官一人、理事二人を、研究所及び部に研究所長及び部長を置く。

2 総務長官は、各部門及び研究所を統轄し、その業務を執行する職責を有する。

3 理事は、総務長官を助け、うち一人は業務部門の、他の一人は施設部門の各部局を統轄し、その業務を執行する職責を有する。

4 研究所長は、総務長官を助け、研究所の各部を統轄し、その業務を執行する職責を有する。



5 部長は、上官の命を受け、それぞれ所部の事務を掌理し、その職員に服務についてこれを指揮統督する。

(大臣官房の事務)

第九條 大臣官房においては、電氣通信省の所掌事務に関し、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関する事。
- 二 公印を制定し、及び管理すること。
- 三 公文書を授受し、及び發送すること。
- 四 総合調整をすること。
- 五 法令案の審査その他法務に関する事。
- 六 一般会計の予算、決算等の取りまとめに関する事。
- 七 部局の設置及び廃止に関する事。
- 八 國會との連絡に関する事。
- 九 渉外事務に関する事。
- 十 監察を行うこと(総務長官官房において行うものを除く)。
- 十一 報道に関する事。
- 十二 他の部局の所掌に属しない事務に関する事。

(総務長官官房の事務)

第十條 総務長官官房においては、総務長官の職責に属する事項に関し、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関する事。
- 二 総合調整をすること。
- 三 公文書を編集し、及び保存すること。

八 有線私設設備(搬送設備を含む)に関する業務上の条件、方法及び手続を定め、並びにこれを監督すること。但し、無線周波設備に関するものについては、電波廳と協議すること。

九 前各号に掲げるものの外、電氣通信業務の周知及び調査に関し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(計画局の事務)

第十二條 計画局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 前條第五号に掲げる調査及び関係部局の報告に基づき、通信のそ通に必要な設備、回線及び局舎その他これに直接関係がある事項を調査し、計画案を作成し、施設局に送付すること。但し、局舎に関する計画については、施設部門の各部局の所掌に属する事項を除く。
- 二 前号の計画の基礎となる業務標準を定めること。
- 三 施設を最も能率的且つ経済的に利用するため、回線経路、中継方式及び交換区域を定め、その他回線及び設備の利用計画を設定すること。
- 四 業務標準及び取扱方法と施設の条件とが相互に適應するよう研究すること。
- 五 電信法(明治三十三年法律第五十九号)第三條及び無線電信法(大正四年法律第二十六号)第六條の規定に基づき、私設設備を公衆通信の用に使用すること。
- 六 電氣通信取扱局の施設を最も有効且つ能率的に運用し得るよう

一新制定法

四 法令案の審査その他法務に関する事。

五 監察を行う事。

六 職員訓練の基本的計画に関する事。

七 経営分析に関する事。

八 他の部局の所掌に属しない事務に関する事。

(周知調査局の事務)

第十一條 周知調査局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電氣通信業務の勧誘、廣告、宣傳、出版その他公衆関係の計画を設定し、及び実施すること。
- 二 第五條第十五号に掲げる廣告業務に関する事。
- 三 世論を収集し、及び分析すること並びに公衆の不服及び申出を調査し、及び一般的事項にわたるものについて、回答すること。
- 四 私設設備を電氣通信系に統合するため、その所有者と交渉し、及びこれを取得すること並びに、電信電話の特殊の需要に関し、調査し、交渉し、及び契約すること。
- 五 電氣通信業務に関し、現在及び將來の通信需要を基本的且つ第一次的に調査すること。
- 六 電氣通信業務に関する料率及び料金を定めること並びにこれに必要な資料を収集し、及び分析すること(國際通信部の所掌に属するものを除く)。
- 七 一切の料率及び料金に関する情報を発表し、及び周知させること。

九、照明、通風、採暖等を含む局内設備の合理的配置及び整備基準を定め、その実施計画を立て、関係部局に送付すること(施設部門の各部局の所掌に属するものを除く)。

七 業務部門の各部局の用に供する土地建物の需要計画及び処分計画を取りまとめ、施設局に送付すること。

八 前條第四号に掲げる事項に関し、周知調査局に必要な専門的援助を與えること。

九 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の計画に関し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(営業局の事務)

第十三條 営業局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電話の加入並びに電報の受付及び配達に関する事。
- 二 周知調査局の立てた方針に従い、所掌事務について、勧誘、廣告、宣傳、出版その他公衆関係の計画を実施すること。
- 三 公衆の不服及び申出を受け付け、及び周知調査局の立てた方針に従い措置すること並びにその資料を取りまとめ、周知調査局に送付すること。
- 四 電氣通信取扱局の窓口の設定及び廃止並びにその取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。
- 五 電信電話の營業上の業務取扱方法を定め、及び実施すること。
- 六 電信区画を設定すること。
- 七 電信電話に関する料金を徴收すること。



- 八 電話番号簿を編集し、発行し、及び配付し、又は賣りさばくこと並びに特殊頼信紙等を調製し、及び賣りさばくこと。
- 九 郵政省に委託した電氣通信省の所掌事務について、営業上、郵便局を指揮監督すること。
- 十 前各号に掲げるものの外、電氣通信事業の営業上の事項に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(運用局の事務)

第十四條 運用局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電氣通信設備を運用し、及び通信をそ通すること。
- 二 電氣通信系に接続する私設設備の運用及び通信のそ通を監督すること。
- 三 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機關用等の國內電氣通信設備の全部又は一部を運用すること。
- 四 郵政省に委託した電氣通信省の所掌事務について、運用上、郵便局を指揮監督すること。
- 五 業務部門の各部局の提出する予算案を取りまとめること。但し、施設局において行うものを除く。
- 六 予算が成立した場合は、上官の定めた実行予算編成方針に基き、前号の各部局と協議して、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、經理局に送付すること。
- 七 事業計画の変更に伴い、又は經理局の財政上の勧告に従つ

て、成立予算実行計画の修正案を作成し、經理局に送付すること。

- 八 周知調査局の立てた方針に従い、所掌事務について、対公衆關係の計画を実施すること。
- 九 第一号に掲げる事務について、取扱時間を定めること。
- 十 關係部局の用に供するため、所掌事務に關する記録、統計及び資料を作成し、分析し及び送付すること。
- 十一 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の運用に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(國際通信部の事務)

第十五條 國際通信部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 國際電氣通信回線及び設備の需要を充足するための計画案を作成し、施設局に送付すること並びに國內回線及び設備に關し、運用局及び計画局に連絡すること。
- 二 國際電氣通信業務を行い、その設備を運用し、及びその取扱條件を定めること。
- 三 政府機關、個人又は会社その他の團體の専用に供する國際電氣通信設備を設定し、運用し、及び管理すること。
- 四 國際電氣通信業務に關する料率及び料金を定め、これに關する資料を周知調査局に送付すること。
- 五 國際電氣通信業務の設定及び運用上の諸事項並びに料率に關し、外國の政府その他の機關又は会社と結ぶ協定案を作成すること。

六 國際電氣通算料金の國際計算書を作成して外國の政府その他の機關又は会社と相互承認をし、その精算額の決済を行うこと。

- 七 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機關用等の國際電氣通信設備の全部又は一部を運用すること。
- 八 關係部局と協議し、又はその要求に基き、國際電氣通信に關する條約案、協約案その他の法令案を作成すること。但し、電波應及び航空保安應の所掌に属するものを除く。
- 九 國際電氣通信連合との連絡に關すること及び電氣通信業務に關する國際的委員会、連合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。但し、電波應及び航空保安應の所掌に属するものを除く。
- 十 國際電氣通信業務の勧誘、廣告、宣傳、出版その他対公衆關係の計画に關し、周知調査局に必要な援助を與えること。
- 十一 前各号に掲げるものの外、國際電氣通信業務に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(施設局の事務)

第十六條 施設局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電氣通信施設の新設、拡張、撤去、取替及び轉用に關する關係部局の要求を技術的、經濟的に検討し、長期及び年度の工事計画及び基本計画を設定すること。
- 二 第十二條第一号の計画の基礎となる技術規準、電氣通信設備

の建設及び保存に必要な技術規準を定め、並びに電氣通信研究所の草案に基き、機器、物品、素材及び裝置の仕様を定めること。

- 三 第一号の工事計画に基いて物資の所要總量を算定し、資材局に送付すること。
- 四 電氣通信設備の建設及び保存に必要なすべての機器、物品、素材、土地等に關する要求を作成し、それぞれの所管部局に送付すること。
- 五 電氣通信建物の建設及び大修繕の計画を設定すること。
- 六 施設部門の各部局の予算案及び業務部門の關係部局の建設勘定に属する予算案を取りまとめ、經理局に送付すること。
- 七 予算が成立した場合は、上官の定めた実行予算編成方針に基き、前号の各部局と協議して、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、經理局に送付すること。
- 八 事業計画の変更に伴い、又は經理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、經理局に送付すること。
- 九 電氣通信系において運用中の電氣通信設備の現場調査を行うこと。
- 十 電氣通信研究所の協力を得て、新しい電氣通信方式及び器材の商用試験を行うこと。
- 十一 機器、物品及び素材を購入するにあたり、製造の場所、受取の場所その他適当な場所において、仕様書及び契約條件と照



合して検査すること。

十二 陸線、管路、有線回路、無線回路等の設備について、これと類似の設備を所有し、又は運用する政府機関、個人又は会社その他の団体と共同に使用することに関し、企画し、契約し、その他必要な処理をすること。

十三 電氣通信系に接続する私設設備の工事設計、装置及び保存の規程を設定すること。

十四 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機関用等の國內又は國際電氣通信設備の全部又は一部を設計すること。

十五 有線私設設備(搬送設備を含む。)に関する技術上の條件、方法及び手続を定め、並びにこれを監督すること。但し、無線周波設備に関するものについては、電波廳と協議すること。

十六 電氣通信技術に関する國際的委員会、連合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。但し、電波廳、航空保安廳及び電氣通信研究所の所掌に属するものを除く。

十七 國際電氣通信設備の建設及び保存に関し、外國の政府その他の機関又は会社と結ぶ協定案を作成すること。

十八 電氣通信設備の建設及び保存に必要な船舶及び舟艇を建造し、購入し、修理し、及び保管すること。

十九 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の基準、工事計画、資材の取りまとめ、設計等に関し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(建設局の事務)

第十七條 建設局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 前條第一号の工事計画に従い、電氣通信設備を準備し、建設し、及び装置し、並びに施設局が指定する取替工事をする事(第十八條第三号に掲げるものを除く。)

二 政府機関、個人又は会社その他の団体の専用に供する電氣通信設備を建設し、及び装置すること。

三 前二号の工事に使用する機器、物品及び素材を受け取り、及び保管すること。

四 電氣通信設備の建設に関する請負契約を締結し、工事を監督し、その完了した工事を検査し、及び引渡を受けること。

五 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機関用等の國內又は國際電氣通信設備の全部又は一部を建設すること。

六 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の建設に関し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(保全局の事務)

第十八條 保全局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電氣通信施設の取替に関する要求案並びに保存に関する長期及び年度の工事計画を作成し、施設局に送付すること。

二 第十六條第一号の工事計画に従い、電氣通信設備を保存し、取り替え(施設局及び建設局の所掌に属するものを除く)、修理し、及び修理すること。

三 建設局で行うより経済的且つ能率的な場合は、電氣通信設備を建設すること及び私設設備を電氣通信系に接続すること。

四 政府機関、個人又は会社その他の団体の専用に供する電氣通信設備を保存すること。

五 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機関用等の國內又は國際電氣通信設備の全部又は一部を保存すること。

六 周知調査局の立てた方針に従い、所掌事務について、对公衆關係の計画を実施すること。

七 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の保存に関し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(資材局の事務)

第十九條 資材局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 關係部局及び個人又は会社その他の団体の要求する機器、物品及び素材の需要計画を取りまとめ、及びその割当をすること。

二 關係部局の要求する機器、物品及び素材を購入し、借り入れ、修理し、加工し、出納し、保管し、及び配給すること。

三 倉庫を設置し、廃止し、及び管理すること。

四 關係部局と協議の結果不用と認められた機器、物品及び素材を処分すること。

五 事務用品の改良について調査し、及び考案すること。

六 前各号に掲げるものの外、電氣通信業務の運用及び設備の建

一新制定法

設、保守に必要な機器、物品及び素材に関し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(建築部の事務)

第二十條 建築部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 關係部局の要求する土地、建物及び工作物並びにその附帯設備(以下不動産という。)の工事を設計し、及び施工すること。

二 關係部局の要求により、不動産を買収し、借り入れ、及び寄附を受理し、並びに経理局を通じて交換し、及び処分すること。

三 不動産に関する工事の請負契約を締結し、工事を監督し、その完了した請負工事を検査し、及び引渡を受けること。

四 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の建築に関し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(総務室の事務)

第二十一條 業務総務室においては業務部門の各部局の所掌に属する事項に関し、施設総務室においては施設部門の各部局の所掌に属する事項に関し、それぞれ左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 各部局の要求に基き、職員訓練計画を設定し、及び実施すること。

三 各部局に提出する職員の給与、身分等に関する意見及び資料を取りまとめ、人事局に送付すること。

四 各部局の定員に関すること。



- 五 各部署の作成した職員が必要及び採用に関する計画案を取りまとめ、人事局に送付すること。
  - 六 各部署の要求に基いて、職員の住宅、寄宿舎その他厚生施設の設置の計画案を作成し、人事局に送付すること。
  - 七 各部署の収集した統計及び資料を取りまとめ、分析し、及び保存すること。
  - 八 業務部門各部署の業務の運用に必要な機器、物品、素材等に関する要求案を取りまとめ、資材局に送付すること。
  - 九 所掌事務に関する法令、規程及び規約を立案し、及び実施すること。
  - 十 所掌事務に関する基準、標準実施方法及び取扱手続を作成すること。
  - 十一 所掌事務の正当な管理をするため、業務又は施設の実地検査を行うこと。
  - 十二 所掌事務の遂行に必要な予算に関する要求案を作成し、及び決定された実行予算を実施すること。
  - 十三 所掌事務の遂行に必要な機器、物品及び素材に関する要求案を作成すること。
- (人事局の事務)
- 第二十二條 人事局においては、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 職員に関する左の事務を処理すること。
  - (一) 職階及び任免に関すること。
  - (二) 給與、勤務時間その他勤務の條件に関すること。
  - (三) 服務規律、分限及び懲戒に関すること。
  - (四) 勤務成績の評定及び記録に関すること。
  - (五) 人事記録の作成及び保管に関すること。
  - (六) 公務傷病に対する補償及び恩給に関すること。
  - (七) 職員の結成する組合その他の団体との交渉並びにこれらの団体に関すること。
  - (八) 職員の苦情の処理に関すること。
  - 二 職員が必要及び採用に関する計画案の取りまとめをするこ
  - と。
  - 三 職員の定員に関すること。
  - 四 職員の厚生及び保健に関する事務を処理し、並びに必要な施設を設置し、及び管理すること。
  - 五 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。
  - 六 関係部署の要求に基き、訓練施設を設置し、及び管理すること。
  - 七 電氣通信省共済組合に関する法令の執行に関すること。
  - 八 所部の職員を訓練すること。
  - 九 予算が成立した場合、上官の定めた実行予算編成方針に基き、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、経理局に送付すること。
  - 十 事業計画の変更に伴い、又は経理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、経理局に送付すること。

- 十一 職員の訓練に関し、各部署に対し必要な勧告をすること。
  - 十二 職員の職階、能率、勤務条件等に関する調査をし、及び統計を作成すること。
  - 十三 前各号に掲げるものの外、人事に関し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。
- (経理局の事務)
- 第二十三條 経理局においては、電氣通信事業特別会計に関し、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 関係部署の作成した予算案を取りまとめ、及び意見を附して総務長官に上申すること。
  - 二 関係部署の作成した成立予算実行計画案を取りまとめ、及び意見を附して総務長官に上申すること。
  - 三 前号の実行計画案が決定した場合は、これを関係部署に通報すること。
  - 四 決定された実行予算の実施を監視すること。
  - 五 財政、金融、經濟事情を調査し、事業財政に及ぼす影響を検討し、予算の実行に関し他の部署に必要な勧告をすること。
  - 六 会計に関する一切の決算をすること。
  - 七 収入及び支出の調定及び出納をすること。
  - 八 収入及び支出並びに資産及び負債の事業別分計をすること。
  - 九 会計制度の研究をすること。
  - 十 会計及び財務に関する法令及び手続を立案し、及び実施すること。

- 十一 原簿計算に関すること。
  - 十二 資金を統制し、管理し、及び調達すること。
  - 十三 契約手続を定めること。
  - 十四 各部署の契約等の計画を取りまとめること。
  - 十五 支拂計画を設定し、及び関係部署に通知すること。
  - 十六 軍票の受拂処理をすること。
  - 十七 契約の締結、収入及び支出の決定並びに資金、物品その他財産の管理の責任を有する職員に対する会計監査をすること並びに総原簿又は補助簿への仕訳記入の確認をすること。
  - 十八 小切手及び國庫金振替の認証をすること。
  - 十九 会計及び財務に関する統計を作成し、並びに電氣通信省の所掌事務に関する統計の基本計画を設定すること。
  - 二十 電氣通信事業の原價計算をし、及び料金の合理化の研究をすること。
  - 二十一 固定資産の記録を保持し、國有財産及び借入不動産を管理すること。
  - 二十二 所部の職員を訓練すること。
  - 二十三 前各号に掲げるものの外、財務、会計及び統計に関し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。
- (電氣通信研究所の事務)
- 第二十四條 電氣通信研究所においては、左に掲げる事務をつかさどる。
- (方式実用化部)



第二行政法

- 一 電氣通信方式（装置を含む。以下本條中同じ。）の実用化（研究を要する改良を含む。以下本條中同じ。）及び現場試験を行うこと。
  - 二 前号の実用化に基づき、新規の又は改良された電氣通信方式の工事、運用、保存等に必要の実施規程の草案を作成し、施設局に送付すること。
  - 三 電氣通信方式の仕様書の草案を作成し、施設局に送付すること。
  - 四 施設部門の各部局の使用する電氣通信方式の検査実施規程及び検査指図規程の草案を作成し、施設局に送付すること並びに試験装置の実用化を行うこと。
  - 五 電氣通信方式に関し、その製造業者に必要な技術的資料及び助言を與えること。
  - 六 第五條第十八号の規定に従い、第一号の実用化の事務の一部を外部の研究機関に委託すること。
  - 七 第五條第十八号の規定に従い、委託された電氣通信方式の実用化を行うこと。
- （器材実用化部）
- 八 電氣通信用器材に関し、第一号から第七号までに掲げる事務に相当する事務を行うこと。
- （基礎研究部）
- 九 方式実用化部及び器材実用化部の行う実用化と電氣通信技術の將來の發達とに必要な基礎的研究を、電氣通信又はこれに関

- 連する科学諸分野において行うこと。
  - 十 第五條第十八号の規定に従い、前号の基礎的研究の一部を外部の研究機関に委託すること並びに委託により基礎的研究を行うこと。
- （特許出版部）
- 十一 電氣通信活動に必要な電氣通信技術に関する特許権及び実用新案権の取得、実施及び調査に關すること。
  - 十二 研究所の運営に必要な図書、出版及び周知に關すること。
- （試作部）
- 十三 試作設備を設置し、並びに実用化及び基礎的研究に必要な試作業を行うこと。
- （事務部）
- 十四 研究所の所掌事務に關する機密に關すること。
  - 十五 予算が成立した場合は、上官の定めた実行予算編成方針に基づき、研究所の年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、経理局に送付すること。
  - 十六 事業計画の変更に伴い、又は経理上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、経理局に送付すること。
  - 十七 研究所の事務遂行にもつぱら必要な機器、物品及び素材を調達し、出納し、及び保管すること。但し、調達については、資材局で有効に調達し得る場合を除く。
  - 十八 研究所の管理に屬する土地、建物及びこれに附帶した工作

- 物の建設及び修繕の計画案を作成し、施設局に送付すること。
- 十九 電氣通信技術の調査及び研究にもつぱら必要な研究施設を設置し、及び管理すること。
- 二十 電氣通信技術の調査及び研究に關する國際的委員会、聯合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。但し、電波廳及び航空保安廳の所掌に屬するものを除く。
- 二十一 前各号に掲げるものの外、電氣通信技術の調査及び研究に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を處理すること。

- すること。
- 十 機器、物品及び素材に關する要求案を作成すること。
- 十一 事務處理の基準、標準実施方法及び取扱手續を定めること。
- 十二 所掌事務の正当な管理をするため、業務又は施設の実地検査を行うこと。

第二節 地方機関

（地方機関）

第二十六條 電氣通信省に、國家行政組織法第二十一條の規定に基づき、左の地方機関を置く。

- 地方電氣通信局
- 地方電氣通信部
- 地方電氣通信管理所
- 地方電氣通信取扱局

2 地方電氣通信局は第七條第一項に掲げる各部局（電氣通信研究所を除く。）の事務の一部を、地方電氣通信部は、地方電氣通信局の事務の一部を、地方電氣通信管理所は地方電氣通信部の事務の一部を、地方電氣通信取扱局は地方電氣通信管理所の事務の一部をそれぞれ分掌する。

3 地方機関（地方電氣通信取扱局を除く。）にそれぞれ長一人を置く。地方機関の長は、それぞれ上官の命を受け、その所部の事務を掌理し、所部の職員に服務につきこれを指揮監督する。

第二十七條 地方電氣通信局は、東京都、長野市、名古屋市、金沢

（各部局の共通事務）

第二十五條 第七條第一項の各局、部及び研究所においては、第十條から第二十條まで及び前三條に掲げる事務の外、各々その所掌事務の範囲において、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 法令、規程及び規約を立案し、及び実施すること。
- 二 予算に關する要求案を作成し、及び決定された実行予算を實施すること。
- 三 統計及び資料を収集し、及び分析すること。
- 四 職員に給與、身分等に關する意見を提出すること。
- 五 職員に必要及び採用に關する計画案を作成すること。
- 六 職員に定員に關すること。
- 七 職員に指揮監督に關する事務を處理すること。
- 八 職員に訓練に關する計画案を作成すること。
- 九 職員に住宅、寄宿舎その他の厚生施設の設置の要求案を作成

一新制定法



第二 行政法

市、大阪市、廣島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市に置く。

2 地方電氣通信局の名称、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、政令で定める。

3 電氣通信大臣は、地方機関の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。

4 地方電氣通信局以外の地方機関及び前項の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、電氣通信大臣が定める。

第二十八條 地方機関の内部組織は、第七條第一項に掲げる部局に應ずることを原則とする。

第三章 外局

(外局)

第二十九條 國家行政組織法第三條第三項の規定に基づいて、電氣通信省に置かれる外局は、左の通りとする。

電波廳

航空保安廳

第一節 電波廳

(電波廳の任務及び長)

第三十條 電波廳は、無線に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定その他の法令の定めるところに従い、電波が公衆の利益、利便又は必要のため公平且つ能率的な方法で使用されることを確保することを任務とする。

2 電波廳の長は、電波監理長官とする。

(内部部局)

第三十一條 電波廳に、長官官房及び左の四部を置く、

法規經濟部

施設監督部

技術部

監視部

(長官官房の事務)

第三十二條 長官官房においては、電波廳の所掌事務に関し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関する事。

二 公印を制定し、及び管理すること。

三 公文書を編集し、及び保存すること。

四 総合調整をすること。

五 無線周波施設の許可(無線周波設備の建設許可を含む)並びに私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供させることについての法規經濟部及び施設監督部の意見を取りまとめて電波管理長官に提出すること並びにその決裁に従い許可書等を作成すること。

六 分課に関する事。

七 監察を行うこと。

八 報道に関する事。

九 各部の収集した統計及び資料を取りまとめ、分析し、及び保

存すること。

十 職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。

十一 職員に関し、任免、勤務條件、服務規律、勤務成績、人事記録等の身分及び給與に関する事並びに職員の結成する団体との交渉及び職員の苦情の処理等に関する事項を処理すること。

十二 職員の厚生及び保健並びに宿舍に関する事。

十三 予算及び成立予算の実行計画を取りまとめ、並びに実行予算の実施を監視すること。

十四 歳入歳出の調定及び出納並びに財務及び会計に関する法令の定めるところに従い、必要な事務を処理すること。

十五 機器、物品及び素材の需要計画を設定し、並びに機器、物品及び素材を割り当て、調達し、出納し、及び保管すること。

十六 土地、建物、工作物及び舟艇を調達し、及び管理すること。

十七 國有財産を管理すること。

十八 他の部の所掌に属しない事務に関する事。

(法規經濟部の事務)

第三十三條 法規經濟部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 技術基準、運用及び設備の基準、通信士の資格、運用方法、周波数の割当、無線周波施設及び回線の許可、呼出符号の指定等電波の管理に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定

一 新制定法

に関する事。但し、この基準、資格、運用方法等の範囲内で第七條第一項に掲げる各部局がこれらの事項を定めることを妨げるものではない。

二 電波廳の所掌事務に関し、國際電氣通信連合との連絡に関する事並びに電波に関する國際的委員会、連合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。

三 第一号に掲げる範囲において、電波に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定その他の法令を立案すること。

四 無線周波設備の運用又は操作に従事する者の資格及び免許に関する事。

五 無線周波施設の許可(無線周波設備の建設許可を含む)並びに許可された無線周波施設について法律的、経済的及び社会的な審査を行うこと。

六 無線電信法第六條の規定に基づき、私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供することについて、法律的、経済的及び社会的な審査を行うこと。

七 前各号に掲げるものの外、電波の統制及び規律に関する法規的な事務を処理すること。

(施設監督部の事務)

第三十四條 施設監督部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 無線周波施設の許可(無線周波設備の建設許可を含む)について技術及び運用上の見地から審査を行うこと。



- 二 無線周波施設を分類し、その業務を定めること。
- 三 電波の型式、周波数、呼出符号、運用時間その他無線周波施設の運用に関する条件を定めること。
- 四 電波に関する、國際的及び地域的な條約、規則及び協定に従い無線周波施設の許可、廢止等に関し、國際周波数登録委員會に対し通告その他の連絡をすること。
- 五 無線周波施設の規律及び監督に関すること。
- 六 無線電信法第六條の規定に基き、私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供することについて、技術及び運用上の見地から審査を行うこと。
- 七 前各号に掲げるものの外、電波の統制及び規律に関し技術及び運用部面の事務を処理すること。

(技術部の事務)

第三十五條

- 技術部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 電波廳の所掌事務を遂行するに必要な無線技術の基礎的又は実用化に関する研究及び調査をし、又は第五條第十八号の規定に従い、これを部外の研究機関に委託すること。
  - 二 前條第三号の規定による指定のために、周波数を選定すること。
  - 三 周波数標準値を定め、標準電波を發射し、及び標準時を放送すること。
  - 四 無線周波設備の機器の最低動作基準を定め、並びにその認定及び実地検査をすること。

信越電波管理局	長野市	長野縣	新潟縣	岐阜縣
東海電波管理局	名古屋市	愛知縣	三重縣	岐阜縣
北陸電波管理局	金沢市	石川縣	福井縣	岐阜縣
近畿電波管理局	大阪市	大阪府	京都府	奈良縣
中國電波管理局	廣島市	廣島縣	和歌山縣	岡山縣
四國電波管理局	松山市	愛媛縣	鳥取縣	岡山縣
九州電波管理局	熊本市	熊本縣	島根縣	岡山縣
東北電波管理局	仙台市	宮城縣	徳島縣	高知縣
北海道電波管理局	札幌市	北海道	長崎縣	大分縣
			秋田縣	青森縣

- 3 地方電波管理局は、電波廳の事務の一部を分掌するものとし、その範囲は政令で定める。
  - 4 地方電波管理局の内部組織は、電氣通信省令で定める。
  - 5 電氣通信大臣は、地方電波管理局の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。
  - 6 前項の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、電氣通信省令で定める。
- (電波廳の権限)
- 第三十八條 電波廳は、その所掌事務を遂行するため、第五條第一号から第十四号まで、第十八号、第二十号及び第二十二号から第三十三号までに掲げる権限を行使することができる。
- 2 電波監理長官は、電波廳の所掌事務の一部を第七條に掲げる内部部局に委託することが経済的であると認めるときは、電氣通信大臣の承認を経て、これを委託することができる。

一新制定法

- 五 電波の傳はん狀況を予報し、及び電波傳はんの異常に関して警報を發すること。
- 六 電波の規律、標準電波の發射及び無線報時等電波管理に必要な施設を計画し、設置し、及び管理すること。

(監視部の事務)

第三十六條

- 監視部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 電波の監視及び規正に要する施設を計画し、設置し、及び管理すること。
  - 二 電波を監視し、及び規正すること。
  - 三 不法に施設された無線周波施設を探索すること。
  - 四 電波に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定に従い、電波の監視及び規正に関し、國際電波監視機關との連絡及び資料の交換を行うこと。
  - 五 無線用水晶片及び周波数測定器具を較正すること。

(地方支分部局)

第三十七條

- 電波廳の地方支分部局として、地方電波管理局を置く。
- 2 地方電波管理局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名	稱	位置	管轄区域
関東電波管理局	東京都	東京都	神奈川縣 埼玉縣 群馬縣 千葉縣 茨城縣 栃木縣 山梨縣

第二節 航空保安廳

(航空保安廳の任務及び長)

- 第三十九條 航空保安廳は、航空保安に関する事務を行うことをその任務とする。

- 2 航空保安廳の長は、航空保安廳長官とする。

(内部部局)

- 第四十條 航空保安廳は、左の二部を置く。

事務部

技術部

(事務部の事務)

- 第四十一條 事務部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 機密に関すること。
  - 二 公印を制定し、及び管理すること。
  - 三 公文書を編集し、及び保存すること。
  - 四 総合調整をすること。
  - 五 分課に関すること。
  - 六 監察を行うこと。
  - 七 調査及び統計に関すること(技術部の所掌に属するものを除く)。
  - 八 法令、規程及び規約を立案すること。
  - 九 所部の職員の訓練計画を設定し及び実施すること。
  - 十 職員に関し、任免、勤務条件、服務規律、勤務成績、人事記録等の身分及び給與に関すること並びに職員の結成する団体との交渉及び職員の苦情の処理等に関する事項を処理すること。







第二 行政法

2 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く、政令で定める。

第五章 職員

(職員)

第五十二條 電氣通信省に置かれる職員については、國家公務員法の定めるところによる。

(定員)

第五十三條 電氣通信省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第六章 雜則

(権限の委任)

第五十四條 電氣通信大臣は、この法律に定める権限で細目の事項に関するものを、職務規程を定めて、内部部局、地方機関及び附屬機関並びに電波廳（地方支分部局を含む。）及び航空保安廳に委任することができる。

(組織の細目)

第五十五條 電氣通信省の組織の細目については、この法律に規定するものの外、政令で、又は政令の委任により電氣通信大臣が定める。

附則

この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

(6) 郵政省設置法

(昭和二十三年十二月十五日) 通信大  
法律第二百四十四号 (臣署名)

郵政省設置法

目次

- 第一章 總則(第一條—第四條)
- 第二章 内部部局及び地方機関(第五條—第十六條)
- 第一節 内部部局(第五條—第十四條)
- 第二節 地方機関(第十五條—第十六條)
- 第三章 附屬機関(第十七條—第二十二條)
- 第四章 職員及び職(第二十三條—第三十條)
- 第五章 雜則(第三十一條—第三十二條)
- 附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、郵政省の所掌事務の範囲及び権限を定めるとともに、第三條に掲げる事業を合理的、能率的に經營するに足る組織の基準を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第

二項の規定に基いて、郵政省を設置する。

2 郵政省の長は、郵政大臣とする。

(郵政省の任務)

第三條 郵政省は、左に掲げる國の公共事業を一体的に遂行する責任を負う唯一の政府機関とする。

一 郵便

二 郵便貯金、郵便爲替及び郵便振替貯金

三 簡易生命保険及び郵便年金

2 郵政省は、前項の事業の外、前項の事業に附帶する業務、電氣通信省から委託された業務及び印紙の賣りさばきに関する業務並びに年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に関する事務をつかさどる。

3 郵政省は、前二項の事業及び業務を行うにあたり、公共の利益に即して最高度の能率を發揮するように努めなければならない。

(郵政省の権限)

第四條 郵政省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。

一 法令の定めるところに従い、予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な契約をすること。

二 法令の定めるところに従い、所掌事務の遂行に必要な業務施設、研究施設等を設置し、及び管理すること。

三 法令の定めるところに従い、所掌事務の遂行に必要な業務用品、研究用品等を調達すること。

四 法令の定めるところに従い、不用財産の処分すること。

五 國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところに従い、職員の任免、賞罰その他職員の身分に関する措置をす

一 新制 定法

ること。

六 國家公務員法その他の法令に触れない範囲で、職員の給与、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

七 政府職員に対する厚生及び保健に関する法令の定めるところに従い、職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

八 法令の定めるところに従い、職員を訓練すること。

九 法令の定めるところに従い、職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をすること。

十一 法令の定めるところに従い、所掌事務に関し、損害を賠償し、及び損害の賠償を受けること。

十二 郵政省の公印を制定すること。

十三 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十四 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十五 所掌事務遂行に支障のない範囲で、業務施設、業務用品又は郵便切手帳その他郵便の利用上必要な物を利用して、廣告業務を行うこと。

十六 郵便局の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

十七 郵便の利用上必要な包装用品、封筒等を調製し、及び賣りさばくこと。



十八 法令により委任された範囲において、外國郵便、外國郵便爲替及び外國郵便振替に関する取極を商議し、締結すること並びにその料金を減額し、又は増額すること。

十九 法令の定めるところに従い、簡易生命保険及び郵便年金の積立金及び余裕金を運用すること。

二十 簡易生命保険の被保険者に対して必要な保健施設を、國會がこの目的のため議決した予算の範囲内で設置し、及び管理すること。

二十一 法令の定めるところに従い、収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をし、並びに受入及び支拂に関する報告及び会計の方法を定めること。

二十二 前各号に掲げるものの外、法令に基き郵政省に属させられた権限

第二章 内部部局及び地方機関

第一節 内部部局

(内部部局)

第五條 郵政省に大臣官房及び左の各局並びに國家行政組織法第二十一條の規定に基き、左の区分により部を置く。

監察局

第一部

第二部

第三部

郵務局

管理部

業務部

輸送施設部

貯金局

管理部

業務部

會計部

簡易保険局

管理部

業務部

財務部

数理部

人事局

経理局

資材局

建築局

2 前項の部の所掌事務は、政令で定める。

3 第一項の部には、國家行政組織法第七條第一項の課を置くことができる。

(大臣官房の事務)

第六條 大臣官房においては、郵政省の所掌事務に関し左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 公印を制定し、及び管理すること。

三 公文書を授受し、發送し、編集し、及び保存すること。

四 各部局の事務につき、総合調整をすること。

五 法令案の審査その他法務に関すること。

六 部局の設置及び廃止に関すること。

七 國會との連絡に関すること。

八 渉外事務に関すること。

九 報道に関すること。

十 前各号の事務に附帯すること。

十一 他の各部局の所掌に属しない事務に関すること。

(監察局の事務)

第七條 監察局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政省の所掌事務に関する犯罪、非違及び事故(輕微なものを除く。)を調査し、及び処理すること。

二 前号の犯罪、非違及び事故により発生した損害を賠償し、及び損害の賠償を受けること。

三 郵政省の所掌事務の考査をし、及び調査をすること。

四 郵政省の所掌事務に関する世論を収集し、及び調査し、又は公衆の不服の申出について調査し、及び回答すること。

五 行政管理廳の行う郵政省に対する行政監察に関する連絡事務を処理すること。

六 第一号、第三号及び第四号に掲げる事務に関する法令を立案し、及び実施すること。

一新制定法

七 監察局の所掌事務の事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

八 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

九 所部の職員を訓練すること。

十 監察局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基き業務計画を実施すること。

十一 監察局の所掌事務に関する周知を行い、及び統計を作成すること。

十二 前各号に掲げるものの外、監察に関し、郵政省の権限として法令の定める事項を処理すること。

十三 前各号の事務に附帯すること。

(郵務局の事務)

第八條 郵務局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 郵便の運営計画を作成し、及び実施すること。

二 郵便に関する法令を立案し、及び実施すること。

三 郵便に関する業務取扱方法を制定し、及び実施すること。

四 郵便に関する國際會議及び万国郵便連合に関すること。

五 郵便局を設置し、又は廃止すること。

六 郵便局における郵便に関する窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

七 郵便物の運送契約をすること。

八 郵便切手その他郵便料金をあらわす証票を發行し、及び賣りさばき、並びに封筒、封かん紙その他郵便の利用上必要な物及



- び印紙を賣りさばくこと。
- 九 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。
- 十 所部の職員を訓練すること。
- 十一 郵便に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く事業計画を実施すること。
- 十二 郵便に関する周知を行い、並びに業務施設、業務用品又は郵便切手帳その他郵便の利用上必要な物を利用して廣告業務を行うこと。
- 十三 電氣通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）第六條の規定により郵政省に委託された業務を処理すること。
- 十四 前各号に掲げるものの外、郵便に関し、郵政省の権限として法令の定める事項を処理すること。
- 十五 前各号の事務に附帶すること。

（貯金局の事務）

第九條

- 貯金局においては、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 郵便貯金、郵便爲替及び郵便振替貯金並びに年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に関する事務（以下爲替貯金と總稱する。）の運営計画を作成し、及び実施すること。
- 二 爲替貯金に関する法令を立案し、及び実施すること。
- 三 爲替貯金に関する業務取扱方法を制定し、及び実施すること。
- 四 郵便爲替及び郵便振替貯金に関する國際會議及び万国郵便連合に関すること。

- 五 地方貯金局を設置し、又は廢止すること。
- 六 郵便局における爲替貯金に関する窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。
- 七 爲替貯金に関する受拂金の總括計算をすること。
- 八 郵便貯金及び郵便振替貯金の原簿に関すること。
- 九 郵便貯金切手を発行し、及び賣りさばくこと。
- 十 郵便局において受拂する現金の取扱方法を定めること。
- 十一 郵便貯金の奨励をすること。
- 十二 爲替貯金の取扱上発生した損害を賠償し、及び損害の賠償を受け（監察局所掌のものを除く。）並びに欠損金の補てんに関する処理をすること。
- 十三 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。
- 十四 所部の職員を訓練すること。
- 十五 爲替貯金に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く事業計画を実施すること。
- 十六 爲替貯金に関する周知を行い、並びに業務施設及び業務用品を利用して廣告業務を行うこと。
- 十七 前各号に掲げるものの外、爲替貯金に関し、郵政省の権限として法令の定める事項を処理すること。
- 十八 前各号の事務に附帶すること。

（簡易保険局の事務）

第十條

簡易保険局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 簡易生命保険及び郵便年金（以下保険年金という。）の運営計画を作成し、及びこれを実施すること。
- 二 保険年金に関する法令を立案し、及び実施すること。
- 三 簡易生命保険及郵便年金特別会計（以下保険年金特別会計という。）の会計及び財務に関する法令及び手続を立案し、及び実施すること。
- 四 保険年金に関する業務取扱方法を制定し、及び実施すること。
- 五 地方簡易保険局を設置し、又は廢止すること。
- 六 郵便局における保険年金に関する窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。
- 七 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。
- 八 所部の職員を訓練すること。
- 九 保険年金に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く事業計画を実施すること。
- 十 保険年金特別会計の決算をすること。
- 十一 保険年金特別会計の収入及び支出の調定及び出納をすること。
- 十二 保険年金特別会計の収入及び支出並びに資産及び負債の事業別分計をすること。
- 十三 保険年金特別会計制度に関する研究をすること。
- 十四 保険年金特別会計の原簿計算をすること。
- 十五 保険年金に関する受拂金の總括計算をすること。

- 十六 保険年金の原簿に関すること。
- 十七 保険年金の奨励をすること。
- 十八 保険年金の積立金及び余裕金を運用すること。
- 十九 保険年金の料率の基礎計算、責任準備金の算定その他数理に関する事務を処理すること。
- 二十 被保険者に対する保険施設を設置し、及び管理すること。
- 二十一 保険年金の取扱上発生した損害を賠償し、及び損害の賠償を受け（監察局所掌のものを除く。）並びに欠損金の補てんに関する処理をすること。
- 二十二 保険年金の周知を行い、並びに業務施設及び業務用品を利用して廣告業務を行うこと。
- 二十三 簡易生命保険郵便年金事業審議会及び簡易生命保険郵便年金審査会に関する事務を処理すること。
- 二十四 前各号に掲げるものの外、保険年金に関し、郵政省の権限として法令の定める事項を処理すること。
- 二十五 前各号の事務に附帶すること。

（人事局の事務）

第十一條

人事局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員に関する左の事務を処理すること。
- (一) 職階及び任免に関すること。
- (二) 給与、勤務時間その他勤務の條件に関すること。
- (三) 服務規律、分限及び懲戒に関すること。
- (四) 勤務成績の評定及び記録に関すること。



- (五) 人事記録の作成及び保管に関すること。
- (六) 公務傷病に対する補償及び恩給に関すること。
- (七) 職員の結成する組合その他の団体との交渉並びにこれらの団体に関すること。
- (八) 職員の苦情の処理に関すること。
- 二 職員の需要及び採用に関する計画案の取りまとめをするこ  
と。
- 三 職員の定員に関すること。
- 四 職員の厚生及び保健に関する事務を処理し、並びに必要な施  
設を設置し、及び管理すること。
- 五 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 六 職員の訓練に関し、取りまとめをすること。
- 七 郵政省共済組合に関する法令の執行に関する事務を処理する  
こと。
- 八 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。
- 九 所部の職員を訓練すること。
- 十 人事局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に  
基く業務計画を実施すること。
- 十一 前各号に掲げるものの外、人事に関し、郵政省の権限とし  
て法令の定める事項で特に他の局の所掌とされない事項を処理  
すること。
- 十二 前各号の事務に附帯すること。

(経理局の事務)

- 第十二條 経理局においては、左に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 各部署の準備した予算案の取りまとめをすること。
  - 二 各部署の事業又は業務計画案に基く予算の実行計画を作成  
し、及び実施すること。
  - 三 郵政事業特別会計の会計及び財務に関する法令及び手続を立  
案し、及び実施すること。
  - 四 郵政事業特別会計の一切の決算をすること。
  - 五 郵政事業特別会計の収入及び支出の調定及び出納をするこ  
と。
  - 六 郵政事業特別会計の収入及び支出並びに資産及び負債の事業  
別分計をすること。
  - 七 郵政事業特別会計制度に関する研究をすること。
  - 八 郵政事業特別会計の原簿計算をすること。
  - 九 資金を統制し、管理し、及び調達すること。
  - 十 契約手続を定めること。
  - 十一 各部署の契約等の計画の取りまとめをすること。
  - 十二 支拂計画を設定し、及びこれを各部署に通知すること。
  - 十三 契約の締結、収入及び支出の決定並びに資金、物品その他  
財産の管理及び保管の責任を有する職員に対して、会計監査を  
すること並びに郵政省の総原簿又は補助簿への仕訳記入の確認  
をすること。
  - 十四 小切手及び國庫金振替の認証をすること。
  - 十五 会計及び財務に関する統計を作成し、並びに郵政省の所掌

事務の統計に関する基本計画を作成すること。

- 十六 郵政省の所掌事務の統計を保存すること。
- 十七 郵便、郵便爲替及び郵便振替貯金の原簿計算をし、及び料  
金の合理化の研究をすること。
- 十八 固定資産の記録を保存すること。
- 十九 廣告業務に関する手続の基本を定めること。
- 二十 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成するこ  
と。

- 二十一 所部の職員を訓練すること。
- 二十二 経理局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予  
算に基く業務計画を実施すること。
- 二十三 前各号に掲げるものの外、会計、財務及び統計に関し、  
郵政省の権限として法令の定める事項で、特に他の部署の所掌  
とされない事項を処理すること。
- 二十四 前各号の事務に附帯すること。

(資材局の事務)

- 第十三條 資材局においては、左に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 各部署の要求する資材及び物品の需要計画の取りまとめ及び  
割当に関すること。
  - 二 資材局の所掌事務の事務取扱方法を制定し、及び実施するこ  
と。
  - 三 資材及び物品を購入し、借り入れ、修理し、加工し、出納  
し、保管し、及び配給すること。

一 新制定法

- 四 倉庫及び工場を設置し、及び管理すること。
- 五 不用となつた資材及び物品を処分すること。
- 六 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。
- 七 所部の職員を訓練すること。
- 八 資材局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に  
基く業務計画を実施すること。
- 九 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に関し、郵政省の権  
限として法令の定める事項で、特に他の部署の所掌とされない  
事項を処理すること。
- 十 前各号の事務に附帯すること。

(建築局の事務)

- 第十四條 建築局においては、左に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 各部署の要求する土地、建物、工作物及び船舶並びにその附  
帯設備（以下不動産という。）の工事設計し、及び施行するこ  
と。
  - 二 各部署の要求により、不動産を取得し、及び処分すること。
  - 三 國有財産及び借入不動産の保存に関すること。
  - 四 不動産に関する工事の契約をすること。
  - 五 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。
  - 六 所部の職員を訓練すること。
  - 七 建築局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に  
基く業務計画を実施すること。
  - 八 前各号に掲げるものの外、建築に関し、郵政省の権限として



第二 行政法

法令の定める事項で、特に他の各局の所掌とされない事項を処理すること。

九 前各号の事務に附帯すること。

第二節 地方機関

(地方機関)

第十五條 郵政省に、国家行政組織法第二十一條の規定に基づき、左の地方機関を置く。

- 地方郵政監察局
- 地方郵政局
- 地方貯金局
- 地方簡易保険局
- 郵便局

2 地方郵政監察局は第七條に掲げる事務の一部を分掌し、地方郵政局は第八條から第十條までに掲げる事務の一部を分掌し、地方貯金局は第九條に掲げる事務の一部を分掌し、地方簡易保険局は第十條に掲げる事務の一部を分掌する。

3 郵便局は、地方郵政局の事務のうち、現業事務を行う。

4 第一項の地方機関は、前二項に掲げる事務の外、その事務に關連する範囲において、第六條及び第十一條から第十四條までに掲げる事務の一部を分掌する。

第十六條 地方郵政監察局及び地方郵政局は、それぞれ東京都、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、廣島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市に置く。

2 地方郵政監察局に、左の部を置く。

- 第一部
- 第二部
- 第三部

3 地方郵政局に、左の部を置く。

- 郵務部
- 貯金部
- 保険部
- 人事部
- 経理部
- 資材部
- 建築部

4 地方郵政監察局及び地方郵政局の名称、管轄区域及び所掌事務の範囲は、政令で定め、内部組織の細目は、郵政大臣が定める。

5 郵政大臣は、地方機関の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。

6 地方郵政監察局及び地方郵政局以外の各地方機関並びに前項の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、郵政大臣が定める。

第三章 附屬機関

(附屬機関)

第十七條 第二十二條に規定するものの外、郵政省に置かれる附屬機関は、左の通りとする。

- 博物館
- 病院、診療所及び療養所
- 職員訓練所
- (博物館)

第十八條 博物館は、郵政に關する文化の啓蒙及び普及を図るための機関とする。

第十九條 病院、診療所及び療養所は、郵政省の職員及びその家族の健康を保持するための機関とする。

第二十條 職員訓練所は、郵政省の職員の訓練を行うための機関とする。

(名称等)

第二十一條 第十七條に掲げる附屬機関の名称、位置及び内部組織は、郵政省令で定める。

第二十二條 左の表の上欄に掲げる機関は、郵政省の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
郵政審議会	第三條に掲げる事業の健全且つ能率的な運営を図るため、その事業に關する事項(簡易生命保険郵便年金事業審議会に附議される事項を除く)を調査審議すること。

一新制定法

簡易生命保険郵便年金事業審議会	簡易生命保険約款案及び郵便年金約款案並びに積立金の運用その他保険金の經營に關する事項を調査審議すること。
簡易生命保険郵便年金審査会	簡易生命保険受取人、年金契約者、取手が簡易生命保険受取人又は返還金受取人の義務に關する事項について國との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機関として公平な審査をし、及び裁決をすること。
郵政省共済組合審査会	郵政省共済組合の給付に關する決定又は掛金の徴收に關して組合と組合員との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機関として公平な審査をし、及び裁決をすること。
郵政省共済組合運営審議会	郵政省共済組合の運営に關する事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第四章 職員及び職

(職員)

第二十三條 郵政省に置かれる職員については、國家公務員法の定めるところによる。

(理事)

第二十四條 郵政省に理事四人を置く。

2 監察局、郵務局、貯金局及び簡易保険局の長は、理事をもつて充てる。

(部局の長)

第二十五條 官房及び第五條に掲げる部には、官房長及び部長を置



- 2 第十五條に掲げる地方機関及びその内部部局には、それぞれ長一人を置く。
- 3 第十七條に掲げる附屬機関には、それぞれ長一人を置く。
- 4 前三項に掲げる部局の長は、上官の命を受け、それぞれ部局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮統督する。
- 5 経理局及び人事局には、次長を置く。
- 6 次長は、局長を助け、局務を整理し、局長不在の場合その職務を代行する。

(郵政監察官)

第二十六條 郵政業務の監察を行わせるため、郵政省に郵政監察官七百人以内を置く。

- 2 郵政監察官は、郵政業務の運行に関するすべての事項の調査にあたり、その実情及び改善すべき事項についての意見を郵政大臣に提出し、並びに犯罪の嫌疑があるときは、捜査し、その内容を郵政大臣に報告し、及び必要がある場合には、犯罪の訴追に協力することについて、郵政大臣から特命を受けたものとする。
- 3 郵政監察官は、郵政省の職員の中から、郵政大臣が命じ、その指定する地において勤務しなければならない。

第二十七條 郵便監察官は、郵政業務に対する犯罪につき、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)に規定する司法警察員の職務を行う。

2 郵政監察官は、被疑者の逮捕を必要とする場合は、警察官又

は警察吏員である司法警察職員に、これを逮捕させなければならない。

- 3 警察官又は警察吏員である司法警察職員は、前項により逮捕した被疑者を、郵政監察官に引致しなければならない。
- 4 郵政監察官は、前項の被疑者を受け取つた場合又は自ら現行犯人を逮捕した場合において、留置の必要があると思料するときは、これを最寄りの警察署に留置することができる。

第二十八條 郵政監察官は、職務を行うにあつては、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。

(定員)

第二十九條 郵政省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

(職員の出張)

第三十條 郵政省の職員の出張については、監察又は会計監査のための場合を除く外、特に郵政大臣の事前の承認がなければならない。

第五章 雜則

(権限の委任)

第三十一條 郵政大臣は、この法律に定める権限で細目の事項に関するものを、職務規程を定めて、局、地方機関及び附屬機関に委任することができる。

(組織の細目)

第三十二條 郵政省の組織の細目については、この法律に規定する

ものの外、政令で、又は政令の委任により郵政大臣が定める。

附則

この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

(7) 國立國語研究所設置法

(昭和二十三年十二月二十日(文部大臣)法律第二百五十四号(巨署名))

國立國語研究所設置法

(目的及び設置)

第一條 國語及び國民の言語生活に関する科学的調査研究を行い、あわせて國語の合理化の確実な基礎を築くために、國立國語研究所(以下研究所という)を設置する。

2 研究所は、文部大臣の所轄とする。文部大臣は、人事及び予算に関する事項に係るものを除くほか、研究所の監督をしてはならない。

(事業)

第二條 研究所は、次の調査研究を行う。

- 一 現代の言語生活及び言語文化に関する調査研究
- 二 國語の歴史的發達に関する調査研究
- 三 國語教育の目的、方法及び結果に関する調査研究
- 四 新聞における言語、放送における言語等、同時に多人数が対象となる言語に関する調査研究

一新制定法

2 研究所は、前項の調査研究に基き、次の事業を行う。

- 一 國語政策の立案上参考となる資料の作成
- 二 國語研究資料の集成、保存及びその公表
- 三 現代語辭典、方言辭典、歴史的國語辭典その他研究成果の編集及び刊行

(調査研究の委託)

第三條 研究所の事業は、他の研究機関又は個人によつて既に行われ、又は現に行われている同種の調査研究と重複しないことを原則とする。

2 研究所は、前項の重複をさけるために、前條第一項各号の一に該当する調査研究が他の適当な研究機関又は個人によつて既に行われている場合には、研究所の事業として、その調査研究をその研究機関又は個人に委託することができる。

(所長)

第四條 研究所に所長を置く。

2 所長は、一級の文部教官又は文部事務官のうちから、文部大臣が命ずる。

3 所長は、他の政府職員と兼ねることができない。

(報告の公表)

第五條 所長は、毎年少くとも一回、調査研究の状況及びその成果に関する報告を公表しなければならない。

(評議員会)

第六條 研究所に評議員会を置く。



第二 行政法

- 2 評議員会は、研究所の毎年の事業計画、調査研究の委託その他重要事項について審議し、所長に助言する。
- 3 所長は、前項の重要事項については、評議員会の助言を求めなければならない。

(評議員)

第七條 評議員会は、二十人の評議員で組織する。

- 2 評議員は、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところにより、学識経験のある者のうちから、文部大臣が命じ、又は委嘱する。
- 3 学校の教職員を除く政府職員は、評議員となることができな

- 4 評議員の任期は、四年とし、二年ごとにその半数を改任又は改嘱する。但し、再任又は再委嘱を妨げない。
- 5 補欠の評議員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(評議員会の会長及び副会長)

第八條 評議員会に評議員の互選による任期二年の会長及び副会長各一人を置く。

(評議員会の運営方法に関する事項)

第九條 この法律に定めるものを除くほか、評議員会の運営方法に関する事項は、評議員会の助言によつて、文部大臣が定める。

(研究所の運営)

第十條 研究所の部課等の編成、職員の選出及び配置その他研究所の運営について必要な事項は、所長が定める。

(定員)

第十一條 研究所に置かれる専任の文部教官又は文部事務官の定員は、次の通りとする。

職員の種類	級別	計	備考
文部教官又は文部事務官	一級	三人	文部教官又は文部事務官の定員は、所長の定員を含む。
	二級	一〇人	
	三級	二五人	

- 2 文部教官又は文部事務官で現に二級又は三級の地位にあるものは、轉任によつて、それぞれ前項の一級又は二級の文部教官又は文部事務官となることができない。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の後、最初に命ぜられ、又は委嘱される評議員のうち、半数の者の任期は、第七條第四項の規定にかかわらず、二年とする。

二 一部改正

(8) 國家行政組織法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月十日)内閣総理以下  
法律第二百三十五号(各大臣署名)

國家行政組織法の一部を改正する法律

國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十三條、第二十五條及び第二十七條中「二月一日」を「四月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(9) 引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月十四日)厚生大臣  
法律第二百四十一号(臣署名)

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律

引揚同胞対策審議会設置法(昭和二十三年法律第二百十二号)の

二 一部改正

一部を次のように改正する。

第三條 審議会は、会長一人及び委員二十人以内でこれを組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員十人以内を置くことができる。
- 3 会長は、厚生大臣を以て、これを充てる。

- 4 委員は、関係各省の次官、経済安定本部副長官、引揚援護廳長官及び厚生大臣の認める引揚團體の代表者、その他学識経験ある者の中から、内閣総理大臣がこれを命ずる。
- 5 臨時委員は、関係各廳の官吏及び学識経験ある者の中から、内閣総理大臣がこれを命ずる。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

(10) 地方財政委員会法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月四日)内閣総理・大  
法律第二百二十三号(藏大臣署名)

地方財政委員会法の一部を改正する法律

地方財政委員会法(昭和二十二年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

八七



附則第三項中「この法律公布の日から一年間を限り」を「昭和二十四年三月三十一日」までに改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

### (11) 国家公務員法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月三日)内閣総理以下  
法律第二百二十二号(各大臣署名)

国家公務員法の一部を改正する法律

国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

この法律中別に定める場合を除き、「人事委員会」を「人事院」に、「人事委員長」を「人事院総裁」に、「人事委員」を「人事官」に、「事務局」を「事務総局」に、「事務局長」を「事務総長」に、「人事委員会規則」を「人事院規則」に、及び「内閣総理大臣」を「内閣」に改める。但し、国家公務員法附則第二條中「事務局」、「事務局長」及び「内閣総理大臣」は、これを改めない。

(この法律の目的及び効力)

第一條 この法律は、国家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準(職員の福祉及び利益を保護するための適切な措置を含む。)を確立し、職員がその職務の遂行に当り、最大の能率を發揮し得るよう、民主的な方法で、撰択され、且つ、指導されるべきこと

を定め、以て國民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。

この法律は、もつぱら日本國憲法第七十三條にいう官吏に関する事務を掌理する基準を定めるものである。

何人も、故意に、この法律、人事院規則又は人事院指令に違反し、又は違反を企て若しくは共謀してはならない。又、何人も、故意に、この法律、人事院規則又は人事院指令の施行に關し、虚偽行為をなし、若しくはなそうと企て、又はその施行を妨げてはならない。

この法律のある規定が、効力を失い、又はその適用が無効とされても、この法律の他の規定又は他の關係における適用は、その影響を受けることがない。

この法律の規定が、従前の法律又はこれに基く法令と矛盾し又は、是れに觸する場合には、その法律の規定が、優先する。

(一般職及び特別職)

第二條 国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

一般職は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する。

特別職は、左に掲げる職員の職とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 國務大臣
- 三 人事官及び検査官
- 四 内閣官房長官

(設置)

第三條 この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため人事院を設け、この法律実施の責に任せしめる。

国家公務員に關する事務を掌理するため、内閣の所轄の下に人事院を置く。人事院は、この法律に定める基準に従つて、内閣総理大臣に報告しなければならない。

人事院は、この法律に従い、左に掲げる事項について職員に關する諸般の方針、基準、手続、規則及び計画を整備、調整、総合及び指示し、且つ、立法その他必要な措置を勧告する。

- 一 職階、給與、重複給與、給與準則、試験、資格要件、募集、任用候補者名簿、任用候補者の提示、採用、條件付任用期間、臨時的任用、非常勤任用、重複任用、宣誓、昇任、降任、轉任、復職、配置轉換、退職、恩給、免職、人員の減少、勤務成績の評定、人事行政用語の定義及びこれらに關連する事項
- 二 勤務時間、休暇、休職、保健、安全、元氣回復、教育訓練、厚生、素行、政治的活動、私企業からの隔離、秘密の保持、規律、離職、公正な取扱、分限、保障、行政的措置の要求、苦情の処理、公務傷病に対する補償、政府の人事行政に關する調査、研究及び監察並びにこれらに關連する事項
- 三 人事記録及び人事統計並びにこの法律、人事院規則及び人事院指令に従つて給與が支拂われているかどうかを確めるための給與簿の監理及び検査
- 四 人事主任官會議の開催

- 五 内閣官房次長
- 六 政務次官
- 七 連絡調整中央事務局長官
- 八 内閣総理大臣秘書官(三人以内)及びその他の秘書官(國務大臣又は特別職たる機関の長の各々につき一人)
- 九 就任について選挙によることを必要とし、あるいは國會の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員
- 十 宮内府長官、侍從長及び侍從並びに法律又は人事院規則で指定する宮内府のその他の職員
- 十一 大使及び公使
- 十二 裁判官並びに最高裁判所長官秘書官(一人)及び最高裁判所判事秘書官(判事の各々につき一人)

この法律の規定は、一般職に属するすべての職(以下その職を官職といひ、その職を占める者を職員といふ。)に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本條に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

この法律の規定は、この法律の改正法律により、別段の定めがない限り、特別職に属する職には、これを適用しない。

政府は、一般職又は特別職以外の勤務者を置いてその勤務に対し俸給、給料その他の給與を支拂つてはならない。

前項の規定は、政府又はその機関と外國人の間に、個人的基礎においてなされる勤務の契約には適用されない。



五 その他法律に基きその権限に属せしめられた事項

この法律により、人事院が処置する権限を與えられている部門においては、人事院の決定及び処分は、その定める手続により、人事院によつてのみ審査される。

前項の規定は、法律問題につき裁判所に出訴する権利に影響を及ぼすものではない。

(職員)

第四條 人事院は、人事官三人をもつて、これを組織する。

人事官のうち一人は、総裁として命ぜられる。

人事院は、事務総長及び予算の範囲内においてその職務を適切に行うため必要とする職員を任命する。

人事院は、その内部機構を管理する。国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）は、人事院には適用されない。

第五條第五項中「一年」を「五年」に、「政党の役員」を「政党の役員、政治的顧問その他これらと同様な政治的影響力をもつ政党員」に改め、同條第六項中「若しくは高等学校における同一学科（学科の区分のない大学については同一学部）」を削る。

第七條第三項但書を削る。

第八條第一項本文を次のように改める。

人事官は、左の各号の一に該当する場合を除く外、その意に反して罷免されることがない。

同條第一項第二号中「内閣総理大臣」を「國會」に改め、同條同項第三号を次のように改め、第三項但書及び第六項を削る。

三 任期が満了して、再任されず又は人事官として引き続き十二年在任するに至つた場合

第九條第二項乃至第四項中「内閣総理大臣」を「國會」に改める。  
(俸給)

第十條 人事官は、國務大臣と同じ基礎に基く給與を受けるものとし、人事官に支拂われる給與の総額は、いずれの國務大臣が受ける給與の総額よりも少くしてはならない。

第十一條第二項中「會務」を「院務」に改める。  
(人事院會議)

第十二條 定例の人事院會議は、人事院規則の定めるところにより、少なくとも一週間に一回、一定の場所において開催すること常例としなければならない。

人事院會議の議事は、すべて議事録として記録しておかなければならない。

前項の議事録は、幹事がこれを作成する。

人事院の事務処理の手続に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

事務総長は、幹事として人事院會議に出席する。

人事院は、左に掲げる権限を行う場合においては、人事院の議決を経なければならない。

一 人事院規則の制定及び改廢

二 第十三條の規定による應急予備金の支出

三 第二十二條の規定による關係廳の長に対する勧告

でこれを定める。

人事院は、毎會計年度の開始前に、次の會計年度においてその必要とする経費の要求書を國の予算に計上されるように内閣に提出しなければならない。この要求書には、土地の購入、建物の建造、事務所の借上、家具、備品及び消耗品の購入、俸給及び給料の支拂その他この法律を完全に実施するため必要なあらゆる役務及び物品に關する経費が計上されなければならない。

昭和二十七年三月三十一日までは、前項の経費の中には、應急予備金が設けられなければならない。應急予備金は、総裁がこれを管理する。應急予備金を支出するには、人事院の議決を経なければならない。

内閣が、人事院の経費の要求書を修正する場合においては、人事院の要求書は、内閣により修正された要求書とともに、これを國會に提出しなければならない。

人事院は、國會の承認を得て、その必要とする地方の事務所を置くことができる。

(事務総長)

第十四條 事務総長は、総裁の職務執行の補助者となり、その一般監督の下に、人事院の事務上及び技術上のすべての活動を指揮監督し、この法律の目的を達成するための諸般の計画を樹立し、人事院の職員について計画を立て、募集、配置及び指揮を行い、又、この法律の目的を達成するために必要な、適當で、且つ法令の規定に從つた諸般の措置を行い、人事院會議の幹事及び人事主

第十三條 人事院に事務総局及び法律顧問を置く。

事務総局の組織及び法律顧問に關し必要な事項は、人事院規則

四 第二十三條の規定による國會及び内閣に対する意見の申出

五 第二十四條の規定による國會及び内閣に対する報告

六 第二十八條の規定による國會及び内閣に対する勧告

七 第二十九條の規定による職階制の立案

八 第三十六條（第三十七條において準用する場合を含む。）の規定による選考基準の決定及び選考機關の指定

九 第四十八條の規定による試験機關の指定

十 第六十條の規定による臨時的任用及びその更新に対する承認、臨時的任用に係る職員の員数の制限及びその資格要件の決定並びに臨時的任用の取消（人事院規則の定める場合を除く。）

十一 第六十三條の規定による給與準則の立案

十二 第六十七條の規定による給與準則の改訂案の作成

十三 第七十二條の規定による關係廳の長に対する勧告及び表彰又は矯正方法に關する立案（人事院規則の定める場合を除く。）

十四 第八十七條の規定による事案の判定

十五 第九十二條の規定による処分の判定

十六 第九十五條の規定による補償に關する重要事項の立案

十七 第一百三條の規定による異議の申立についての判定

十八 第八八條の規定による恩給に關する重要事項の立案

十九 その他人事院の議決によりその議決を必要とされた事項  
(事務総局及び予算)



任官会議の議長となる。

事務総長は、次官と同じ基礎に基く給與を受けるものとし、事務総長に支拂われる給與の総額は、いずれの次官が受ける給與の総額よりも少くしてはならない。但し、法律に定める家族手当及び超過勤務手当については、この限りでない。

(人事院の職員の兼職禁止)

第十五條 人事官及び事務総長は、他の官職を兼ねてはならない。

(人事院規則及び人事院指令)

第十六條 人事院は、この法律の執行に關し必要な事項について、人事院規則を制定し、人事院指令を發し、及び手続を定める。人事院は、いつでも、適宜に、人事院規則を改廢することができ

る。

人事院規則及びその改廢は、官報をもつて、これを公布する。

人事院は、この法律に基いて人事院規則を実施し又はその他の措置を行うため、人事院指令を發することができる。

(給與の支拂の監理)

第十八條 人事院は、職員に対する給與の支拂を監理する。

職員に対する給與の支拂は、人事院規則又は人事院指令に反してこれを行つてはならない。

第十九條第四項中「第二項の規定による」を「総理廳、各省その他の機關によつて作成保管された」に改める。

第二十一條中「重要でないものについて、」を「人事院規則の定めるものについては、」に改める。

第二十二條第二項中「及び人事の交流」を「、人事の交流その他勞力活用に関する事項」に改める。

(法令の制定改廢に関する意見の申出)

第二十三條 人事院は、この法律の目的達成上、法令の制定又は改廢に關し意見があるときは、その意見を國會及び内閣に同時に申し出なければならない。

第二十四條第一項を次のように改める。

人事院は、毎年、國會及び内閣に対し、業務の状況を報告しなければならない。

第二十七條中「又は門地」を「、門地又は第三十八條第五号に規定する場合を除くの外政治的意見若しくは政治的所屬關係」に改める。

(情勢適應の原則)

第二十八條 この法律に基いて定められる給與、勤務時間その他勤務條件に関する基礎條件には、國會により社會一般の情勢に適應するように、随時これを變更することができる。その變更に關しては、人事院においてこれを報告することを怠つてはならない。

人事院は、毎年、少くとも一回、俸給表が適當であるかどうかについて國會及び内閣に同時に報告しなければならない。給與を決定する諸條件の変化により、俸給表に定める給與を百分の五以上増減する必要があると認められるときは、人事院は、その報告にあわせて、國會及び内閣に適當な報告をしなければならない。

第二十九條第二項中「に應じて定めた職種別に、且つ、職務の」を「及び」に改め、「定めた等級別に」を削り、同條第三項中「職種及び等級を同じくする」を「同一の内容の雇用條件を有する同一の職級に属する」に改め、同條第四項中「この法律の実施前に」を削り、同條に次の一項を加える。

政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)第十四條の規定による職務の分類は、これを本條その他の條項に規定された計画であつて、且つ、この法律の要請するところに適合するものとみなし、その改正が人事院によつて勧告され、國會によつて制定されるまで効力をもつものとする。

第三十條第一項を次のように改める。

職階制は、実施することができるものから、逐次これを実施する。

第三十一條第一項中「職階制を実施することとなつた場合においては」を「職階制を実施するにあつては」に、及び「職種及び等級」を「職級」に改める。

(職階制によらない官職の分類の禁止)

第三十二條 一般職に属するすべての官職については、職階制によらない分類をすることはできない。

(任免の根本基準)

第三十三條 すべて職員の任用は、この法律及び人事院規則の定めるところにより、その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて、これを行う。

二 一部改正

第二十二條第二項中「及び人事の交流」を「、人事の交流その他勞力活用に関する事項」に改める。

人事院は、試験を採用試験、昇任試験又はその両者を兼ねるものいずれとするかを適宜決定する。

職員の免職は、法律に定める事由に基いてこれを行わなければならない。

前三項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定のあるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

(用語の定義)

第三十四條 人事院は、この法律の施行上必要とする用語の定義、説明及び使用について、人事院規則でこれを定める。

第三十六條第一項中「職種及び等級」を「官職」に改め、同條第三項を削る。

第三十七條第一項を次のように改める。

職員の昇任は、その官職より下位の官職の在職者の間における競争試験(以下試験という)によるものとする。但し、人事院は、必要と認めるときは、試験を受ける者の範囲を、適宜制限することができる。

第三十八條第四号中「第九九條又は第一百十條第三号」を「第九九條から第一百十條まで」に改める。

第四十二條中「職種及び等級に應じ」を削る。

第四十四條中「職種及び等級」を「官職」に改める。

第四十五條中「目的とし、その内容は、實際的なものであることを要する。」を「目的とする。」に改める。

第四十七條第二項中「職種及び等級」を「官職」に改め、「試験



科目及びその各科目の比重、」を削り、同條第三項中「事項が漏れなく判明することできるように、」を「事項を周知させることができるように、」に改め、同條に次の一項を加える。

人事院は、公告された試験又は実施中の試験を、取り消し又は変更することができる。

第五十條中「職種及び等級に應じ、」を削る。

第五十一條中「職種及び等級の」を削る。

第五十二條中「職種及び等級の」を削る。

第五十四條中「その全部又は一部を」を「これを」に改める。

(任命権者)

第五十五條 任命権は、法律に別段の定のある場合を除いては、内閣、各大臣（内閣総理大臣、法務総裁及び各省大臣をいう。以下同じ）、会計検査院長及び人事院総裁並びに各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関に属する官職に限られる。但し、外局の長に対する任命権は、各大臣に属する。

前項に規定する機関の長たる任命権者は、その任命権を、その部内の上級の職員に限り委任することができる。この委任は、その効力が発生する日の前に、書面をもつて、これを人事院に提示しなければならない。

この法律、人事院規則及び人事院指令に規定する要件を備えない者は、これを任命し、雇用し、昇任させ若しくは轉任させては

ならず、又はいかなる官職にも配置してはならない。

第五十六條に次の但書を加える。

但し、昭和二十六年七月一日前においては、人事院は、人事院の議決によつて、いかなる官職についても、その選択の範囲を高点順の志望者四人以内に制限することができる。

(條件附任用期間)

第五十九條 一般職に属するすべての官職に対する職員の採用又は昇任は、すべて條件附のものとし、その職員が、その官職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

條件附採用に關し必要な事項又は條件採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、人事院規則でこれを定める。

第六十條第二項中「職種又は等級により、」を削り、同條第三項中「前二項の規定」の下に「又は人事院規則」を加え、同條第五項中「これに基いて発する政令及び」を削る。

第六十一條中「任命権者が、」の下に「この法律及び人事院規則に従い、」を加える。

第六十二條第二項を次のように改める。

前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。

第六十三條第二項中「内閣総理大臣」を「國會及び内閣」に改める。

第六十四條第二項を次のように改める。

俸給表は、生計費、民間における賃金その他人事院の決定する適當な事情を考慮して定められ、且つ、等級又は職級ごとに明確な俸給額の幅を定めていなければならない。

第六十五條第一項第一号中「同一等級」を「同一の等級又は職級」に改め、同項第五号中「常時勤務を要しない官職」の上に「扶養家族の数、」を加える。

第六十六條第一項中「職種及び等級」を「職級」に改め、同條第二項を削る。

第六十七條中「内閣総理大臣」を「國會及び内閣」に改める。

第六十八條第三項中「政令又は」を削る。

第六十九條及び第七十條中「法令又は人事委員会規則」を「法令、人事院規則又は人事院指令」に改める。

第七十二條第三項中「これを内閣総理大臣に提出しなければならない。」「これを」を「これについて、適當な措置を講じなければならない。」に改める。

第七十五條第一項中「法律」の下に又は「人事院規則」を加える。

(離職)

第七十七條 職員の離職に關する規定は、この法律及び人事院規則でこれを定める。

第七十八條第一号中「拳がらない」を「よくない」に改め、同條第三号中「職種又は等級の」を削り、同條に次の一号を加える。

四 官制若しくは定員の改廢又は予算の減少により廢職又は過員

を生じた場合

停職の期間は、一年をこえない範囲内において、人事院規則でこれを定める。

同條第二項中「その停職の期間中俸給の三の一を受ける。」を「第九十二條の規定による場合の外、停職の期間中給與を受けることができない。」に改め、同條第三項を削る。

第八十四條に次の一項を加える。

人事院は、この法律に規定された調査を経て職員を懲戒手続に付することができる。

(刑事裁判との關係)

第七十九條中「左の各号の一に該当する場合」の下に「又は人事院規則で定めるその他の場合」を加える。

第八十條第一項を次のように改める。

前條第一号の規定による休職の期間は、人事院規則でこれを定める。休職期間中その事故の消滅したときは、休職は当然終了したものとす、すみやかに復職を命じなければならない。

同條第二項の次に次の一項を加え、第三項中「休職者は、その休職の期間中俸給の三分の一を受ける。」を「休職者は、その休職の期間中、給與準則で別段の定をしない限り、何等の給與を受けてはならない。」に改める。

いかなる休職も、その事由が消滅したときは、当然に終了したものとみなされる。

第八十一條第一項第三号を削り、第四号を第三号に改め、同條第



三項を削る。

第八十三條第一項を次のように改める。

第八十五條 懲戒に付せらるべき事件が、刑事裁判所に係属する間においても、人事院又は人事院の承認を経て任命権者は、同一事件について、適宜に、懲戒手続を進めることができる。この法律による懲戒処分は、当該職員が、同一又は関連の事件に関し、重ねて刑事上の訴追を受けることを妨げない。

(調査の結果採るべき措置)

第九十二條 前條に規定する調査の結果、処分を行うべき事由のあることが判明したときは、人事院は、その処分を承認し、又はその裁量により修正しなければならない。

前條に規定する調査の結果、その職員に処分を受けるべき事由のないことが判明したときは、人事院は、その処分を取り消し、職員としての権利を回復するために必要で、且つ、適切な処置をなし、及びその職員がその処分によつて受けた不当な処置を是正しなければならぬ。人事院は、職員がその処分によつて失つた俸給の弁済を受けるように指示しなければならぬ。

前二項の判定は、最終のものであつて、人事院規則の定めるところにより、人事院によつてのみ審査される。

(補償制度の立案及び実施の責務)

第九十五條 人事院は、なるべくすみやかに、補償制度の研究を行い、その成果を国会及び内閣に提出するとともに、その計画を実施しなければならない。

おつてはならない。

職員で同盟罷業その他前項の規程に違反する行爲をした者は、その行爲の開始とともに、國に対し、法令に基いて保有する任命又は雇用上の権利をもつて、對抗することができない。

第二項の組合その他の団体は、これを法人とすることができぬ。民法(明治二十九年法律第八十九号)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)中民法第三十四條に規定する法人に関する規定は、本項の法人についてこれを準用する。但し、これらの規定中「主務官廳」とあるのは、「人事院」と読み替へるものとする。

第百條に次の一項を加える。

前三項の規定は、人事院で扱われる調査又は審理の際人事院から求められる情報に関しては、これを適用しない。何人も、人事院の権限によつて行われる調査又は審理に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言することを人事院から求められた場合には、何人からも許可を受ける必要がない。人事院が正式に要求した情報について、人事院に対して、陳述及び証言を行わなかつた者は、この法律の罰則の適用を受けなければならない。

(職務に専念する義務)

第百一條 職員は、人事院規則の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(法令及び上司の命令に従ふ義務並びに職員の団体)

第九十八條 職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

職員は、組合その他の団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。職員は、これらの組織を通じて、代表者を自ら選んでこれを指名し、勤務条件に関し、及びその他社会的厚生の活動を含む適法な目的のため、人事院の定める手続に従い、当局と交渉することができる。但し、この交渉は、政府と団体協約を締結する権利を含まないものとする。すべて職員は、職員の団体に属していないという理由で、不満を表明し又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

職員は、前項の組合その他の団体について、その構成員であること、これを結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその団体における正当な行爲をしたことのために不利益な取扱を受けぬ。

警察職員、消防職員(國家消防廳の職員を含むものとする。)及び海上保安廳又は監獄において勤務する職員は、第二項に規定する職員の団体を結成し、及びこれに加入することができない。

職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対して同盟罷業、怠業その他の争議行爲をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行爲をしてはならない。又、何人も、このような違法な行爲を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあ

職員は、人事院規則の定める場合を除いては、官職を兼ねてはならない。職員は、官職を兼ねる場合においても、それに対して給與を受けてはならない。

前項の規定は、地震、火災、水害その他重大な災害に際し、当該官廳が職員を本職以外の業務に従事させることを妨げない。

職員は、政府から給與を受けながら、職員の団体のため、その事務を行い、又は活動してはならない。但し、職員は、人事院によつて認められ又は人事院規則によつて定められた条件又は事情の下において、第九十八條の規定により認められた行爲をすることができぬ。

第百二條第一項中「これらの行爲に關與してはならない。」を「これらの行爲に關與し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行爲をしてはならない。」に改め、同條第二項中「人事委員会規則で別段の定をした場合、」を削り、同條第三項を次のように改める。

職員は、政党その他の政治団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

第百三條第二項を次のように改める。  
職員は、離職後二年間は、営利企業の地位で、その離職前五年間に在職していた人事院規則で定める國の機関と密接な關係にあるものにつくことを承諾し又はついでにはならない。

第百四條中「その他の事業に従事し、若しくは事務を行うには、その所轄廳の長の許可を要する。」を「その他いかなる事業に従事



し、若しくは事務を行うにも、人事院及びその職員在所轄廳の長の許可を要する。」に改める。

(職員の職務の範囲)

**第二百五條** 職員は、職員としては、法律、命令、規則又は指令による職務を担当する以外の義務を負わない。

第百八條第三項中「健全な基礎のもとに」を「健全な保険数理を基礎として」に、同條第四号中「内閣総理大臣」を「国会及び内閣」に改める。

**第百九條** 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第五條に規定する資格を有しない人事官の任命に同意した閣員
- 二 第七條第三項の規定に違反して任命を受諾した者
- 三 第八條第三項の規定に違反して故意に人事官を罷免しなかつた閣員
- 四 人事官の欠員を生じた後六十日以内に人事官を任命しなかつた閣員(此の期間内に兩議院の同意を経なかつた場合には此の限りでない。)
- 五 第十五條の規定に違反して官職を兼ねた者
- 六 第十六條第二項の規定に違反して故意に人事院規則及びその改廃を官報に掲載することを怠つた者
- 七 第十九條の規定に違反して故意に人事記録の作製、保管又は改訂をしなかつた者

八 第二十條の規定に違反して故意に報告しなかつた者

九 第二十七條の規定に違反して差別をした者

十 第四十七條第三項の規定に違反して試験の公告を怠り又はこれを抑止した職員

十一 第八十三條第一項の規定に違反して停職を命じた者

十二 第九十二條の規定によつてなされる人事院の判定、処置又は指示に故意に従わなかつた者

十三 第百條第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

十四 第百三條の規定に違反して営利企業の状態にいたる者

十五 附則第十一條の規定に違反して臨時的任用の期間を延長した任命権者

**第百十條** 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二條第六項の規定に違反した者
- 二 第十條又は第十四條の規定に違反して給與を支拂つた者
- 三 第十七條第二項の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者
- 四 第十七條第二項の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなくてこれに應ぜず、又は同項の規定により書類又はその写の提出を求められ正当の理由がなくてこれに應じなかつた者
- 五 第十七條第二項の規定により書類又はその写の提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写を提出した者

六 第十八條の規定に違反して給與を支拂つた者

七 第三十三條第一項の規定に違反して任命をした者

八 第三十九條の規定による禁止に違反した者

九 第四十條の規定に違反して虚偽行為を行つた者

十 第四十一條の規定に違反して受験若しくは任用を阻害し又は情報を提供した者

十一 第六十三條第一項又は第六十六條の規定に違反して給與を支給した者

十二 第六十八條の規定に違反して給與の支拂をした者

十三 第七十條の規定に違反して給與の支拂について故意に適当な措置をとらなかつた人事官

十四 第八十三條第二項の規定に違反して停職者に俸給を支給した者

十五 第八十六條の規定に違反して故意に勤務条件に関する行政措置の要求の申出を妨げた者

十六 第九十八條第四項の規定に違反して職員の団体を結成した者

十七 何人たるを問わず第九十八條第五項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、そのかし、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者

十八 第百條第四項の規定に違反して陳述及び証言を行わなかつた者

十九 第百二條第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者

二十 任命権者で、附則第九條第一項の規定による臨時的任用を終了させなかつた者

前項第八号に該当する者の收受した金銭その他の利益は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その價額を追徴する。

**第百十一條** 第百九條第一号、第三号より第五号まで及び第十三号又は第百十條第一項第一号から第七号まで、第九号から第十六号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのかし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本條の刑に処する。

附則第一條第二項を削り、同條第三項中「附則の規定」を「罰則及び附則の規定」に、及び「法律又は人事委員会規則」を「法律、人事院規則又は人事院指令」に改める。

附則第二條第五項を次のように改める。

人事院設置の際現在在職する委員長及び委員は、この法律により人事官の任命があるまでは、人事官の地位に在るものとみなし、その間は、委員長は、人事院總裁の職務を行うものとする。委員長及び委員は、人事官が任命されたときは、退職するものとすし、その場合においては、委員長は、遅滞なくその事務を人事院總裁に引き継がなければならない。人事官の任命は、人事院設置後五日以内に、これを行わなければならない。

同條第八項の次に次の一項を加える。

臨時人事委員会の職員は、人事院が設置されたときは、六月の



間、人事院の職員として條件附で任用されたものとし、その期間を良好に終了したときは、この法律に基く試験又は選考に合格し、且つ、この法律に基く手続によつてその官職を保持するものとみなされ、正式に任命されたものとする。本項のいかなる規定も、人事院の職員に対し、附則第九條の規定の適用を免除するものではない。

附則第三條を次のように改める。

**第三條** 第五條第六項にいう大学学部には、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学学部及び旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含むものとする。

附則第九條から附則第十一條までを次のように改める。

**第九條** 人事院の指定する日において、次官、局長、次長、課長及び課長補佐その他これらに準ずる官職で人事院の指定するものに在任するものは、人事院規則の定めるところにより、その官職に臨時的に任用されたものとみなす。この臨時的任用は、昭和二十三年七月一日から三年をこえることができず、且つ、その期限前においても人事院規則又は人事院指令により、終了させることができる。人事院は、随時それらの官職に準ずる官職を追加して指定し、本條の規定を適用しなければならぬ。人事院は、公務の適切な運営のため、いかなる官職に在任する職員に対しても、適宜試験を実施し、これを轉退職させることができる。

人事院は、昭和二十三年七月一日から二年以内に、前項に規定する官職について、この法律に基き必要な試験を実施しなければ

ならない。

**第十條** 前條第一項の規定により指定される官職以外の官職に在任する職員は、人事院の指定する日において、その在任する官職に対し、この法律に基く手続によつて、資格を與えられたものとみなし、すべてこれに人事院規則を適用する。

**第十一條** 任命権者は、昭和二十六年七月一日前においては、人事院の承認を得て、且つ、人事院規則に従い、第六十條第一項に規定する臨時的任用の期間を延長することができる。

附則第十三條中「外交官、領事官その他の在外職員、学校教員、裁判所の職員、檢察官その他の」を削る。

附則に次の二條を加える。

**第十五條** 人事院は、昭和二十六年七月一日前においては、都道府縣、市その他地方公共団体の人事機関が、この法律によつて確立された原則に沿つて設置され、且つ、運営されるように協力し、及び技術的助言をなすことができる。

**第十六條** 労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び船員法（昭和二十二年法律第百号）並びにこれらの法律に基いて発せられる命令は、第二條の一般職に属する職員には、これを適用しない。

第一次改正法律附則

**第一條** この法律は、公布の日から、施行する。但し、改正後の國家公務員法第十三條第三項から第五項までの規定は、昭和二十

十四年度以後の会計年度について適用し、この附則第六條の規定及びこの附則第七條中船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第十條の改正規定は、別に人事院規則で定める日から適用する。

**第二條** 人事院規則で定めた場合を除き、國家公務員法第百二條第二項の改正規定施行の際、職員で現に公選による公職に在る者は、昭和二十四年六月三十日までにその公職を退いて辞表の写及びその辞表が受理され、且つ、その効力を生じたことを公に証明する書面を人事院に送付しない限り、その日においてその官職を失うものとする。

**第三條** 一般職に属する職員に関しては、別に法律が制定実施されるまでの間、國家公務員法の精神に於いて、触せず、且つ、同法に基く法律又は人事院規則で定められた事項に矛盾しない範囲内において、労働基準法及び船員法並びにこれらに基く命令の規定を適用する。但し、労働基準監督機関の職権に関する規定は、一般職に属する職員の勤務条件に関しては、適用しない。

2 前項の場合において必要な事項は、人事院規則で定める。

**第四條** 職員を主たる構成員とする労働組合又は団体で、國家公務員法附則第十六條の規定が適用される日において、現に存するものは、引き続き存続することができる。これらの団体は、すべて役員、目的及び手続において、この法律の規定に従わなければならない。これらの団体は、人事院の定める手続により、人事院に登

録しなければならぬ。

2 前項の組合又は団体に關して必要な事項は、法律又は人事院規則で定める。

**第五條** 國家公務員法附則第十六條の規定施行前になした同條に掲げる法令の規定に違反する行為に關する罰則の適用については、同條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**第六條** 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「労働大臣」を「人事院」に改め、同條第二項を削り、同條第三項を第二項に改め、同項中「第一項」を「前項」に改め、「國の官吏その他の職員は、」の下に「國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）が適用されるまでは、」を加える。

**第七條** 船員職業安定法の一部を次のように改正する。

第一條中「海上企業」を「政府以外の海上企業（以下海上企業という）」に改め、同條に次の一項を加える。

2 政府の業務に従事する船舶に雇用され、俸給、給料、報酬及びその他の給與を國庫より受ける船員の募集、資格要件及び採用は、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の規定による。

第八條中第二項の次に次の一項を加える。

3 職員に關する事務は、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の規定による。

第十條中「運輸大臣」を「人事院」に改める。







第二 行政法

船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八條第一項の規定による公共船員職業安定所を東京都、横浜市、新潟市、名古屋市、高岡市、大阪市、神戸市、広島市、尾道市、広島縣、豊田郡木ノ江町、高松市、門司市、大牟田市、若松市、長崎市、下関市、塩釜市、小樽市及び函館市に置くことについて、地方自治法第百五十六條第四項の規定による國會の承認を求めらる。

なお右設置に要する所要の二級官、三級官及び雇傭人については、昭和二十四年三月末日までに氣象官署（官制）においてこれに相当する人員を漸次減員する。

第三 司法法







第三司法法

昭和三十二年七月二十四日福井地方におこつた水害	昭和三十二年九月十六日東北地方におこつた水害	福井縣のうち 大聖寺町 福井市 吉田郡のうち 西藤島村 中藤島村	岩手縣のうち 一関市 宮古市
-------------------------	------------------------	---	----------------------

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二 一部改正

(16) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正

する法律 (昭和三十二年十二月七日(法務総) 法律第二百三十三号(裁署名))

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。  
第一條中「別表第三表」を「別表第四表」に改め、「地方裁判所

を、」の下に「別表第三表の通り家庭裁判所を、」を加える。  
第二條中「別表第四表」を「別表第五表」に改め、「地方裁判所」の下に「家庭裁判所」を加える。  
別表中「(第三表)」を「(第四表)」に、「(第四表)」を「(第五表)」に改め、別表第二表の次に次の一表を加える。  
(第三表)

名	称	所在地
東京家庭裁判所		東京都
横濱家庭裁判所		横濱市
浦和家庭裁判所		浦和市
千葉家庭裁判所		千葉市
水戸家庭裁判所		水戸市
宇都宮家庭裁判所		宇都宮市
前橋家庭裁判所		前橋市
静岡家庭裁判所		静岡市
甲府家庭裁判所		甲府市
長野家庭裁判所		長野市
新潟家庭裁判所		新潟市
大阪家庭裁判所		大阪市
京都家庭裁判所		京都市
神戸家庭裁判所		神戸市
奈良家庭裁判所		奈良市
大津家庭裁判所		大津市
和歌山家庭裁判所		和歌山市

- 名古屋家庭裁判所
- 津家庭裁判所
- 岐阜家庭裁判所
- 福井家庭裁判所
- 金澤家庭裁判所
- 富山家庭裁判所
- 廣島家庭裁判所
- 山口家庭裁判所
- 岡山家庭裁判所
- 鳥取家庭裁判所
- 松江家庭裁判所
- 福岡家庭裁判所
- 佐賀家庭裁判所
- 長崎家庭裁判所
- 大分家庭裁判所
- 熊本家庭裁判所
- 鹿児島家庭裁判所
- 宮崎家庭裁判所
- 仙臺家庭裁判所
- 福島家庭裁判所
- 山形家庭裁判所
- 盛岡家庭裁判所
- 秋田家庭裁判所
- 青森家庭裁判所
- 札幌家庭裁判所

- 名古屋
- 津
- 岐阜
- 福井
- 金澤
- 富山
- 廣島
- 山口
- 岡山
- 鳥取
- 松江
- 福岡
- 佐賀
- 長崎
- 大分
- 熊本
- 鹿児島
- 宮崎
- 仙臺
- 福島
- 山形
- 盛岡
- 秋田
- 青森
- 札幌

名	称	所在地
函館家庭裁判所		函館市
旭川家庭裁判所		旭川市
釧路家庭裁判所		釧路市
高松家庭裁判所		高松市
徳島家庭裁判所		徳島市
高知家庭裁判所		高知市
松山家庭裁判所		松山市

別表第四表名称の欄中「日光簡易裁判所」を「栃木今市簡易裁判所」に、「群馬太田簡易裁判所」を「太田簡易裁判所」に、「中川簡易裁判所」を「愛知中村簡易裁判所」に、「一關簡易裁判所」を「一關簡易裁判所」に、「同表所在地の欄中「東京都北多摩郡武蔵野町」を「東京都武蔵野市」に、「栃木縣上都賀郡日光町」を「栃木縣上都賀郡今市町」に、「群馬縣新田郡太田町」を「太田市」に、「静岡縣富士郡吉原町」を「吉原市」に、「静岡縣志太郡島田町」を「島田市」に、「山梨縣南都留郡福地村」を「山梨縣南都留郡下吉田町」に、「大阪府三島郡茨木町」を「茨木市」に、「大阪府北河内郡枚方町」を「枚方市」に、「大阪府泉南郡佐野町」を「泉佐野市」に、「奈良縣北葛城郡高田町」を「大和高田市」に、「名古屋市中川区」を「名古屋市中村区」に、「福井縣南條郡武生町」を「武生市」に、「岩手縣西磐井郡一関町」を「一関市」に、「北海道留萌郡留萌町」を「留萌市」に改める。  
別表第五表地方裁判所の欄中「地方裁 判所」を「地方裁判所及 家庭裁判所」に、同表豊島簡易裁判所の管轄区域の欄中「板橋区」を「板橋区 練馬



区」に改め、同表武蔵野簡易裁判所の項を次のように改める。

武蔵野	東京都の内 北多摩郡の内 三鷹町 留米村	小金井町 田無町 保谷町 小平町	東村山町 清瀬村 久
-----	-------------------------------	---------------------------	------------------

同表横濱南簡易裁判所の管轄区域の欄中「磯子区」を「磯子区金澤区」に改め、同表鎌倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「鎌倉郡藤澤市片瀬、江ノ島」を削り、同表藤澤簡易裁判所の項を次のように改める。

藤澤	神奈川県の内 藤澤市 高座郡の内 小田村 海老名町	茅ヶ崎市 寒川町 綾瀬町 澁谷町	御所見村 有馬村 大和町
----	---------------------------------------	---------------------------	--------------------

同表相模原簡易裁判所の管轄区域の欄中「相模原町」を「相模原町座間町」に改め、同表須賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「長井町を除く」及び同表三崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「横須賀市長井町」を削り、同表浦和簡易裁判所の項を次のように改める。

浦和	埼玉県の内 浦和市 北足立郡の内 土合村 志木町 霞町	美笹村 戸田町 内間木村 大和町 片山村	蕨町 與野町 大久保村 水谷村 大和田町 朝
----	--	----------------------------------	---------------------------------------

同表川越簡易裁判所の項を次のように改める。

川越	埼玉県の内 川越市 入間郡の内 坂戸町 鶴瀬村 村山町 三芳村 比企郡の内 中山村 見野村	山田町 奥富村 南畑村 鶴ヶ島村 堀兼村 金子村 藤澤村 伊草村	三芳野村 芳野村 福原村 所澤町 宮寺村 出丸村 三保谷村 ハッ保村 小	古谷村 大井村 大東 大井村 大東 東金
----	--	---	--	-------------------------------------

同表小川簡易裁判所の管轄区域の欄中「中山村 伊草村 出丸村 三保谷村 ハッ保村」及び同表本庄簡易裁判所の管轄区域の欄中「秩父郡の内」を削り、同表茨城太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「山方村」を「山方町」に改め、同表土浦簡易裁判所の管轄区域の欄中「都和村」及び「吉沼村 高道祖村」を削り、同表下妻簡易裁判所の項を次のように改める。

下妻	茨城県の内 眞壁郡の内 結城郡の内 石下町 豊田村 筑波郡の内 北相馬郡の内 小絹村	川西村 上妻村 大寶村 下結城村 豊加美村 水海道町 菅原村 十和村 吉沼村 坂手村 菅生村	大寶村 騰波ノ江村 岡田村 飯沼 大花羽村 五箇村 三妻
----	---	--	--

同表宇都宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇都宮市」を「宇都宮市 鹿沼市」に改め、「鹿沼町」を削り、同表日光簡易裁判所の項

を次のように改める。

栃木今市	栃木県の内 上野郡の内 今市町 河内郡の内 豊岡村 栗山村	日光町 落合村 大澤村 藤原町 三依村
------	--	---------------------------------

同表群馬太田簡易裁判所、熱海簡易裁判所、吉原簡易裁判所、島田簡易裁判所及び濱松簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。

太田	群馬県の内 太田市 新田郡の内 寶泉村 山田郡の内 毛里田村	蕨塚木町 木崎町 尾島町 生品村 強戸 矢場川村 休泊村
----	---	--

熱海	静岡県の内 熱海市 網代町	伊東市 宇佐美村 對島村
----	---------------------	--------------------

吉原	静岡県の内 吉原市	富士宮市 富士郡
----	--------------	-------------

濱松	静岡県の内 濱松市 村原村 西浅羽村	磐田市 今井村 三川郡 磐田郡の内 久努村 上浅羽村	濱名郡 三川町 廣瀬村 岩田村 富岡村
----	-----------------------------	---	---------------------------------

二 一部改正

同表吉田簡易裁判所の管轄区域の欄中「福地村 下吉田町 明見村」を「下吉田町 富士上吉田町 明見町」に、同表諏訪簡易裁判所の管轄区域の欄中「永明村」を「ちの町」に、同表小千谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「片貝村」を「片貝町」に、同表阿倍野簡易裁判所の管轄区域の欄中「巽村」を「巽町」に、同表大阪池田簡易裁判所の管轄区域の欄中「止々呂美村 箕面村 萱野村」を「箕面町」に改め、同表茨木簡易裁判所、布施簡易裁判所、枚方簡易裁判所、岸和田簡易裁判所及び佐野簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。

茨木	大阪府の内 茨木市 三島郡の内 富田町 石河村 島本町	高槻市 三宅村 清溪村 鳥飼村 玉島村 豊川村 五領
布施	大阪府の内 布施町 枚方市 若江村	八尾市 盾津町 大戸村 繩手町 三野郷村 英田村 曙川村
枚方	大阪府の内 枚方市	北河内郡 守口市
岸和田	大阪府の内 岸和田市 泉北郡の内 尾和町 泉野市	泉大津市 具塚市 八坂町 横山村 南横山村 南松尾村
佐野	大阪府の内 泉野市	泉南郡

同表峯山簡易裁判所の管轄区域の欄中「與謝郡の内」を削り、同

一一一







第三 司法 法

同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「高島村」を「高島町」に、同表平戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「鹿町村」を「鹿町町」に、同表別府簡易裁判所の管轄区域の欄中「由布院村」を「由布院町」に、同表竹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「長湯村」を「長湯町」に改め同表熊本簡易裁判所、三角簡易裁判所、山鹿簡易裁判所、濱町簡易裁判所、八代簡易裁判所、水俣簡易裁判所及び天草簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。

熊本	熊本縣の内 熊本市 飽託郡 菊池郡の内 大津町 陣内村 原水村 津田村 合志村 護川村 平眞城村 西合志村 泗水村 田島村 阿蘇郡の内 山内村 下益城郡の内 松橋町 當尾村 豊川村 河江村 小川町 海東村 小野部村 豊福村 豊野村 中山村 隈庄町 豊 田村 杉合村 守富村 宇土郡の内 轟村 花園村 緑川村 網津村 不知火村 松合町
三角	熊本縣の内 宇土郡の内 天草郡の内 登立町 網田村 大嶽村 郡浦村 戸馳村 維和村 中村 上村 湯島村
山鹿	熊本縣の内 鹿本郡の内 菊池郡の内 北合志村 隈府町 河原村 戸崎村 花房村 菊池 間村 加茂川村 清泉村 紫村 城北村 龍門村 菊池 水源村 旭野村

濱町	熊本縣の内 上益城郡の内 濱町 名連川村 朝日村 御嶽村 白糸村 下矢部 阿蘇郡の内 馬見原村 菅尾村
----	---

八代	熊本縣の内 八代市 八代郡 葦北郡の内 日奈久町 二見村 百濟來村 野村 大野村 吉尾村 湯浦村 津奈木村 久木
----	--

天草	熊本縣の内 天草郡の内 原渡町 佐伊津村 御嶺村 鬼池村 手野村 城河 石村 本宮村 龜場村 多尾村 宇土村 中田村 坂浦村 浦地村 栖本村 宮田村 楠浦村 志柿村 大島村 高瀬村 須子村 赤崎村 教良村 福連村 下津浦村 楠浦村 浦村 須子村 赤崎村 教良村 福連村 下津浦村 楠浦村
----	---

伊集院	鹿兒島縣の内 日置郡の内 伊集院町 伊作町 市來町 串木野町 東市來町 永吉村 上伊集院村 吉利村 郡山村 下伊集院村 日置村
-----	--

同表知覽簡易裁判所の管轄区域の欄中「知覽町」を「知覽町 川

邊町」に改め、同表加世田簡易裁判所の項を次のように改める。

加世田	鹿兒島縣の内 川邊郡の内 加世田町 萬世町 勝目村 笠沙町 枕崎町 西南 白置郡の内 田布施村 阿多村
-----	---

同表鹿屋簡易裁判所の管轄区域の欄中「始良村」を「吾平町」に、同表大根占簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐多村」を「佐多町」に、同表郡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷田川村」を「谷田川村 二瀬村」に改め、同表三春簡易裁判所の管轄区域の欄中「二瀬村」、同表長井簡易裁判所の管轄区域の欄中「東置賜郡の内」及び同表盛岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「九戸郡の内」及び同表盛岡簡易裁判所の項を次のように改める。

一 関	岩手縣の内 一関市 西磐井郡 東磐井郡の内 長島村 舞川村 千厩町 折壁村 矢越村 小梨村 八澤村 大津保村 門崎村 藤澤町 黄海岸 薄衣村 奥玉 村 磐清水村 門崎村 松川村 猿澤村 田河津村 摺澤町 濫民村 興田村 長坂村 大原町
-----	---

同表本莊簡易裁判所の管轄区域の欄中「大正寺村」を削り、同表三本木簡易裁判所の管轄区域の欄中「三澤村」を「大三澤町」に改め、同表苦小牧簡易裁判所の項を次のように改める。

苦小牧	北海道の内 苦小牧市 勇拂郡の内 安平村 厚真村 鶴川村 穂別村
-----	---

二 一部改正

同表紋別簡易裁判所の管轄区域の欄中「瀧上村」を「瀧上町」に、同表留萌簡易裁判所の管轄区域の欄中「留萌郡」を「留萌市 留萌郡」に、同表遠軽簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐呂間村」を「佐呂間村 若佐村」に、同表根室簡易裁判所の管轄区域の欄中「花咲郡」を「花咲郡 野付郡」に改め、同表標津簡易裁判所の管轄区域の欄中「野付郡」を削り、同表赤岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「大忍村」を「香宗村 山南村 富家村 徳王子村」に、同表窪川簡易裁判所の管轄区域の欄中「大正村」を「大正町」に、同表中村簡易裁判所の管轄区域の欄中「津大村」を「津大村 清水町 伊豆田村 三崎町 下川口村」に改め、同表宿毛簡易裁判所の管轄区域の欄中「清水町 伊豆田村 三崎村 下川口村」を削り、同表愛媛三島簡易裁判所の管轄区域の欄中「金生村」を「金生町」に改める。

附 則

- この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。
- この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

(17) 副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律

律 (昭和二十三年十二月一日) (法務総)

副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正す











## 第四 財 政 法

### 一 新 制 定 法

(20) 畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律

(昭和二十三年十二月四日) (大藏・農林)  
法律第二百二十四号 (大臣署名)

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律

(地方税の免除)

第一條 畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)第三十七條第三項の規定により都道府県から資産の讓渡を受け、又は畜産に関する農業協同

一 新制定法

組合が馬匹組合の整理等に関する法律(昭和二十三年法律第百六十六号)第四條の規定により郡市を区域とする馬匹組合から資産の讓渡を受ける場合において、当該財産の移轉に対しては、地方公共団体は、地方税を課することができない。  
(登録税の課税標準の價格の特例)

第二條 畜産に関する農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が競馬法第三十七條第三項の規定により都道府県から不動産若しくは船舶に関する権利を承継する場合又は畜産に関する農業協同組合が馬匹組合の整理等に関する法律第四條の規定により郡市を区域とする馬匹組合から不動産若しくは船舶に関する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受ける場合の不動産又は船舶の價格は、畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該権利を都道府県から承継する場合にあつては馬匹連合会(縣を区域とする馬匹組合を含む。)が競馬法第三十七條第二項の規定により都道府県に讓渡した直前の帳簿價格により、畜産に関する農業協同組合が当該権利を郡市を区域とする馬匹組合から承継する場合にあつては郡市を区域とする馬匹組合が讓渡する直前の帳簿價格による。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



二 一部改正

(21) 専賣局及び印刷局特別会計法の 一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月六日) (大藏大) (法律第二百二十八号) (臣署名)

専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律  
専賣局及び印刷局特別会計法(昭和二十二年法律第三十六号)の 一部を次のように改正する。

附則第五條の次に次の一條を加える。

第六條 政府は、昭和二十三年度に限り、印刷局特別会計において、 運轉資金に充てるため必要があるときは、第六條の規定にかかわ らず、同会計の負担で大藏省預金部又は日本銀行から借入金をな すことができる。但し、その金額は、八億円をこえることはでき ない。

前項の規定による借入金は、翌年度内に、償還しなければなら ない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(22) 金資金特別会計法の一部を改 正する法律

(昭和二十三年十二月二日) (大藏大) (法律第二百十八号) (臣署名)

金資金特別会計法の一部を改正する法律

金資金特別会計法(昭和十二年法律第六十一号)の一部を次のよ うに改正する。

附則に次の四項を加える。

政府ハ当分ノ間金資金ニ不足ヲ生ジタルトキハ本会計ノ負担ニ於 テ大藏省預金部又ハ日本銀行ヨリ借入金ヲ爲シ一時之ヲ補足スル コトヲ得但シ其ノ金額ハ五億円ヲ超過スルコトヲ得ズ  
前項ノ規定ニ依ル借入金ハ一年内ニ之ヲ償還スベシ但シ必要アル トキハ一年内ノ期限ヲ以テ借換ヲ爲スコトヲ得  
前二項ノ規定ニ依ル借入金ノ利子ハ本会計ノ歳出トス  
前項ニ規定スル借入金ノ利子ノ支出ニ必要ナル金額ハ毎年度國債 整理基金特別会計ニ之ヲ繰入ルベシ

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(23) 食糧管理特別会計法の一部を 改正する法律

(昭和二十三年十二月六日) (大藏・農林) (法律第二百二十九号) (大臣署名)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のよ うに改正する。

第四條ノ二中「千二百億円」を「千五百億円」に改める。

第四條ノ三第一項中「日本銀行ヲ除ク以下同シ」を「日本銀行ヲ 除ク」に、「農業協同組合又ハ農業会」を「農林中央金庫又ハ農業 協同組合」に改め、同條第二項を次のように改める。

政府ハ日本銀行又ハ農林中央金庫ニ対シ食糧ノ買入代金ノ支拂ニ 必要ナル資金ヲ交付スルコトヲ得

同條第三項中「前項ノ資金ノ交付」を「食糧ノ買入代金ノ支拂」 に改める。

附則第四項の次に次の一項を加える。

食糧確保臨時措置法(昭和二十三年法律第八十二号)ノ規定ニ 依ル農業調整委員会ニ関スル費用ノ負担金ハ昭和二十三年度ニ限り 本会計ノ所屬トス

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

二 一部改正

(24) 貿易資金特別会計法の一部を 改正する法律

(昭和二十三年十二月六日) (大藏・商工) (法律第二百三十号) (大臣署名)

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律

貿易資金特別会計法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を 次のように改正する。

第三條第二項但書中「百五十億円」を「二百五十億円」に改める。

別表第二第二類第五号中「貿易公團の保有する輸出物資又は準貿 易物資」を「貿易公團の保有する輸出物資若しくは準貿易物資又は 原材料貿易公團の保有する輸出物資の原材料若しくは包装材料」に 改め、同号の次に次の一号を加える。

六 貿易公團が発注した輸出物資で、未だ同公團の所有とならな いものに対する代價の支拂済金額

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



(25) 食糧の輸入税を免除する法律  
の一部を改正する法律

(昭和二十三年十一月六日) (大藏大臣署名)  
法律第二百三十一号

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律  
食糧の輸入税を免除する法律(昭和二十二年法律第八十八号)  
の一部を次のよう改正する。

本則中「昭和二十三年」を「昭和二十四年」に改める。

附則

この法律は、昭和二十四年一月一日から、施行する。

第五 経 済 法



## 第五 經濟法

### 一 新制定法

#### (26) 日本國有鐵道法

(昭和二十三年十二月二十日)大藏大臣臨時代理國  
(法律第二百五十六号)務・運輸大臣署名

日本國有鐵道法

目次

- 第一章 總則(第一條—第八條)
  - 第二章 監理委員會(第九條—第十七條)
  - 第三章 役員及び職員(第十八條—第三十五條)
  - 第四章 會計(第三十六條—第五十一條)
  - 第五章 監督(第五十二條—第五十四條)
  - 第六章 罰則(第五十五條)
  - 第七章 雜則(第五十六條—第六十三條)
- 附則

#### 第一章 總則

(目的)

第一條 國が國有鐵道事業特別會計をもつて經營している鐵道事業  
その他一切の事業を經營し、能率的な運営により、これを發展せ

#### 一 新制定法

しめ、もつて公共の福祉を増進することを目的として、ここに日  
本國有鐵道を設立する。

(法人格)

第二條 日本國有鐵道は、公法上の法人とする。日本國有鐵道は、  
民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十五條又は商會社そ  
の他の社團に関する商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定  
に定める商會社ではない。

(業務)

第三條 日本國有鐵道は、第一條の目的を達成するため、左の業務  
を行う。

- 一 鐵道事業及びその附帶事業の經營
  - 二 鐵道事業に關連する連絡船事業及びその附帶事業の經營
  - 三 鐵道事業に關連する自動車運送事業及びその附帶事業の經營
  - 四 前三号に掲げる業務を行うのに必要な探炭、發送電及び電氣  
通信
  - 五 前各号に掲げる業務の外第一條の目的を達成するために必要  
な業務
- 2 日本國有鐵道は、その業務の円滑な遂行に妨げのない限り、一  
般の委託により、陸運に關する機械、器具その他の物品の製造、  
修繕若しくは調達、工事の施行、業務の管理又は技術上の試験研  
究を行うことができる。

(事務所)

第四條 日本國有鐵道は、主たる事務所を東京都に置く。



2 日本國有鐵道は、必要な地に從たる事務所を置く。

(資本金)

第五條 日本國有鐵道の資本金は、別に法律で定めるところにより、昭和二十四年三月三十一日における日本國有鐵道事業特別會計の資産の價額に相当する額とし、政府が、全額出資するものとする。

(非課税)

第六條 日本國有鐵道には、所得税及び法人税を課さない。

2 都道府縣、市町村その他これらに準ずるものは、日本國有鐵道に対しては、地方税を課することができない。但し、釧産税、入場税、酒消費税、電氣ガス税、木材引取税及び遊興飲食税、これらの附加税並びに遊興飲食税割については、この限りでない。

(登記)

第七條 日本國有鐵道は、政令の定めるところにより、登記しなければならぬ。

2 前項の規定により、登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用に関する規定)

第八條 民法第四十四條、第五十條及び第五十四條の規定は、日本國有鐵道に準用する。

第二章 監理委員会

(監理委員会の設置)

第九條 日本國有鐵道に監理委員会を置く。

(監理委員会の権限及び責任)

第十條 監理委員会は、第一條に掲げる目的を達成するため、日本國有鐵道の業務運営を指導統制する権限と責任を有する。

(監理委員会の組織)

第十一條 監理委員会は、五人の委員及び一人の職務上当然就任する特別委員をもつて組織する。

2 監理委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 監理委員会は、予め、委員のうちから、委員長が事故のある場合に委員長の職務を代理する者を定めて置かなければならない。

(委員の任命)

第十二條 監理委員会の委員は、運輸業、工業、商業又は金融業について、廣い經驗と知識とを有する年齢三十五年以上の者のうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 委員の任命において、衆議院が同意して参議院が同意しない場合には、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意をもつて両議院の同意とする。

3 左の各号の一に該当する者は、委員であることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁こ又は懲役に処せられた者

三 國務大臣、國會議員、政府職員又は地方公共團體の議会の議員

四 政党的役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。)

五 日本國有鐵道に対し、物品の賣買若しくは工事の請負を業とする者、又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは

名稱の如何にかかわらず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者(任命の日以前一年間においてこれらの者であつた者を含む。)

六 前号に掲げる事業者の團體の役員又は名稱の如何にかかわらず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者(任命の日以前一年間においてこれらの者であつた者を含む。)

(委員の任期)

第十三條 委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残存期間在任する。

2 委員は、再任されることができない。

3 日本國有鐵道創立後最初に任命される委員の任期は、任命の際において内閣總理大臣の定めるところにより、任命の日からそれぞれ一年、二年、三年、四年、五年とする。

(委員の罷免)

第十四條 内閣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

2 第十二條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(委員の報酬)

第十五條 委員は、名譽職とする。但し、旅費その他業務の遂行に

伴う実費は、これを受けるものとする。

(議決方法)

第十六條 監理委員会は、委員長又は第十一條第三項に規定する委員長の職務を代理する者及び二人以上の委員の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 監理委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。但し、第十一條に規定する職務上当然就任する特別委員は、議決に加わることができない。

3 可否同数のときは、委員長が決する。

4 監理委員会は、日本國有鐵道の役員又は職員をその會議に出席せしめて、必要な説明を求めることができる。

5 總裁の指名する役員は、監理委員会に出席して意見を述べ、又は説明をすることができる。

(公務員たる性質)

第十七條 委員は、法令により公務に従事する者とみなす。

2 委員には、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)は適用されない。

第三章 役員及び職員

(役員の種類)

第十八條 日本國有鐵道の役員は、總裁、副總裁及び理事とする。

(役員の種類及び権限)

第十九條 總裁は、日本國有鐵道を代表し、その業務を総理する。

總裁は、監理委員会に対し責任を負う。總裁は、第十一條に規定



する職務上当然就任する監理委員会の特別委員とする。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、日本國有鐵道を代表し、総裁を補佐して日本國有鐵道の業務を掌理し、総裁に事故があるときにはその職務を代理し、総裁が欠員のときにはその職務を行う。

3 理事は、総裁の定めるところにより、日本國有鐵道を代表し、総裁及び副総裁を補佐して日本國有鐵道の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときにはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときにはその職務を行う。

(役員の内命及び任期)

第二十條 総裁は、監理委員会が推薦した者につき、内閣が任命する。

2 前項の推薦は、第十六條の規定にかかわらず、委員四人以上の多数による議決によることを要する。

3 副総裁は、監理委員会の同意を得て、総裁が任命する。

4 理事は、総裁が任命する。

5 総裁及び副総裁の任期は、各々四年とする。

6 総裁及び副総裁は、再任されることができる。

(役員の内命及び任期)

第二十一條 第十二條第三項各号の一に該当する者は、役員であることができない。

(総裁及び副総裁の罷免)

第二十二條 内閣は、総裁が心身の故障のため職務の執行ができません。

いと認める場合、又は総裁に職務上の義務違反その他総裁たるに適しない非行があると認める場合においては、監理委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

2 第二十條第二項の規定は、前項の同意に準用する。

3 総裁は、副総裁が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、又は副総裁に職務上の義務違反その他副総裁たるに適しない非行があると認める場合においては、監理委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

(役員の内命及び任期)

第二十三條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第二十四條 日本國有鐵道と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監理委員会は、これらの代表権を有しない役員以外他の役員のうちから日本國有鐵道を代表する者を選任しなければならない。

(代理人の選任)

第二十五條 総裁、副総裁又は理事は、日本國有鐵道の職員のうちから、その業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限をもつ代理人を選任することができる。

(職員の内命及び資格)

第二十六條 この法律において日本國有鐵道の職員とは、公共企業

体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二條第二項に規定する者をいう。

2 第十二條第三項第三号に該当する者は、職員であることができない。

(任免の基準)

第二十七條 職員の任免は、その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて行う。

(給與)

第二十八條 職員の給與は、その職務の内容と責任に應ずるものでなければならぬ。

2 職員の給與は、生計費並びに國家公務員及び民間事業の従事員における給與その他の條件を考慮して定めなければならない。

(降職及び免職)

第二十九條 職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降職され、又は免職されることがない。

- 一 勤務成績がよくない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合
- 三 その他その職務に必要な適格性を欠く場合
- 四 業務量の減少その他経営上をやむを得ない事由が生じた場合

(休職)

第三十條 職員は左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職にされることがない。

一 新制定法

- 一 心身の故障のため長期の休養を必要とする場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合
- 2 前項第一号の規定による休職の期間は、滿一年とし、休職期間中その故障が消滅したときは、速やかに復職させるものとし、休職のまま満期に至つたときは、当然退職者とする。
- 3 第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。
- 4 休職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。休職者は、休職の期間中俸給の三分の一を受ける。

(懲戒)

第三十一條 職員が左の各号の一に該当する場合においては、総裁は、これに対し懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律又は日本國有鐵道の定める業務上の規程に違反した場合

- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 2 停職の期間は、一月以上一年以下とする。
- 3 停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、その停職の期間中俸給の三分の一を受ける。
- 4 減給は、一月以上一年以下俸給の十分の一以下を減ずる。

(服務の基準)

第三十二條 職員は、その職務を遂行するについて、誠実に法令及び日本國有鐵道の定める業務上の規程に従わなければならない。



2 職員は、全力をあげて職務の遂行に専念しなければならない。但し、公共企業体労働関係法第七條の規定により、専ら職員の場合の事務に従事する者については、この限りでない。

(勤務時間の延長、時間外及び休日勤務)

第三十三條 日本国有鉄道は、左の各号の一に該当する場合においては、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十二條、第三十五條又は第四十條の規定にかかわらず、その職員をして、勤務時間をこえ、又は勤務時間外若しくは休日に勤務させることができる。

一 災害その他により事故が発生したとき。  
二 災害の発生が予想される場合において、警戒を必要とするとき。

三 列車(自動車、船舶を含む。)が遅延したとき。

(公務員たる性質)

第三十四條 役員及び職員は、法令により公務に従事する者とみなす。

2 役員及び職員には、國家公務員法は適用されない。

(公共企業体労働関係法の適用)

第三十五條 日本国有鉄道の職員の労働関係については、公共企業体労働関係法の定めるところによる。

第四章 会計

(経理原則及び運賃)

第三十六條 日本国有鉄道の会計及び財務(運賃の設定及び変更)

関するものを含む。)に関しては、鉄道事業の高効率に役立つような公共企業体の会計を規律する法律が制定施行されるまでは、日本国有鉄道を國の行政機関とみなして、この法律又はこの法律に基く政令若しくは省令に定める場合を除く外、國有鉄道事業特別会計法(昭和二十二年法律第四十号)、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)、國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)その他従前の國有鉄道事業の会計に關し適用される法令の規定の例による。

2 前項の規定により日本国有鉄道を國の行政機関とみなす場合においては、日本国有鉄道の總裁を各省各廳の長と、日本国有鉄道を各省各廳とみなす。但し、政令をもつて日本国有鉄道を運輸省の一部局とみなす場合は、この限りでない。

(事業年度)

第三十七條 日本国有鉄道の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

2 日本国有鉄道は、毎事業年度の決算を、翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。

(予算)

第三十八條 日本国有鉄道は、毎事業年度の予算を作成し、運輸大臣を経て大藏大臣に提出しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

3 内閣は、前項の規定により予算を決定したときは、國の予算とともに、これを國會に提出しなければならない。

4 予算の形式、内容及び添附書類については政令で、予算の作成及び提出の手續については大藏大臣が運輸大臣と協議して定める。

(追加予算)

第三十九條 日本国有鉄道は、予算作成後に生じた事由に基き、必要避けることのできない場合に限り、予算作成の手續に準じ追加予算を作成し、これを運輸大臣を経て大藏大臣に提出することができる。

2 前條第二項から第四項までの規定は、前項の規定による追加予算について準用する。

(決算)

第四十條 日本国有鉄道は、事業年度ごとに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後一月以内に運輸大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 日本国有鉄道は、前項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

第四十一條 日本国有鉄道は、予算の形式に準じ、毎事業年度の決算報告書を作成し、運輸大臣を経て大藏大臣に提出しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定による決算報告書の提出を受けたとき

は、これを内閣に送付しなければならない。

第四十二條 内閣は、前條第二項の規定により日本国有鉄道の決算報告書の送付を受けたときは、これを会計検査院に送付しなければならない。

2 内閣は、会計検査院の検査を経た日本国有鉄道の決算報告書を、國の歳入歳出の決算とともに國會に提出しなければならない。

(損益の処理)

第四十三條 政府は、日本国有鉄道に損失を生じた場合において特別の必要があると認めるときは、その損失の額を限度として交付金を交付することができる。

2 日本国有鉄道は、経営上利益金を生じたときは、別に予算に定める場合を除き、これを政府の一般会計に納付しなければならない。

(借入金)

第四十四條 日本国有鉄道は、運輸大臣の認可を受けて、政府から長期借入金及び一時借入金をすることができる。日本国有鉄道は、市中銀行その他民間から借入金をすることができる。

2 前項の規定による長期借入金及び一時借入金の限度額については、予算をもつて定めなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金不足のため償還することができないときは、その償還することのできない金額に限り、運輸大臣の認



可をうけて、これを借り換えることができる。  
4 前項但書の規定により借り換えた一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(政府からの貸付)  
第四十五條 政府は、日本國有鉄道に対し、資金の貸付をすることができる。

(償還計画)  
第四十六條 日本國有鉄道は、毎事業年度、第四十四條第一項に掲げる長期借入金の償還計画をたて、大藏大臣の承認を受けなければならない。

(業務に係る現金の取扱)  
第四十七條 日本國有鉄道の業務に係る現金については、法律又は政令の定めるところにより、國庫金の取扱に関する規程による。  
2 日本國有鉄道の出納職員は、法律又は政令の定めるところにより、日本國有鉄道の債務をその保管に係る現金をもつて支拂うことができる。

(会計帳簿)  
第四十八條 日本國有鉄道は、業務の性質及び内容並びに事業運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(財産処分の制限)  
第四十九條 日本國有鉄道は、運輸大臣の認可を受けなければ、營業線及びこれに準ずる重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に

供することができない。  
2 前項の重要な財産の範囲及び種類は、運輸大臣が、大藏大臣に

はかつて定める。  
(大藏大臣の監督)  
第五十條 運輸大臣が、第四十條第一項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書の承認を行うとき、及び第四十四條第一項又は第三項の規定による借入金に関する認可を行うときは、大藏大臣には

からなければならない。  
(会計検査)  
第五十一條 日本國有鉄道の会計については、会計検査院が検査する。

第五章 監督

(監督者)

第五十二條 日本國有鉄道は、運輸大臣が監督する。

(監督事項)

第五十三條 左に掲げる事項は、運輸大臣の許可又は認可を受けなければならない。  
一 鉄道新線の建設及び他の運輸事業の譲受

二 日本國有鉄道に関連する連絡船航路又は自動車運送事業の開始  
三 營業線の休止及び廃止

(監督上の命令及び報告)  
第五十四條 運輸大臣は、公共の福祉を増進するため特に必要があ

ると認めるときは、日本國有鉄道に対し監督上必要な命令をすることができる。

2 運輸大臣は、監督上必要があると認めるときは、日本國有鉄道に対し報告をさせることができる。

第六章 罰則

(罰則)

第五十五條 総裁、副総裁又は総裁の職務を行い若しくは総裁を代理する理事が左の各号の一に該当するときは、その業務に対する責任に應じて、十万円以下の罰金に処する。

一 この法律により、主務大臣の認可又は許可を受けなければならないとき。

二 第三條に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三 第七條第一項の規定に基づいて発する政令に違反して登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

四 前條第一項の規定に基づく命令に違反したとき。

五 前條第二項の規定に基づく報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

第七章 雜則

(恩給)

第五十六條 この法律施行の際、現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員たる者が、引き続き日本國有鉄道の役員又は職員となつた場合には、同法第二十條に規定する文官であつて國庫から俸給を受ける者として勤続するものとみ

一新制定法

なし、当分の間これに恩給法の規定を準用する。

2 前項の規定により恩給法を準用する場合においては、恩給の給與等については、日本國有鉄道を行政廳とみなす。

3 第一項に規定する者又はその遺族の恩給及びこの法律施行前給與事由の生じた恩給であつて従前の國有鉄道事業特別会計(旧帝國鐵道會計を含む。)において俸給又は給料を支弁した者にかかるものの支拂に充てるべき金額については、日本國有鉄道が國有鐵道事業特別会計として存続するものとみなし、特別會計の恩給負担金を一般會計に繰り入れることに關する法律(昭和六年法律第八号)の規定を準用する。

4 第一項の規定により恩給法を準用する場合において、同項において準用する恩給法第五十九條第一項の規定により日本國有鉄道の役員又は職員が納付すべき金額は、同項の規定にかかわらず日本國有鉄道に納付すべきものとする。

(共済組合)

第五十七條 日本國有鉄道の役員及び職員は、國に使用されるもので國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定を準用する。この場合において、同法中「各省各廳」とあるのは「日本國有鉄道」と、「各省各廳の長」とあるのは「日本國有鉄道総裁」と、第六十九條(第一項第三号を準用する場合を除く。)及び第九十二條中「國庫」とあるのは「日本國有鉄道」と、第七十三條第二項及び第七十五條第二項中「政府を代表する者」とあるのは「日本國有鉄道を代



表する者」と読み替えるものとする。

2 國家公務員共済組合法第二條第二項第八号の規定による共済組合は、前項の規定により準用する同法第二條第一項の規定により日本國有鉄道に設けられる共済組合となり同一性をもつて存続するものとする。

第五十八條 國庫は、日本國有鉄道に設けられた共済組合に対し、國家公務員共済組合法第六十九條第一項第三号に掲げる費用を負担する。

第五十九條 健康保險法（大正十一年法律第七十号）第十二條第一項、厚生年金保險法（昭和十六年法律第六十号）第十六條の二及び船員保險法（昭和十四年法律第七十三号）第十五條の規定の適用については、日本國有鉄道の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

（災害補償）

第六十條 日本國有鉄道の役員及び職員は、國に使用される者で、國庫から報酬をうけるものとみなし、國家公務員災害補償法（昭和二年法律第 号）の規定を準用する。この場合において、「國」（第四十二條中「國、市町村長」の國を除く。）とあるのは「日本國有鉄道」と、「會計」とあるのは「日本國有鉄道」と読み替えるものとする。

2 労働者災害補償保險法（昭和二十二年法律第五十号）第三條第三項の規定の適用については、日本國有鉄道の事業は、國の直營事業とみなす。

3 第一項の規定により補償に要する費用は、日本國有鉄道が負担する。

（失業保險）

第六十一條 失業保險法（昭和二十二年法律第四十六号）第七條の規定の適用については、日本國有鉄道の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

第六十二條 國庫は、日本國有鉄道がその役員及び職員に対し失業保險法に規定する保險給付の内容をこえる給付を行う場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき同法第二十八條第一項に規定する國庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。

（他の法令の適用）

第六十三條 道路運送法（昭和二十二年法律第九十一号）、電氣事業法（昭和六年法律第六十一号）、土地收用法（明治三十三年法律第二十九号）その他の法令（國の利害に係る訴訟については、法務總裁の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）を除く。）の適用については、この法律又は別に定める法律をもつて別段の定をした場合を除くの外、日本國有鉄道を國と、日本國有鉄道總裁を主務大臣とみなす。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

（財産の承継）

2 國有鉄道事業特別會計の資産は、この法律施行の日に日本國有鉄道に引き継ぐものとする。

（日本國有鉄道設立の手續その他）

3 日本國有鉄道設立の手續、財産及び従業員の政府から日本國有鉄道への引継の手續その他この法律施行のために必要な事項は別に法律又は政令をもつて定める。

## (27) 日本專賣公社法

（昭和二十三年十二月二十日）（大藏大臣臨時代法律第二百五十五号）（理國務大臣署名）

日本專賣公社法

目次

- 第一章 總則（第一條—第八條）
- 第二章 專賣事業審議會（第九條）
- 第三章 役員及び職員（第十條—第二十六條）
- 第四章 業務（第二十七條—第二十八條）
- 第五章 會計（第二十九條—第四十三條）
- 第六章 監督（第四十四條—第四十六條）
- 第七章 罰則（第四十七條—第四十八條）
- 第八章 雜則（第四十九條—第五十六條）

附則

第一章 總則

一 新制定法

（目的）

第一條 日本專賣公社は、煙草專賣法（明治三十七年法律第十四号）、塩專賣法（明治三十八年法律第十一号）及び粗製樟腦、樟腦油專賣法（明治三十六年法律第五号）に基き現在の國の專賣事業の健全にして能率的な実施に當ることを目的とする。

（法人格）

第二條 日本專賣公社（以下公社という。）は公法上の法人とする。公社は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十五條又は商會社その他の社團に関する商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定に定める商會社ではない。

（事務所）

第三條 公社は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公社は、大藏大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四條 公社の資本金は、この法律施行の日に政府から出資される資産の額とする。政府から引き継がるべき資産の範囲は、昭和二十四年三月三十一日において專賣局特別會計に属し、且つ、第二十七條に掲げる業務の用に供せられ、又はこれと關係を有していた財産及び事業とする。

（登記）

第五條 公社は、政令の定めるところにより、登記しなければならぬ。



2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければこれをもつて第三者に対抗することができない。

(非課税)

第六條 公社には、所得税及び法人税を課さない。

2 都道府縣、市町村その他これらに準ずるものは、公社に対し地方税を課することができない。但し、鉦産税、入場税、酒消費税、電気ガス税、木材引取税及び遊興飲食税、これらの附加税並びに遊興飲食税割については、この限りではない。

(名称の使用制限)

第七條 公社でない者は、日本專賣公社という名称又はこれに類する名称を用いることができない。

(法人に関する規定の準用)

第八條 民法第四十四條、第五十條及び第五十四條の規定は、公社に準用する。

第二章 專賣事業審査会

(專賣事業審査会)

第九條 大藏省に專賣事業審査会を置く。

2 專賣事業審査会(以下審査会という)は、第十二條第一項及び第四十五條第二項に規定する事項の外、公社の業務の運営に關し、大藏大臣の諮問に應じ、又はこれに対して意見を述べることが出来る。

3 審査会は、委員長一人及び委員六人をもつて組織する。

4 委員長及び委員は、学識経験のある者、葉たばこを耕作する者

及び公社の職員の中から、大藏大臣が任命する。

5 委員長及び委員の任期は、三年とする。但し、最初の任命に係る委員の任期は、二人については、一年、二人については二年、二人については三年とする。補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員長及び委員は、再任されることが出来る。

7 委員長及び委員は、その勤務に対し報酬を受けない。但し、会合出席のため、又は特に公社の用務のために費された時間に対する相應の日当及び会合出席のため、又は公社の用務を命ぜられたために要する旅費の支給を受けることができる。

8 前各項に定めるものの外、審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 役員及び職員

(役員)

第十條 公社に、役員として、総裁、副総裁各一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

(役員職務権限)

第十一條 総裁は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、公社を代表し、総裁を補佐して公社の事業を掌理し、総裁に事故があるときにはその職務を代理し、総裁が欠員のときにはその職務を行う。

3 理事は、総裁の定めるところにより、公社を代表し、総裁及び副総裁を補佐して公社の事務を掌理し、総裁及び副総裁に事故が

あるときには、その職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときにはその職務を行う。

4 監事は、公社の業務を監査する。

(役員任命)

第十二條 総裁及び監事は、審査会の推薦に基き、大藏大臣が任命する。

(役員任期)

2 副総裁及び理事は、総裁が大藏大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第十三條 総裁、副総裁及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、三年とする。但し、最初の任命に係る理事及び監事の半数の任期は、それぞれ二年とする。

(代表権の制限)

第十四條 公社と総裁、副総裁又理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては監事が公社を代表する。

(代理人の選任)

第十五條 総裁、副総裁及び理事は、公社の職員の中から、従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限を有する代理人を選任することができる。

(役員兼職の制限)

第十六條 公社の役員は、他の営利を目的とする団体の役員となり、又は営利事業に従事してはならない。

2 公社の役員は、國會又は地方公共団体の議会の議員であることができない。

一 新制定法

(秘密保持の義務)

第十七條 公社の役員及び職員並びにこれらであつた者は、その職務に關して知つた秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。

(役員身分)

第十八條 公社の役員及び職員は、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 公社の役員及び職員には國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)は、適用されない。

(職員範囲及び資格)

第十九條 この法律において公社の職員とは、公共企業体労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二條第二項に規定する者をいう。

(任免の基準)

第二十條 公社の職員の任免は、すべてその者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて行うものとする。

(給與)

第二十一條 公社の職員の給與は、その職務と責任に應ずるものでなければならない。

2 公社の職員の給與は、生計費並びに國家公務員及び民間事業の従業者の給與その他の事情を考慮して定めなければならない。

(降職及び免職)

第二十二條 公社の職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降職され、又は免職されることがない。



- 一 勤務実績がよくないとき。
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 三 その他その職務に必要な適格性を欠くとき。
- 四 業務量が減少し、又は経営上やむを得ない事由が生じたとき。

(休職)

第二十三條 公社の職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、

その意に反して、休職にされることがない。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要するとき。
- 二 刑事事件に關し起訴されたとき。
- 三 前項第一号の規定による休職の期間は、滿一年とする。休職期間中その故障が消滅したときは、速やかに復職を命ずるものとし、休職のまま期間満了したときは、当然退職する。
- 四 第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

4 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、その休職の期間中俸給の三分の一を受ける。

(懲戒)

第二十四條 公社の職員が左の各号の一に該当する場合において

は、総裁は、これに対し懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律又は公社の定める業務上の規程に違反したとき。

う 脳油を販賣すること。

四 葉たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよう脳及びし

よう脳油の生産者の指導及び助成に關すること。

五 たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよう脳及びしよ

う脳油の販賣者の指導及び助成に關すること。

六 葉たばこ、たばこ、たばこ用巻紙、塩、粗製しよう脳及びし

よう脳油の輸出及び輸入を行うこと。

七 前各号に掲げる事務の外煙草專賣法、塩專賣法及び粗製樟

腦、樟腦油專賣法に定められた事項の実施に關すること。

八 前各号の業務に附帶する業務

(業務方法)

第二十八條 公社は、業務開始の際、業務の方法を定めて、大藏大

臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しよ

第五章 會計

(經理原則)

第二十九條 公社の會計(價格及び料金に關するものを含む。以下

本條中同じ。)に關しては、企業の能率的な運営を図るため公共企

業体の會計に關する法律が制定施行されるまでは、公社を國の行

政機関とみなし、この法律又はこの法律に基く政令若しくは省令

に定める場合を除く外、專賣局及び印刷局特別會計法(昭和二十

二年法律第三十六号)、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)、

會計法(昭和二十二年法律第三十五号)、國有財産法(昭和二十

- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- 三 停職の期間は、一月以上一年以下とする。
- 四 停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、その停職の期間中その俸給の三分の一を受け
- る。
- 五 減給は、一月以上二年以下の間俸給の十分の一以下を減ずる。

(服務の基準)

第二十五條 公社の職員は、その職務を遂行するについて、法令及

び公社の定める業務上の規程に従わなければならない。

2 公社の職員は、全力を挙げてその職務の遂行に専念しなければならぬ。但し、公共企業体労働関係法第七條の規定により職員

の組合の事務に専ら従事する者については、この限りでない。

(公共企業体労働関係法の適用)

第二十六條 公社の職員の労働関係に關しては、公共企業体労働関

係法の定めるところによる。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十七條 公社は、第一條に掲げる目的を達成するため、左の業

務を行う。

一 葉たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよう脳及びし

よう脳油を賣い入れること。

二 たばこ及び塩を製造すること。

三 たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよう脳及びしよ

三年法律第七十三号)その他従前の專賣局の事業の會計に關し適

用される法令の規定の例によるものとする。

2 前項の規定により公社を國の行政機関とみなす場合において

は、総裁を各省各廳の長と、公社を各省各廳とみなす。但し、政

令をもつて、公社を大藏省の一部局とみなす場合は、この限りで

ない。

(事業年度)

第三十條 公社の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終

る。

2 公社は、毎事業年度の決算を翌年度七月三十一日までに完結し

なければならない。

(予算)

第三十一條 公社は、毎事業年度の予算を作成し、大藏大臣に提出

しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、こ

れを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

3 内閣は、前項の規定により予算を決定したときは、國の予算と

ともに、これを國會に提出しなければならない。

4 予算の形式、内容及び添附書類については政令で、予算の作成

及び提出の手續については大藏大臣が定める。

(追加予算)

第三十二條 公社は、予算作成後に生じた事由に基き、必要避ける



このできない場合に限り、予算作成の手續に準じ、追加予算を作成し、これを大藏大臣に提出することができる。

2 前條第二項から第四項までの規定は、前項の規定による追加予算について準用する。

(決算)

第三十三條 公社は、毎事業年度ごとに、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後一月以内に、大藏大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定による大藏大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

第三十四條 公社は、予算の様式に準じ、毎事業年度の決算報告書を作成し、大藏大臣に提出しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

第三十五條 内閣は、前條第二項の規定により公社の決算報告書の送付を受けたときは、これを会計検査院に送付しなければならない。

2 内閣は、会計検査院の検査を経た公社の決算報告書を、國の歳入歳出の決算とともに、國會に提出しなければならない。

(利益金の納付)

第三十六條 公社は、毎事業年度の利益金を國庫に納付しなければならない。

2 政府は、前項の利益金を、政令の定めるところにより、決算完結前において概算で納付させることができる。

3 第一項の利益金の計算及び納付の手續については、政令で定める。

(借入金)

第三十七條 公社は、大藏大臣の認可を受けて、政府から長期の借入金及び一時借入金をすることができる。公社は、市中銀行その他民間から借入金をしてはならない。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて定めなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(政府資金の貸付)

第三十八條 政府は、公社に対し資金の貸付をすることができる。

(償還計画)

第三十九條 公社は、毎事業年度、第三十七條第一項の規定による長期借入金の償還計画をたて、大藏大臣の承認を受けなければならない。

(業務に係る現金の取扱)

第四十條 公社の業務に係る現金については、法律又は政令の定めるところにより、國庫金の取扱に関する規程による。

(会計帳簿)

第四十一條 公社は、業務の性質及び内容並びに事業運営及び經理

の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(財産の処分制限)  
第四十二條 公社は、大藏大臣の認可を受けなければ、その所有する重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供することができない。

2 前項の重要な財産の範囲は、大藏大臣が定める。

(会計検査)

第四十三條 公社の会計については、会計検査院が検査する。

第六章 監督

(監督)

第四十四條 公社は、大藏大臣が監督する。但し、公社を当事者又は参加人とする訴訟については、法務総裁が監督する。

2 大藏大臣は、必要があると認めるときは、公社に対して業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(役員解任)

第四十五條 大藏大臣は、公社の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、煙草專賣法、塩專賣法及び粗製樟腦、樟腦油專賣法若しくはこれらの法律に基く命令又は政府の命令に違反したとき。

二 禁こ以上の刑に処せられたとき。

三 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前

新制定法

各号に掲げるものの外、公社の役員として不適当と認められるとき。

2 前項第四号の規定により解任をしようとするときは、大藏大臣は、予め審議会にはからなければならない。

(報告及び検査)

第四十六條 大藏大臣は、必要があると認めるときは、公社に対して報告をさせ、又は職員をして事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により大藏省の職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第七章 罰則

(罰則)

第四十七條 左の場合においては、その違反の行爲をなした公社の役員は、十万円以下の罰金に処する。

一 この法律により大藏大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十七條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第五條第一項の規定に基いて発する政令に違反して登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたとき。

四 第四十四條第二項の規定による大藏大臣の監督上の命令に違反したとき。

五 前條の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、



又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十八條 第七條の規定に違反して、日本專賣公社という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一年以下の禁錮又は一万円以下の罰金に処する。

第八章 雜則

(他の法令の準用)

第四十九條 訴願法(明治二十三年法律第五号)、土地收用法(明治三十三年法律第二十九号)その他政令で定める法令については、政令の定めるところにより、公社を國の行政機關とみなして、これらの法令を準用する。

(恩給)

第五十條 この法律施行の際、現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員たる者が、引き続き公社の役員又は職員となつた場合には、同法第二十條に規定する文官であつて國庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

2 前項の規定により恩給法を準用する場合においては、恩給の給與等については、公社を行政廳とみなす。

3 第一項に規定する者又はその遺族の恩給及びこの法律施行前給與事由の生じた恩給であつて従前の專賣局特別会計において俸給又は給料を支弁した者に係るものの支拂に充てるべき金額については、公社が專賣局特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに關する法律(昭

和六年法律第八号)の規定を準用する。

4 第一項の規定により恩給法を準用する場合において、同項において準用する恩給法第五十九條第一項の規定により公社の役員又は職員が納付すべき金額は、同項の規定にかかわらず、公社に納付するものとする。

(共済組合)

第五十一條 公社の役員及び職員は、國に使用される者で國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定を準用する、この場合において同法中「各省各廳」とあるのは「日本專賣公社」と、「各省各廳の長」とあるのは「日本專賣公社總裁」と、第六十九條(第一項第三号)を準用する場合を除く。及び第九十二條中「國庫」とあるのは「日本專賣公社」と、第七十三條第二項及び第七十五條第二項中「政府を代表する者」とあるのは「日本專賣公社を代表する者」と読み替へるものとする。

2 國家公務員共済組合法第二條第二項第三号の規定による共済組合は、前項の規定により準用する同法第二條第一項の規定により公社に設けられる共済組合となり同一性をもつて存続するものとする。

第五十二條 國庫は、公社に設けられた共済組合に対し國家公務員共済組合法第六十九條第一項第三号に掲げる費用を負担する。

第五十三條 健康保險法(大正十一年法律第七十号)第十二條第一項、厚生年金保險法(昭和十六年法律第六十号)第十六條の二及

附則

1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。  
2 公社の設立手続、國から公社への財産及び職員の引継その他この法律施行のため必要な事項は、別に法律又は政令で定める。

(28)

市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律

(昭和二十三年十二月十日)農林大臣署名  
法律第二百三十七号

市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律

第一條 この法律施行の際、現に市町村農地委員会又は都道府縣農地委員会の委員である者は、農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)の規定にかかわらず、昭和二十四年六月三十日まで在任するものとする。

第二條 農地調整法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第五百五十六号)附則第四項の規定により都道府縣知事の定めたる時期に調整された選挙人名簿及び農地調整法施行令の一部を改正する政令(昭和二十三年政令第三十五号)附則第五條の規定により調整された補充選挙人名簿は、昭和二十四年六月三十日まで

び船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)第十五條の規定の適用については、公社の役員及び職員は、國に使用される者とはみなす。

(災害補償)

第五十四條 公社の役員及び職員は、國に使用される者で國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員災害補償法(昭和二十三年法律第 号)の規定を準用する。この場合において「國(第四十二條中「國、市町村長」の國を除く。）」とあるのは「日本專賣公社」と、「会計」及び「当該会計」とあるのはそれぞれ「日本專賣公社」と読み替へるものとする。

2 労働者災害補償保險法(昭和二十二年法律第五十号)第三條第三項の規定の適用については、公社の事業は、國の直營事業とみなす。

3 第一項の規定により補償に要する費用は、公社が負担する。

(失業保險)

第五十五條 失業保險法(昭和二十二年法律第四十六号)第七條の規定の適用については、公社の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

第五十六條 國庫は、公社がその役員及び職員に対し失業保險法に規定する保險給付の内容をこえる給付を行う場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき同法第二十八條第一項に規定する國庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。



据え置くものとする。

第三條 この法律施行後昭和二十四年六月三十日までに行われる市町村農地委員会又は都道府縣農地委員会の委員の選挙又は改選の請求は、前條に規定する選挙人名簿及び補充選挙人名簿により行

う。  
2 前項の選挙又は改選の請求については、農地調整法第十五條の二第三項各号の区分とは、前項の選挙人名簿及び補充選挙人名簿における区分とする。

第四條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

### (29) 家畜市場法を廃止する法律

(昭和二十三年十二月四日)農林大臣  
法律第二百二十六号(臣署名)

家畜市場法を廃止する法律

家畜市場法(明治四十三年法律第一号)は、廃止する。

附則

この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

### (30) 馬匹去勢法を廃止する法律

(昭和二十三年十二月二十二日)農林大臣  
法律第二百六十四号(臣署名)

馬匹去勢法を廃止する法律

第一條 馬匹去勢法(明治三十四年法律第二十二号)は、廃止する。

第二條 馬匹去勢法廃止前同法の規定に基き施行した去勢に關しては、同法第五條の規定は、この法律施行後でもなおその効力を有する。

附則

この法律は、昭和二十四年一月一日から、施行する。

### (31) 水産業協同組合法

(昭和二十三年十二月十五日)大藏大臣臨時代理國  
法律第二百四十二号(務・農林大臣署名)

水産業協同組合法

目次

第一章 總則(第一條—第十條)

第二章 漁業協同組合

第一節 事業(第十一條—第十七條)

第二節 組合員(第十八條—第三十一條)

第三節 管理(第三十二條—第五十八條)

第四節 設立(第五十九條—第六十七條)

第五節 解散及び清算(第六十八條—第七十七條)

第三章 漁業生産組合(第七十八條—第八十六條)

第四章 漁業協同組合連合会(第八十七條—第九十二條)

第五章 水産加工業協同組合(第九十三條—第九十六條)

第六章 水産加工業協同組合連合会(第九十七條—第一百條)

第七章 登記(第一百一條—第一百二十一條)

第八章 監督(第一百二十二條—第一百二十七條)

第九章 罰則(第一百二十八條—第一百三十一條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、漁民及び水産加工業者の協同組織の發達を促進し、もつてその經濟的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを圖り、國民經濟の發展を期することを目的とする。

(組合の種類)

第二條 水産業協同組合(以下本章において「組合」という。)は、漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合並びに水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会とする。

(組合の名称)

第三條 組合は、その名称中に漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会という文字を用いなければならない。

一新制定法

漁業種類	經營規模
かつお・まぐろ漁業	總トン数二十トン以上の經營漁船数二隻



東経百三十度以西の海面を操業区域とする機船底曳網漁業	經營組数二組
あぐり網(きんちやく網を含む)漁業	総トン数二十トン以上の網船による經營統数二統
定置漁業	常時使用する漁業従事者五十人

二 水産加工業協同組合であつて、常時十人以上の従業者を使用する組合員が組合員の総数の三分の一以上を占めるもの

三 前二号の組合が第八十八條第一号若しくは第二号又は第九十八條第一号の規定による会員の三分の一以上を占める漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会

四 前三号の組合又は連合会が第八十八條第一号若しくは第二号又は第九十八條第一号の規定による会員の三分の一以上を占める漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会

2 前項第一号、第三号及び第四号の組合は、同項の法律の適用については、これを同法第二十四條第三号の要件を備える組合とみなす。

(免 税)

第八條 組合の所得のうち組合の事業を利用した割合又は組合の事業に従事した割合に應じて組合が配当した剰余金の金額に相当するものについては、当該組合には租税を課さない。

(登 記)

第九條 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

九 組合員の福利厚生に関する施設

十 水産に関する技術の向上及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

十一 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十二 前各号の事業に附帯する事業

2 組合員に出資をさせない組合(以下本章において「非出資組合」という。)は、前項の規定にかかわらず、同項第一号又は第二号の事業を行うことができない。

3 組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設を利用させることができる。但し、一事業年度において組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員が利用する事業の分量の総額をこえてはならない。

4 第一項第一号又は第二号の事業を行う組合は、定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、又は当該金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

(倉荷証券の発行)

第十二條 前條第一項第五号に掲げる保管事業を行う組合は、主務大臣の許可をうけて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

2 前項の許可を受けた組合は、寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならない。

3 商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百二十七條第二項及

(定 義)

第十條 この法律において「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいい、「水産加工業」とは、水産動植物を原料又は材料として、食料、飼料、糊料、油脂又は皮を生産する事業をいう。

2 この法律において「漁民」とは、漁業を営む個人又は漁業を営む者のために水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する個人をいい、「水産加工業者」とは、水産加工業を営む個人をいう。

第二章 漁業協同組合

第一節 事業

(事業の種類)

第十一條 漁業協同組合(以下本章及び第四章において「組合」という)は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付
- 二 組合員の貯金の受入
- 三 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 四 組合員の事業又は生活に必要な共同利用に関する施設
- 五 組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販賣
- 六 水産動植物の繁殖保護その他漁場の利用に関する施設
- 七 船だまり、船揚場、漁礁その他組合員の漁業に必要な設備に関する施設
- 八 組合員の遭難防止若しくは遭難救済に関する施設又は漁船保険のあつ旋

び第六百二十八條の規定は、第一項の倉荷証券にこれを準用する。

4 倉庫業法(昭和十年法律第四十一号)第四條、第八條から第十條まで及び第十二條の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第十三條 前條第一項の許可を受けた組合の作成する倉荷証券には、当該組合の名称を冠する倉庫証券という文字を記載しなければならない。

2 組合でない者の作成する預証券及び質入証券又は倉荷証券には、漁業協同組合倉庫証券という文字を記載してはならない。

第十四條 組合が倉荷証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六箇月以内とする。

2 前項の寄託物の保管期間は、六箇月を限度として、これを更新することができる。但し、更新の際の証券の所持人が組合員でないときは、組合員の利用に支障がない場合に限る。

第十五條 商法第六百十六條から第六百十九條まで及び第六百二十四條から第六百二十六條までの規定は、組合が倉荷証券を発行した場合に、これを準用する。

(団体協約の効力)

第十六條 第十一條第一項第十一号の団体協約は、書面をもつてすることに因つて、その効力を生ずる。

2 組合員の締結する契約であつてその内容が前項の団体協約に定める規程に違反するものについては、その規程に違反する契約の部分は、これをその規程によつて契約したものと同みなす。



(漁業の経営)

第十七條 組合のうち左の条件のすべてを備えるものは、第十一條に規定する事業の外、漁業及びこれに附帯する事業を営むことができる。

一 第十八條第一項の規定による組合員の属する世帯の数が、組合の地区内に住所を有する漁民の属する世帯の数の三分の二以上であること。

二 組合員の過半数が組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に従事すること。

三 第十九條第一項の規定により組合員に出資をさせる組合であること。

四 一組合員の有することのできる出資口数の最高限度が組合員の平均出資口数の二倍をこえないこと。

五 組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に従事する組合員の有する出資口数の全部が組合の総出資口数の過半数であること。

六 組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に従事する者の三分の二以上が組合員又は組合員と世帯を同じくする者であること。

2 前項の規定により漁業及びこれに附帯する事業を営む組合は、同項の条件を欠くに至つた場合には、遅滞なく、その旨を行政廳に届け出ると共に、その事業を廃止するため必要な定款の変更をしなければならぬ。この場合には、組合は、定款の変更がある

まではその事業を行うことができる。

第二節 組合員

(組合員たる資格)

第十八條 組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内に住所を有し、且つ、漁業を営み又はこれに従事する日数が一年を通じて三十日から九十日までの間で定款で定める日数をこえる漁民とする。

2 組合の地区が市町村、特別区又は行政区の区域をこえるものにあつては、前項の規定により組合員たる資格を有する漁民を、定款の定めるところにより、特定の種類の漁業を営む者又はこれに従事する者に限ることができる。

3 前二項に規定する者の外、組合は、定款の定めるところにより、水産加工業協同組合に加入していない水産加工業者であつて組合の地区内に住所を有するもの、漁業生産組合又は第一項若しくは前項に規定する漁民以外の漁民を組合員たる資格を有する者とするることができる。

(出資)

第十九條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。

2 前項の規定により組合員に出資をさせる組合(以下本章において「出資組合」という。)の組合員は、出資一口以上を有しなればならない。

3 出資一口の金額は、均一でなければならない。

4 出資組合の組合員の責任は、その出資額を限度とする。

5 組合員は、出資の拂込について、相殺をもつて出資組合に対抗することができない。

(持分の譲渡)

第二十條 出資組合の組合員は、組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

(議決権及び選挙権)

第二十一條 組合員は、各々、一個の議決権及び役員選挙権を有する。但し、第十八條第三項の規定による組合員(以下本章及び第四章において「准組合員」という。)は、議決権及び選挙権を有しない。

2 組合員は、定款の定めるところにより、第四十一條第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。

4 代理人は、二人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない

(経費)

第二十二條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支拂について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(過怠金)

第二十三條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に対して過怠金を課することができる。

(専用契約)

第二十四條 組合は、定款の定めるところにより、一年をこえない期間を限り、組合員が当該組合の施設の一部をもつばら利用すべき旨の契約を組合員と締結することができる。

2 前項の契約の締結は、組合員の任意とし、組合は、その締結を拒んだことを理由として、その組合員が組合の施設を利用することを拒んではならない。

(加入制限の禁止)

第二十五條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(脱退)

第二十六條 組合員は、六十日前までに予告し、事業年度の終にお



いて脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款でこれを延長することができる。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

第二十七條 組合員は、左の事由に因つて脱退する。

- 一 組合員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

2 除名は、左の各号の一に該当する組合員につき、総会の議決によつてこれを行うことができる。但し、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

- 一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員
- 二 出資の拂込、経費の支拂その他組合に対する義務を怠つた組合員
- 三 その他定款で定める事由に該当する組合員

(脱退者の持分の拂戻)

第二十八條 出資組合の組合員は、脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における当該出資組合の財産によつてこれを定める。

第二十九條 前條の規定による請求権は、脱退の時から二年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。

九 準備金の額及びその積立の方法

十 役員の数、職務の分担及び選挙に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方法

2 組合の定款には前項の事項の外、組合の存立時期を定めるときはその時期を、現物出資をする者を定めるときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して與える出資口数を記載しなければならない。

3 主務大臣は、模範定款例を定めることができる。

(規約で定めうる事項)

第三十三條 左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、これを規約で定めることができる。

- 一 総会又は総代会に関する規定
- 二 業務の執行及び会計に関する規定
- 三 役員に関する規定
- 四 組合員に関する規定
- 五 その他必要な事項

(役員の数及び選挙)

第三十四條 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3 役員は、定款の定めるところにより、総会においてこれを選挙する。但し、設立当時の役員は、創立総会においてこれを選挙する。

一新制定法

第三十條 脱退した組合員が出資組合に対する債務を完済するまでは、出資組合は、その持分の拂戻を停止することができる。

(出資口数の減少)

第三十一條 出資組合の組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合には、第二十八條及び第二十九條の規定を準用する。

第三節 管理

(定款に記載すべき事項)

第三十二條 組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。但し、非出資組合であつて、第十一條第一項第三号から第五号までの事業を行わない組合の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を、その他の非出資組合の定款には、第六号の事項を記載しなくてもよい。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所所在地
- 五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定
- 六 出資一口の金額及びその拂戻の方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度
- 七 経費の分担に関する規定
- 八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

4 役員は、一人につき一票とする。

5 投票は、一人につき一票とする。

6 定款によつて定めた投票方法による選挙の結果投票の多数を得た者をもつて当選人とする。

7 組合の理事の定数の少くとも四分の三は、組合員(准組合員を除く)でなければならない。但し、設立当時の理事の定数の少くとも四分の三は、設立の同意を申し出た漁民でなければならない。

(役員任期)

第三十五條 役員任期は、一年とする。但し、定款で二年以内に於いて別段の期間を定めるときは、その期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

(役員兼職禁止)

第三十六條 理事は、監事又は組合の使用人と、監事は、理事又は組合の使用人と相兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第三十七條 組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

(総会の招集)

第三十八條 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。



らない。

**第三十九條** 組合員（准組合員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、會議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面を理事に提出して總會の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に總會を招集しなければならない。

**第四十條** 理事の職務を行う者が不在とき、又は前條の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに總會招集の手續をしないときは、監事は、總會を招集しなければならない。

（組合員に対する通知）

**第四十一條** 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所）にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

3 總會招集の通知は、その会日の十日前までに、その會議の目的たる事項を示してこれをしなければならない。

（定款その他の書類の備付及び閲覧）

**第四十二條** 理事は、定款、規約及び總會の議事録を各事業所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならない。但し、非出資組合の組合員名簿には第三号及び第四号の事項を、第十七條の規定による漁業及びこれに附帶する事業を

営まない組合の組合員名簿には第五号の事項を記載しなくてもよい。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日及び組合員たる資格の別

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

四 拂込済出資額及びその拂込の年月日

五 組合の営む漁業又はこれに附帶する事業に従事する者でないときはその旨

3 組合員及び組合の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

（決算関係書類の提出、備付及び閲覧）

**第四十三條** 理事は、通常總會の会日の一週間前までに、非出資組合であつて第十一條第一項第三号から第五号までの事業を行わないうものはあつては事業報告書及び財産目録を、その他の組合にあつては事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、前項の書類の閲覧を求めることができる。

3 第一項の書類を通常總會に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

（役員の変更の請求）

**第四十四條** 組合員（准組合員を除く。）は、総組合員（准組合員を

除く。）の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員の変更を請求することができる。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれをしなければならない。但し、法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してこれをしなければならない。

4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、これを總會の議に附さなければならない。

5 第三項の規定による書面の提出があつたときは、理事は總會の会日から七日前までに、当該請求に係る役員にその書類を送付し、且つ、總會において弁明する機会を與えなければならない。

（役員に関する民法の準用）

**第四十五條** 役員には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條から第五十六條まで、第五十九條及び第六十一條第一項の規定を準用する。

（参事及び会計主任）

**第四十六條** 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数によりこれを決する。

3 参事には、商法第三十八條第一項、第三項、第三十九條、第四十一條及び第四十二條の規定を準用する。

**第四十七條** 組合員（准組合員を除く。）は、総組合員（准組合員を除く。）の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してこれをしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会を與えなければならない。

（總會の議決事項）

**第四十八條** 左の事項は、總會の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約の設定、変更及び廃止

三 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

四 経費の賦課及び徴收の方法

五 貸付金の利率の最高限度

六 事業報告書、財産目録、貸借対照表、剰余金処分案及び損失処理案

七 毎事業年度内における借入金の最高限度

八 訴願若しくは訴訟の提起又は和解



九 漁業権若しくはこれに関する物権又は不動産(総トン数二十トン以上又は積石数二百石以上の船舶を含む。)に関する物権の設定、得喪又は変更

2 定款の変更は、行政廳の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の認可の申請があつた場合には、第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條の規定を準用する。

(総会の議事)

第四十九條 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において、その都度これを選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別決議事項)

第五十條 左の事項は、総組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 組合の解散又は合併

三 組合員の除名

四 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

(総会に関する民法の準用)

第五十一條 総会には、民法第六十四條及び第六十六條の規定を準用する。この場合において、第六十四條中「第六十二條」とある

のは、「水産業協同組合法第四十二條第三項」と読み替えるものとする。

(総代会)

第五十二條 組合員(准組合員を除く。)の総数が二百人をこえる組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代会は、組合員(准組合員を除く。)でなければならない。

3 総代の定数は、五十人以上でなければならない。

4 総代には、第三十四條第三項から第六項までの規定を準用する。

5 総代会には、総会に関する規定を準用する。但し、総代会においては、役員若しくは総代を選挙し、第七十條第一項の規定による設立委員を選任し、又は第五十條の事項について議決することができない。

(出資一口の金額の減少)

第五十三條 出資組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、貯金者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならぬ。

3 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

第五十四條 債権者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

(準備金及び繰越金)

第五十五條 組合(非出資組合であつて、第十一條第一項第三号から第五号までの事業を行わないものを除く。以下本條及び第五十六條において同じ。)は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資組合にあつては、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失の填補に充てる場合を除いては、これを取りくずしてはならない。

4 組合は、第十一條第一項第十号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならぬ。

(剰余金の配当)

第五十六條 組合は、損失を填補し、前條第一項の準備金及び同條第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、出資組合にあつては、年五分をこえない範囲内において、拂い込んだ出資額に應じてこれをし、なお剰余があるときは、組合事業の利用者による事業の利用分量の割合に應じて(非出資組合にあつては、組合事業の利用者による事業の利用分量の割合に應じて)、これをしなければならない。

(組合の持分取得の禁止)

第五十七條 出資組合は、定款の定めるところにより、組合員が出資の拂込を終るまでは、組合員に配当する剰余金をその拂込に充てることのできる。

第四節 設立

(発起人)

第五十九條 組合を設立するには、二十人以上の漁民が発起人となることを必要とする。

(設立準備会)

第六十條 発起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

第六十一條 設立準備会においては、出席した漁民の中から、定款



の作成に当るべき者（以下「定款作成委員」という。）を選任し、且つ、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

- 2 定款作成委員は、二十人以上でなければならない。
- 3 設立準備会の議事は、出席した漁民の過半数の同意をもって、これを決する。

（創立總會）

第六十二條 定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、一定の期間前までにこれを創立總會の日時及び場所とともに公告して、創立總會を開かなければならない。

- 2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。
- 3 定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。
- 4 創立總會においては、前項の定款を修正することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。
- 5 創立總會の議事は、組合員（准組合員を除く。）たる資格を有する者であつてその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が自ら出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。
- 6 創立總會については、第二十一條第一項及び民法第六十六條の規定を準用する。

（設立の認可の申請）

第六十三條 発起人は、創立總會終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政廳に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

- 2 発起人は、行政廳の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

（設立の認可）

第六十四條 行政廳は、前條第一項の認可の申請があつたときは、設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政廳の処分違反する場合を除いては、設立の認可をしなければならない。

- 第六十五條 第六十三條第一項の認可の申請があつたときは、行政廳は、申請書を受領した日から二箇月以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知を發しなければならない。
- 2 行政廳が前項の期間内に同項の通知を發しなかつたときは、その期間満了の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、行政廳に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。
- 3 行政廳が第六十三條第二項の規定により報告書提出の要求を發したときは、その日からその報告書が行政廳に到達するまでの期間は、これを第一項の期間に算入しない。
- 4 行政廳は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

- 5 発起人が不認可の取消を求める訴を提起した場合において、裁判所がその取消の判決をしたときは、その判決確定の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

（理事への事務引渡）

第六十六條 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

- 2 出資組合の理事は、前項の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく出資の第一回の拂込をさせなければならない。
- 3 現物出資者は、第一回の拂込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記、登録その他権利の設定又は移轉をもつて第三者に対抗するため必要な行爲は、組合成立の後にこれを行うことを妨げない。

（成立の時期）

第六十七條 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることに因つて成立する。

第五節 解散及び清算

（解散事由）

第六十八條 組合は、左の事由に因つて解散する。

- 一 總會の決議
- 二 組合の合併
- 三 組合の破産
- 四 存立時期の満了

一 新制定法

五 第二百二十四條第二項の規定による解散の命令

- 2 解散の決議は、行政廳の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 前項の申請があつた場合には、第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條の規定を準用する。
- 4 第一項の事由に因る外、組合は、組合員（准組合員を除く。）が二十人未満になつたことに因つて解散する。
- 5 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を行政廳に届け出なければならない。

（合併の手續）

第六十九條 組合が合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。

- 2 合併は行政廳の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 前項の認可の申請があつた場合には、第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條の規定を準用する。
- 4 出資組合の合併には、第五十三條及び第五十四條の規定を準用する。

第七十條 合併に因つて組合を設立するには、各組合の總會において組合員（准組合員を除く。）の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行爲をしなければならない。

- 2 前項の規定による役員のうち理事の選任には、第三十四條第七項本文の規定を準用する。



3 第一項の規定による設立委員の選任には、第五十條の規定を準用する。

(合併の時期)

第七十一條 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併に因つて成立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第七十條に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)

第七十二條 合併後存続する組合又は合併に因つて設立した組合は、合併に因つて消滅した組合の権利義務(当該組合がその行う事業に関し、行政廳の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(清算人)

第七十三條 組合が解散したときは、合併及び破産に因る解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第七十四條 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第七十五條 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を処分することができない。

第七十六條 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

(出 資)

第八十二條 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 一 組合員が有することのできる出資口数の最高限度は、組合員の平均出資口数の二倍をこえてはならない。

3 組合の総出資口数の過半数は、組合の営む事業に従事する組合員によつて保有されなければならない。

(定款に記載すべき事項)

第八十三條 組合の定款には、第三十二條第一項第一号、第二号、第四号から第六号まで及び第八号から第十二号までの事項を記載しなければならない。

2 前項の定款には、三十二條第二項及び第三項の規定を準用する。

(定款その他の書類の備付及び閲覧)

第八十四條 理事は、定款、規約及び總會の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならない。

- 一 第四十二條第二項第一号及び第三号から第五号までの事項
- 二 加入の年月日
- 3 組合員及び組合の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(剰余金の配当)

第八十五條 組合は、損失を填補し、第八十六條第二項において準

一 新制定法

告書を作り、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第七十七條 組合の解散及び清算には、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十三條まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五第二項、第三項、第三百三十六條第一項、第三百三十七條及び第三百三十八條の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前條」とあるのは「水産業協同組合法第七十三條」と読み替へるものとす

第三章 漁業生産組合

(事業の種類)

第七十八條 漁業生産組合(以下本章において「組合」という)は、漁業及びこれに附帯する事業を行うことができる。

(組合員たる資格)

第七十九條 組合員たる資格を有する者は、漁民であつて、定款で定めるものとする。

(組合の事業と組合員との関係)

第八十條 組合員の三分の二以上は、組合の営む事業に従事する者でなければならない。

第八十一條 組合の営む事業に従事する者の三分の二以上は、組合員でなければならない。

用する第五十五條第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、年一割をこえない範囲内において、拂い込んだ出資額の割合に応じてこれをし、なお剰余があるときは、組合員が組合の事業に従業した程度に応じてこれをしなければならない。

(準用規定)

第八十六條 組合の組合員に関する事項については、第七十九條から第八十二條までに規定するものの外、第十九條第三項から第五項まで、第二十條、第二十一條第一項本文、第二項から第五項まで、第二十三條及び第二十六條から第三十一條までの規定を準用する。

2 組合の管理に関する事項については、第八十三條から前條までに規定するものの外、第三十三條から第四十一條まで、第四十三條から第五十一條まで、第五十三條、第五十四條、第五十五條第一項から第三項まで、第五十七條及び第五十八條の規定を準用する。この場合において、第三十四條第二項中「五人」とあるのは「三人」と、同條第七項中「理事の定数の少くとも四分の三は、」とあるのは「理事は、その全員が」と、第四十四條第一項中「五分の一」とあるのは「三分の一」と、第四十七條第一項中「十分の一」とあるのは「六分の一」と読み替へるものとする。

3 組合の設立に関する事項については、第五十九條から第六十七條までの規定を準用する。この場合において、第五十九條及び第



六十一條第二項中「二十人」とあるのは「七人」と読み替えるものとする。

4 組合の解散及び清算に関する事項については、第六十八條から第七十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十八條第四項中「二十人」とあるのは「七人」と、第七十條第二項において準用する第三十四條第七項中「理事の定数の少くとも四分の三は、」とあるのは「理事は、その全員が」と読み替えるものとする。

第四章 漁業協同組合連合会

(事業の種類)

第八十七條 漁業協同組合連合会(以下本章において「連合会」という)は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 会員の事業に必要な資金の貸付
- 二 会員の貯金の受入
- 三 連合会を直接又は間接に構成する者(以下本章において「所屬員」と総称する。)の事業に必要な物資の供給
- 四 所屬員の事業に必要な共同利用に関する施設
- 五 所屬員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販賣
- 六 水産動植物の繁殖保護その他漁場の利用に関する施設
- 七 船だまり、船揚場、漁礁その他所屬員の漁業に必要な設備に関する施設
- 八 法人たる所屬員の監査及び指導
- 九 所屬員の遭難防止若しくは遭難救済に関する施設又は漁船保

險のあつた

十 所屬員の福利厚生に関する施設

十一 水産に関する技術の向上及び連合会の事業に関する所屬員の知識の向上を図るための教育並びに所屬員に対する一般的情報の提供に関する施設

十二 所屬員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十三 前各号の事業に附帯する事業

2 会員に出資をさせない連合会(以下本章において「非出資連合会」という)は、前項の規定にかかわらず、同項第一号又は第二号の事業を行うことができない。

3 連合会は、定款の定めるところにより、所屬員以外の者にその施設を利用させることができる。但し、一事業年度において所屬員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所屬員の利用する事業の分量の総額をこえてはならない。

4 第一項第一号又は第二号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業の外、他の事業を行うことができない。

5 前項の連合会は、会員のために、手形の割引をし、定款で定める金融機関に対して会員の負担する債務を保証し、又は当該金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

(会員たる資格)

第八十八條 連合会の会員たる資格を有する者は、左の者であつて定款で定めるものとする。

- 一 連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合又は連合会
- 二 連合会の地区内に住所を有する漁業生産組合
- 三 連合会の地区内に住所を有し、且つ、法律に基いて設立された協同組合であつて、前二号の者の事業と同種の事業を行うもの

(規模の制限)

第八十九條 連合会は、左の各号のうちいずれかに該当しなければならぬ。

- 一 地区が都道府縣の区域をこえないこと。
- 二 所屬員たる組合の数が三百をこえないこと。

(総会の議決事項)

第九十條 左の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 第四十八條第一項各号の事項
- 二 一会員のためにする手形の割引金額の最高限度(発起人)

第九十一條 連合会を設立するには、二以上の組合、漁業生産組合又は連合会が発起人となることを必要とする。

(準用規定)

第九十二條 連合会の事業に関する事項については、第八十七條に規定するものの外、第十二條から第十六條までの規定を準用する。この場合において、第十二條第一項中「前條」とあるのは「第八十七條」と、第十六條第一項中「第十一條第一項第十一号」とあるのは「第八十七條第一項第十二号」と読み替えるものとする。

新制定法

4 連合会の設立に関する事項については、前條に規定するものの外、第六十條から第六十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十一條第一項及び第三項中「漁民」とあるのは「組合、漁業生産組合又は連合会の理事」と、同條第二項中「二十人」とあるのは「二人」と、第六十二條第六項において準用する第二十一條第一項但書中「第十八條第三項の規定による組合員(以下本章及び第四章において「准組合員」という。)」とあるのは「准組合員」と読み替えるものとする。

2 連合会の会員に関する事項については、第八十八條及び第八十九條に規定するものの外、第十九條から第三十一條までの規定を準用する。この場合において、第二十一條第一項但書中「第十八條第三項の規定による組合員(以下本章及び第四章において「准組合員」という。)」とあるのは「第八十八條第三号の規定による会員(以下第九十二條及び同條において準用する各規定において「准組合員」という。)」と読み替えるものとする。

3 連合会の管理に関する事項については、第九十條に規定するものの外、第三十二條から第四十七條まで、第四十八條第二項、第三項及び第四十九條から第五十八條までの規定を準用する。この場合において、第三十四條第七項中「組合員(准組合員を除く。)」とあるのは「個人たる所屬員(准組合員を構成する者及び准組合員を除く。)」と、同項但書中「漁民」とあるのは「組合、漁業生産組合又は連合会の個人たる所屬員(准組合員を構成する者及び准組合員を除く。)」と読み替えるものとする。



5 連合会の解散及び清算に関する事項については、第六十八條から第七十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十八條第四項中「二十人未満」とあるのは「一人」と、第七十條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）の理事」と、同條第二項において準用する第三十四條第七項本文中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「個人たる所屬員（准会員を構成する者及び准組合員を除く。）」と読み替えるものとする。

第五章 水産加工業協同組合

(事業の種類)

第九十三條 水産加工業協同組合(以下本章及び第六章において「組合」という。)は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員の事業に必要な資金の貸付
- 二 組合員の貯金の受入
- 三 組合員の事業に必要な物資の供給
- 四 組合員の事業に必要な共同利用に関する施設
- 五 組合員の生産物の運搬、加工、保管又は販賣
- 六 組合員の製品、その原料若しくは材料又は製造若しくは加工の設備に対する検査に関する施設
- 七 組合員の福利厚生に関する施設
- 八 水産物の製造加工に関する技術の向上及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

九 前各号の事業に附帯する事業

2 組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設を利用させることができる。但し、一事業年度において組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員が利用する事業の分量の総額の五分の一をこえてはならない。

3 第一項第一号及び第二号の事業を行う組合は、定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、又は当該金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

(組合員たる資格)

第九十四條 組合員たる資格を有する者は、組合の地区内に住所又は事業場を有する水産加工業者とする。但し、定款の定めるところにより、組合員たる資格を有する者を特定の種類の水産加工業者を営む者に限ることができる。

(出 資)

第九十五條 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

(準用規定)

第九十六條 組合の事業に関する事項については、第九十三條に規定するものの外、第十二條から第十五條までの規定を準用する。この場合において、第十二條第一項中「前條」とあるのは「第九十三條」と読み替えるものとする。

2 組合の組合員に関する事項については、前二條に規定するものの外、第十九條第三項から第五項まで、第二十條、第二十一條第

一項本文、第二項から第五項まで及び第二十二條から第三十一條までの規定を準用する。

3 組合の管理に関する事項については、第三十二條から第五十八條までの規定を準用する。

4 組合の設立に関する事項については、第五十九條から第六十七條までの規定を準用する。この場合において、第五十九條及び第六十一條第二項中「二十人」とあるのは「十五人」と読み替えるものとする。

5 組合の解散及び清算に関する事項については、第六十八條から第七十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十八條第四項中「二十人」とあるのは「十五人」と読み替えるものとする。

第六章 水産加工業協同組合連合会

(事業の種類)

第九十七條 水産加工業協同組合(以下本章において「連合会」という。)は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 会員の事業に必要な資金の貸付
- 二 会員の貯金の受入
- 三 連合会を直接又は間接に構成する者(以下本章において「所屬員」と総称する。)の事業に必要な物資の供給
- 四 所屬員の事業に必要な共同利用に関する施設
- 五 所屬員の生産物の運搬、加工、保管又は販賣
- 六 所屬員の製品、その原料若しくは材料又は製造若しくは加工

一 新制定法

の設備に対する検査に関する施設

七 法人たる所屬員の監査及び指導

八 所屬員の福利厚生に関する施設

九 水産物の製造加工に関する技術の向上及び連合会の事業に関する所屬員の知識の向上を図るための教育並びに所屬員に対する一般的情報の提供に関する施設

十 前各号の事業に附帯する事業

2 連合会は、定款の定めるところにより、所屬員以外の者にその施設を利用させることができる。但し、一事業年度において所屬員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所屬員が利用する事業の分量の総額の五分の一をこえてはならない。

3 第一項第一号又は第二号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業の外、他の事業を行うことができる。

4 前項の連合会は、会員のために手形の割引をし、定款で定める金融機関に対して会員の負担する債務を保証し、又は当該金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

(会員たる資格)

第九十八條 連合会の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

- 一 連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合又は連合会
- 二 連合会の地区内に住所を有し、且つ、法律に基いて設立され



た協同組合であつて、前号の者の事業と同種の事業を行うもの(発起人)

**第九十九條** 連合会を設立するには、二以上の組合又は連合会が発起人となることを必要とする。

(準用規定)

**第一百條** 連合会の事業に関する事項については、第九十七條に規定するものの外、第十二條から第十五條までの規定を準用する。この場合において、第十二條第一項中「前條」とあるのは「第九十七條」と読み替えるものとする。

2 連合会の会員に関する事項については、第九十八條に規定するものの外、第十九條第三項から第五項まで、第二十條から第三十一條まで、第八十九條及び第九十五條の規定を準用する。この場合において、第二十一條第一項但書中「第十八條第三項の規定による組合員(以下本章及び第四章において「准組合員」という。)」とあるのは「第九十八條第二号の規定による会員(以下第一百條において準用する各規定において「准会員」という。)」と読み替えるものとする。

3 連合会の管理に関する事項については、第三十二條から第四十七條まで、第四十八條第二項、第三項、第四十九條から第五十八條まで及び第九十條の規定を準用する。この場合において、第三十四條第七項中「組合員(准組合員を除く。)」とあるのは「個人たる所屬員(准会員を構成する者を除く。)」と、同項但書中「漁民」とあるのは「組合又は連合会の個人たる所屬員(准会員を構成する者を除く。)」と読み替えるものとする。

成する者を除く。』と読み替えるものとする。

4 連合会の設立に関する事項については、前條に規定するものの外、第六十條から第六十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十一條第一項及び第三項中「漁民」とあるのは「組合又は連合会の理事」と、同條第二項中「二十人」とあるのは「二十人」と、第六十二條第六項において準用する第二十一條第一項但書中「第十八條第三項の規定による組合員(以下本章及び第四章において「准組合員」という。)」とあるのは「准会員」と読み替えるものとする。

5 連合会の解散及び清算に関する事項については、第六十八條から第七十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十八條第四項中「二十人未満」とあるのは「一人」と、第七十條第一項中「組合員(准組合員を除く。)」とあるのは「会員(准会員を除く。)」の「理事」と、同條第二項において準用する第三十四條第七項本文中「組合員(准組合員を除く。)」とあるのは「個人たる所屬員(准会員を構成する者を除く。)」と読み替えるものとする。

第七章 登記

(設立の登記)

**第一百一條** 水産業協同組合(以下「組合」という。)は、組合員又は会員(以下「組合員」と総称する。)に出資をさせない組合にあつては、設立の認可があつた日から、組合員に出資をさせる組合(以下「出資組合」という。)にあつては、出資の第一回の拂込が

あつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において、設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。但し、漁業生産組合の設立登記には、第三号の事項を掲げなくてもよい。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所
- 五 出資組合にあつては、出資一口の金額及びその拂込の方法並びに出資の総口数及び拂い込んだ出資の総額
- 六 存立の時期を定めたときは、その時期
- 七 役員の名及び住所
- 八 公告の方法

3 組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

(従たる事務所新設の登記)

**第一百二條** 組合の設立後従たる事務所を けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、前條第二項の事項を登記し、他の従たる事務所においては同期間内に、その従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管

一 新制定法

轄区域内において、新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すればよい。

(事務所移轉の登記)

**第一百三條** 組合が主たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては二週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては三週間以内に第一百一條第二項の事項を登記し、従たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては三週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移轉したときは、その移轉の登記をすればよい。

(設立登記事項の変更の登記)

**第一百四條** 第一百一條第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

2 第一百一條第二項第五号の事項中出資の総口数及び拂い込んだ出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にこれをすればよい。

(参事の登記)

**第一百五條** 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所、参事を置く



た事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても同様である。

(解散の登記)

**第百六條** 組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

(合併の場合の登記)

**第百七條** 組合が合併するときは、合併の認可のあつた日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については変更の登記、合併に因つて消滅する組合については解散の登記、合併に因つて成立する組合については第百一條第二項に規定する登記をしなければならない。

(清算人の登記)

**第百八條** 清算人は、その就職の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

2 前項の規定により登記した事項の変更の登記については、第百四條第一項の規定を準用する。

(清算終了の登記)

**第百九條** 組合の清算が終了したときは、清算終了の日から主たる

事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

**第百十條** 組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、漁業協同組合登記簿、漁業生産組合登記簿、漁業協同組合連合会登記簿、水産加工業協同組合登記簿及び水産加工業協同組合連合会登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

**第百十一條** 組合の設立の登記は、役員の大員の申請に因つてこれをする。

2 前項の登記の申請書には、定款及び役員たることを証する書面並びに出資組合にあつては出資総口数及び出資の第一回の拂込のあつたことを証する書面を添附しなければならない。

3 合併に因る出資組合の設立の登記の申請書には、前項の書面の外、第六十九條第四項(第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項及び第百條第五項)において準用する場合を含む。において準用する第五十三條第二項の規定による公告及び催告したことを、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し若しくは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面を添附しなければならない。

**第百十二條** 第百一條第三項の規定による登記は、理事の申請に因つてこれをする。

(事務所新設、移轉及び設立の登記事項変更の登記の申請)

**第百十三條** 組合の事務所の新設又は事務所の移轉その他第百一條第二項の事項の変更の登記は、理事又は清算人の申請に因つてこれをする。

2 前項の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

3 出資一口の金額の減少又は出資組合の合併に因る変更の登記の申請書には、前項の書面の外、第五十三條第二項(第六十九條第四項)において準用する場合並びに第八十六條第三項、第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において同條同項を準用する場合を含む。の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者のあるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面を添附しなければならない。

(参事の登記の申請)

**第百十四條** 参事の選任、第百五條の規定により登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅の登記は、理事の申請に因つてこれをする。

2 前項の登記のうち、参事の選任の登記の申請書には参事の選任を証する書面及び数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を証する書面を、その他の登記の申請書にはその事項を証する書面を添附しなければならない。

(解散の登記の申請)

**第百十五條** 第百六條の規定による組合の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて、清算人の申請に因つてこれをする。

2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

3 行政廳が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、当該行政廳の嘱託に因つてこれをする。

**第百十六條** 第百七條の規定に因る解散の登記は、合併に因つて消滅する組合の理事の申請に因つてこれをする。

2 前項の場合には、第百十一條第三項及び前條第二項の規定を準用する。

(清算人の登記の申請)

**第百十七條** 第百八條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でない場合には、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

2 第百八條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

(清算終了の登記の申請)

**第百十八條** 組合の清算終了の登記は、清算人の申請に因つてこれをする。

2 前項の登記の申請書には、清算人が第七十六條(第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項及び第百條第五項)において準用する場合を含む。の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。



(登記の期間の計算)

第百十九條 登記すべき事項であつて行政廳の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。但し、第六十五條第二項及び第五項(第八十六條第三項、第九十二條第四項、第九十六條第四項及び第百條第四項において準用する場合を含む。)の場合には、認可に関する証明書の到達した時から登記の期間を起算する。

(登記事項の公告)

第百二十條 登記した事項は、司法事務局において遅滞なくこれを公告しなければならない。

(非訟事件手続法の準用)

第百二十一條 組合の登記には、非訟事件手続法第百四十一條から第百五十一條ノ六まで及び第百五十四條から第百五十七條までの規定を準用する。

第八章 監督

(業務又は財産の状況報告の徴収)

第百二十二條 行政廳は、組合に法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約を遵守させるために必要があるとき認めるときは、組合からその業務又は財産の状況に関し報告を徴収することができる。

(業務又は会計状況の検査)

第百二十三條 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定

款若しくは規約に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、行政廳は、当該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政廳は、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があると認めるときは、何時でも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

(法令等の違反に対する措置)

第百二十四條 行政廳は、前條の規定による検査を行った場合において、当該組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反すると認めるときは、当該組合に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 組合が、この法律の規定又は他の法律の特別の規定に基いて行うことのできる事業以外の事業を行つたとき若しくは前項の規定による命令に従わなかつたとき、又は第八十條、第八十一條、第八十二條第二項、第三項若しくは第八十九條(第百條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反があるときは、行政廳は、当該組合の解散を命ずることができる。

(決議、選挙又は当選の取消)

第百二十五條 組合員(准組合員を除く。)が総組合員(准組合員を除く。)の十分の一以上の同意を得て、總會の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決又は選挙若しく

は当選決定の日から一箇月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、行政廳は、その違反の事実があると認めるときは、当該決議又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

2 前項の規定は、創立總會の場合にこれを準用する。

(専用契約の取消)

第百二十六條 行政廳は、第二十四條第一項(第九十三條第二項、第九十六條第二項及び第百條第二項において準用する場合を含む。)の規定による契約の内容が、公益に違反すると認めるときは、当該契約を取り消すことができる。

(監督行政廳)

第百二十七條 この法律中「行政廳」とあるのは、第七十二條(第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項及び第百條第五項において準用する場合を含む。)の場合を除いては、都道府縣若しくは特別市の区域又はその区域をこえる区域を地区とする組合(漁業生産組合を除く。)については主務大臣、その他の組合については、主たる事務所を管轄する都道府縣知事又は特別市の市長とする。

2 前項の規定による主務大臣の権限の一部は、これを都道府縣知事又は特別市の市長に委任することができる。

第九章 罰則

第百二十八條 組合の役員が如何なる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付をし、若しくは手形の割引を

し又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情狀に因り懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法に正條がある場合には、これを適用しない。

第百二十九條 第十二條第四項(第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。以下本條において同じ。)において準用する倉庫業法第八條第一項若しくは本法第百二十二條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十二條第四項において準用する倉庫業法第八條第一項若しくは本法第百二十三條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

2 組合の代表者又は代理人、使用者その他の従業者が、その組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その組合に対して同項の罰金刑を科する。

第百三十條 左の場合には、組合の役員又は清算人は、これを一万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定又は他の法律の特別の規定に基いて当該組合が行うことができる事業以外の事業を営んだとき。
- 二 第十一條第三項但書、第八十七條第三項但書、第九十三條第二項但書又は第九十七條第二項但書の規定に違反したとき。
- 三 第十七條第二項の規定に違反したとき。







ことができな

5 第三項但書の漁業会は、その有する漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を失つた時に解散する。

6 行政廳は、必要があると認めるときは、何時でも、第二項の水産業團體に対し解散を命ずることができる。この場合には、当該水産業團體は、当該命令に因つて解散する。

7 主務大臣は、第三項但書の漁業会に対し、その財産の処分、保全その他管理に關し必要な命令又は処分をすることができる。  
(水産業團體の資産処分の制限)

第二條 水産業團體は、行政廳の認可を受けなければ、その資産を処分してはならない。但し、通常の業務として行つた処分は、この限りでない。

2 前項の規定施行前に水産業團體のした資産の処分に關する契約で同項の規定施行の日までに当該契約に係る資産の引渡又は代金の受領のいづれかが完了しているもの又は水産業團體の資産処分の制限に關する件(昭和二十二年農林省令第七十三号)第一條の規定により行政廳の認可を受けたものについては、同項の規定を適用しない。

3 第一項の規定に違反する処分は、これを無効とする。

4 第一項の規定施行前に水産業團體のした資産の処分に關する契約に係る資産の引渡及び代金の受領につき、同項の規定施行の日から二箇月以内に同項の認可がなかつたときは、当該契約は、解除されたものとみなす。

5 水産業團體が第一項の規定に違反してその資産を処分したときは、その行爲をした水産業團體の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

6 前項の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

(水産業協同組合と水産業團體との關係)

第三條 水産業協同組合は、水産業團體の會員となることができない。

(水産業團體の財産分配の原則)

第四條 水産業團體の財産の分配は、各會員にその持分に應じて平等にこれをしなければならぬ。

(漁業会の財産の分割)

第五條 漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を有する漁業会(以下本條から第八條までにおいて「漁業会」という。)の會員たる者の全部又は一部を組合員とする漁業協同組合は、当該漁業会が有するこれらの権利を失う前、行政廳の認可を受けて、当該漁業会に対し、その財産のうちこれらの権利以外のものの分割を請求することができる。

2 前項の規定による認可の申請は、漁業協同組合と漁業会との協議により、当該漁業会の會員の持分(漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。以下本條及び第六條において同じ。)の總額のうち当該漁業会の會員であつて漁業協同組合

合の組合員たるものの持分の總額の占める割合に應じて当該漁業協同組合に帰属すべき財産を定めてこれをしなければならぬ。

3 前項の協議が整わないとき又は協議をすることができないときは、漁業協同組合は行政廳に対し裁定を申請することができる。

4 前項の裁定があつたときは、第二項の協議が整つたものとみなす。

5 第一項の場合には、漁業会の財産は、第二項の規定による協議の定めるところにより当該漁業協同組合に帰属する。

第六條 前條第五項の規定による財産の帰属があつたときは、漁業協同組合の組合員であつて漁業会の會員たるものは、その帰属の時に当該漁業会の出資を有しない會員となる。

2 前項の規定により出資を有しなくなつた會員は、当該漁業会の財産(漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。)に対して有した持分を失う。

3 前條第五項の規定による財産の帰属があつたときは、第一項に規定する組合員は、その帰属の時にその者が漁業会において有した持分の額の割合に應じ当該財産の價額を分割して得た額に相當する額の持分を取得したものとす。

4 前項の規定による取得があつた持分は、定款の定めるところにより、その全部又は一部を漁業協同組合の出資に引き当てることのできる。

第七條 漁業会の會員たるものの全部又は一部を組合員とする漁業協同組合は、当該漁業会がその有する漁業権若しくはこれを使用

する権利又は入漁権を失つた後、行政廳の認可を受けて、当該漁業会に対し、第五條第五項の規定による財産の帰属がないときはその總財産、同條同項の規定による財産の帰属があつたときはその以後その有していた漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に基づいて当該漁業会の取得した財産の分割を請求することができる。

2 前項の請求については、第五條第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、第五條第二項中「持分(漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。以下本條及び第六條において同じ。)」とあるのは「持分」と読み替へるものとする。

第八條 前條第二項において準用する第五條第五項の規定による財産の帰属があつたときは、漁業協同組合の組合員であつて漁業会の會員たるものは、その帰属の時に漁業会を脱退する。

2 前項の場合には、第六條第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、第六條第二項中「財産(漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。)」とあるのは「財産」と、第六條第三項中「前條第五項」とあるのは「第八條第二項において準用する前條第五項」と読み替へるものとする。

第九條 漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を有しない漁業会の會員たる者の全部又は一部を組合員とする漁業協同組合は、行政廳の認可を受けて、当該漁業会に対し、その財産の分割を請求することができる。



2 前項の場合には、第五條第二項から第五項まで、第六條第三項、第四項及び前條第一項の規定を準用する。この場合において、第五條第二項中「持分（漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。以下本條及び第六條において同じ。）」とあるのは「持分」と、第六條第三項中「前條第五項」とあるのは「第九條第二項において準用する前條第五項」と、前條第一項中「前條第二項」とあるのは「第九條第二項」と読み替へるものとする。

（漁業会の資産の譲渡又は債務の引渡）

第十條 漁業会の会員たる者の全部又は一部を組合員とする漁業協同組合は、行政廳の認可を受けて、当該漁業会に対し、その資産の譲渡又は債務の引受に関する協議を求めることができる。

2 前項の場合において協議が整わないときは、行政廳は、当事者又はその一方の申請に因り、当事者の意見を聴き、当該漁業会に対し、譲渡の条件を定めてその資産の譲渡を命ずることができ

3 前二項の規定により漁業会の譲渡する資産の額の当該漁業会の資産の総額に対する割合は、当該漁業会の会員の持分の総額のうち、当該漁業会の会員で当該漁業協同組合の組合員たるものの持分の額の占める割合をこえてはならない。

4 第一項の規定による認可又は第二項の規定による命令の取消又は変更を求める訴は、当該認可又は命令を受けた日から一箇月を経過したときは、これを提起することができない。

5 第二項から前項までに規定するものの外、第一項の規定の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

（都道府縣水産業会の資産の譲渡又は債務の引渡）

第十一條 漁業協同組合連合会は都道府縣水産業会に対し、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会は製造業会に対し、行政廳の認可を受けて、その資産の譲渡又は債務の引受に關する協議を求めることができる。

2 前項の場合には、前條第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。

（水産業団体の解散準備總會）

第十二條 この法律施行の際現に存する水産業団体（中央水産業会を除く。以下本條及び第十三條において同じ。）は、この法律施行後二箇月以内に總會を招集しなければならない。

2 前項の總會の招集は会日の少くとも十日前までに會議の目的たる事項、日時及び場所を公告してこれをしなければならぬ。

3 第一項の總會は、会員の五分の二以上が自ら出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

4 行政廳は、第一項の水産業団体の理事又は清算人に対し、前項に規定する会員の出席を得るため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

5 第一項の總會の招集があつた場合において、第三項に規定する会員の出席がないときは、水産業団体は、第一項の期間経過後でも、第三項に規定する会員の出席があるまで總會を招集しなければ

ばならない。この場合には、第二項から前項までの規定を準用する。

6 前項の規定は、第一條第三項、第五項及び第六項の規定の適用を妨げない。

第十三條 前條第一項の水産業団体の理事又は清算人は、同項又は同條第五項の總會の会日の一週間前までに事業報告書及び財産目録を監事に提出し、且つ、その總會に監事の意見書とともにこれらの書類を提出してその承認を求めなければならない。

2 前項の理事又は清算人は、同項の總會において、水産業協同組合及びこの法律に關し詳細な報告をしなければならない。

3 第一項の總會においては、資産処理委員会の委員を選挙しなければならない。

4 前項の委員の選挙は、無記名投票によつてこれを行う。

5 第三項の委員の定数は、五人から九人までとし、その少くとも四分の三は漁業会及び都道府縣水産業会にあつては水産業協同組合第十八條第一項に規定する漁民、製造業会にあつては同法第九十四條に規定する水産加工業者でなければならない。

6 第一項の水産業団体の理事又は清算人は、水産業団体の財産の処分については、第二條第一項但書の場合を除き、資産処理委員会の意見を聴き、これに従わなければならない。但し、資産処理委員会の意見が總會の議決に反する場合はこの限りでない。

7 資産処理委員会は、水産業団体の財産につき必要な調査をすることができ

（財産の承継の場合の普通所得の計算）

第十四條 第五條第五項（第七條第二項及び第九條第二項において準用する場合を含む。）の規定により漁業会の財産のうち漁業協同組合に帰属した財産の價額は、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）による普通所得の計算上、当該漁業協同組合の益金及び当該漁業会の損金にこれを算入しない。

（財産承継の場合の有價証券移轉税）

第十五條 水産業協同組合が第五條、第七條又は第九條から第十一條までの規定により水産業団体から財産の分割若しくは資産の譲渡を受け、又は債務の引受をする場合においては、有價証券移轉税は、これを課さない。

（財産承継の場合の登録税）

第十六條 水産業協同組合が第五條、第七條又は第九條から第十一條までの規定により水産業団体から不動産又は船舶に關する権利を承継する場合においては、その取得につき登記を受けるときは、その登録税の額は、不動産又は船舶の價格の千分の四とする。但し、登録税法（明治二十九年法律第二十七号）により算出した登録税の額がこの法律により算出した額より少ないときは、その額による。

2 前項の不動産又は船舶の價格は、水産業団体の賣渡直前の帳簿價格による。

（財産承継の場合の地方税）

第十七條 第十五條に規定する財産の移轉に關しては、地方公共團



体は、地方税を課することができない。

(名称の変更)

第十八條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)施行の際現にその名称中に漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会という文字を用いているものは、同法施行後三箇月以内に、その名称を変更しなければならない。

2 水産業協同組合法第三百三十一條の規定は、前項の期間内は、これを同項のものに適用しない。

(印紙税法の一部改正)

第十九條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第十二号中「製造業会、道府縣水産業会、中央水産業会」を「漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会」に改める。

第五條第六号中「漁業会」を「漁業協同組合」に改める。

(登録税法の一部改正)

第二十條 登録税法の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「水産業団体」を「水産業協同組合」に、「水産業団体法」を「水産業協同組合法」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二十一條 法人税法の一部を次のように改正する。

第九條第五号中「漁業会、製造業会、道府縣水産業会、中央水

産業会、」の次に「漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、」を加える。

(地方税法の一部改正)

第二十二條 地方税法(昭和二十三年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第六十七條第二項第六号の次に次の一号を加える。

六ノ二 漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

(農林中央金庫法の一部改正)

第二十三條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第三号中「道府縣出資水産業会」を「漁業協同組合連合会」に改める。

第五條第一号中「中央水産業会、道府縣水産業会、製造業会、漁業会」を「漁業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合連合会、水産加工業協同組合」に改める。

(金融緊急措置令の一部改正)

第二十四條 金融緊急措置令(昭和二十一年勅令第八十三号)の一部を次のように改正する。

第八條中「漁業会」を「漁業協同組合」に改める。

(事業者団体法の一部改正)

第二十五條 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一

部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「レ 水産業団体法(昭和十八年法律第四十七号)」を「レ 旧水産業団体法(昭和十八年法律第四十七号)」に改め、「ネ 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)」の次に「ナ 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)」を加える。

(関係法令改正の経過規定)

第二十六條 この法律施行の際現に存する水産業団体については、第十九條、第二十條、第二十三條及び第二十四條の規定にかかわらず、この法律施行後でも、なお従前の例による。

(罰則の経過規定)

第二十七條 この法律施行前(第一條第二項の水産業団体については、同項の規定により効力を有する水産業団体法の失効前)にした行爲に対する罰則の適用については、この法律施行後(同項の水産業団体については、同項の規定により効力を有する水産業団体法の失効後)でも、なお従前の例による。

附則

この法律施行の期日は、その公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。但し、第二條の規定は、公布の日からこれを施行する。

### (33) 漁業権等臨時措置法

(昭和二十三年十二月二日) (農林大臣署名) 法律第二百二十号

漁業権等臨時措置法

第一條 この法律は、漁業生産力を發展させ、漁業の民主化を図るための新たな法律が、現行の漁業法(明治四十三年法律第五十八号)に代つて制定施行されるまでの間、漁業権等に関する現狀を不当に変更することを防止し、もつて新漁業制度の実施を円滑にすることを目的とする。

第二條 農林大臣又は都道府縣知事は、漁業の免許の出願が、従前の漁業権の存続期間の満了に際し手続上の手落その他特別の事由によつてその存続期間が更新されなかつたために出願した場合であつて、實質上従前の漁業権の存続期間の更新の申請であると認められる場合を除き、漁業の免許をしてはならない。

2 農林大臣又は都道府縣知事は、漁業権の変更の許可をしてはならない。

第三條 漁業権は、この法律施行後その存続期間が満了するものであつても、その存続期間は、満了しないものとする。

第四條 漁業権は、都道府縣知事の認可(地先水面専用の漁業権については、主務大臣の認可)を受けた場合を除き、讓渡又は抵当権(現に存する抵当権を除く。)の目的となることができない。

第五條 漁業権の貸付契約であつてこの法律施行の際現に存するも



のについては、借受人が貸付料を滞納する等信義に反する行為がある場合、一時的に貸し付けられた場合、貸付契約の内容が事情の変更によつて妥当でなくなつた場合その他正当の事由がある場合を除き、その解除若しくは解約（合意解約を含む。）をし、又は更新を拒むことができない。

2 前項の貸付契約の解除若しくは解約（合意解約を含む。）をし、又は更新を拒もうとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。

3 前二項の規定は、この法律施行の際現に存する入漁権を消滅させ、又はその更新を拒む場合に準用する。

第六條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第四條の規定に違反して漁業権を譲渡又は抵当権の目的とした者

二 前條第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第七條 前條の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができる。

第八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第六條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、第六條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、漁業法が廃止され、これに代るべき漁業に関する法律が制定施行される時に、その効力を失う。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

(34) 海事仲裁等に関する法律

（昭和二十三年十二月三日（運輸大臣）  
法律第二百二十一号（臣署名））

海運仲裁等に関する法律

第一條 海運に関する事業者団体（事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）第二條に規定する事業者団体をいう。以下同じ。）で、船舶共有、船舶貸借（期間より船を含む）、運航委託、海上運送、海上保険若しくは船舶買買に関する契約又は海損若しくは海難救助に関する事項（以下海事という。）について、紛争の仲裁又は解決に関する行為を当該事業者団体の事業として行おうとするものは、当該事業者団体の定款又は寄附行為及び紛争の仲裁又は解決に関する取扱規程（以下単に取扱規程という。）提出して、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第二條 運輸大臣は、前條の認可の申請があつた場合において、当該事業者団体の定款又は寄附行為及び当該取扱規程が左の各号に掲げる要件を備えていなければ、これを認可してはならない。

附則

一 事業者団体の定款又は寄附行為に関する要件

イ 公益法人であること。

ロ 海事に関する現在又は將來の紛争について、その仲裁又は解決を当該事業者団体に依頼することを構成員の加入条件としておらず、紛争の仲裁又は解決に関する行為は、一件ごとに当事者の任意の請求によつて行うことを明記してあること。

ハ 任意に設立され、且つ、構成員が任意に加入し又は脱退することができること。

ニ 当該事業者団体が海事について、紛争の仲裁又は解決に関する行為をすることが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定及び事業者団体法（第五條第一項第十六号の規定を除く。）の規定に反しないこと。

二 取扱規程に関する要件

イ 構成員間の海事に関する紛争の仲裁又は解決を当該事業者団体に依頼することを強制しておらず、紛争の仲裁又は解決に関する行為は、一件ごとに任意の請求によつて行うことを明記してあること。

ロ 構成員であるかどうかを問わず、何人も、自由に、且つ、同一の條件で当該事業者団体に海事に関する紛争の仲裁又は解決を依頼することができること。

第三條 事業者団体法第五條第一項第十六号の規定は、第一條の規定は、

一 新制定法

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 事業者団体法の一部を次のように改正する。  
第六條第一項第八号を次のように改める。  
八 海事仲裁等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）第一條の規定によつて認可を受けた海運に関する事業者団体。但し、海事に関する紛争の仲裁又は解決のために行う正当な行為に限る。

3 社団法人日本海運集会所が、この法律施行の日から三十日以内に定款及び取扱規程を運輸大臣に提出して、その認可を受けたときは、この法律施行の日において第一條の規定により認可があつたものとみなす。

4 前項の規定により行う運輸大臣の認可には、第二條の規定を準用する。



二 一部改正

(35) 過度經濟力集中排除法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月十日) 法律第二百三十九号

(内閣総理・大藏・厚生・農林・商工・運輸・通信・労働・建設大臣・法務総裁署名)

過度經濟力集中排除法の一部を改正する法律

過度經濟力集中排除法(昭和二十二年法律第二百七号)の一部を次のように改める。

第二十六條中「昭和二十三年九月一日から同年十二月三十一日までの間において」を「昭和二十四年六月三十日まで」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(36) 財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律

(昭和二十二年十二月十六日) (内閣総理) 法律第二百四十六号 (大臣署名)

財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律

財閥同族支配力排除法(昭和二十三年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改める。

第七條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改める。

第八條第五項を削る。

第九條第二項中「財閥関係役員審査委員会が、」及び「決定したものに」を削る。

第十條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に、「第六條第三項」を「第六條第二項」に改める。

「第四章 財閥関係役員審査委員会」を「第四章 審査」に改める。

第十一條から第十三條まで 削除

第十四條中「財閥関係役員審査委員会の要求に應じ、関係者をして、委員会に対して」を「関係者をして」に改める。

第十五條 削除

(37) 公認会計士法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月一日) (大藏大臣署名) 法律第二百十七号

公認会計士法の一部を改正する法律

公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

第五十七條第二項第一号中「計理士」の次に「及び税務代理士」を加う。

附則

この法律は昭和二十三年十二月一日から施行する。

(38) 工業所有権戦時法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月二日) (法務総裁・商) 法律第二百十九号 (工大臣署名)

工業所有権戦時法の一部を改正する法律

工業所有権戦時法(大正六年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一條から第四條までを次のように改める。

第一條乃至第四條 削除

第十六條中「前條の規定による審査の報告を受けたときは、一週間内(第八條第一項による申請については二日以内)に申請の」を「第六條第一項、第七條第一項、第八條第一項から第四項まで、第九條第三項又は第十條第一項の規定による申請を受理したときは、速かにこれを審査し、」に改める。

第十七條から第二十二條まで 削除

第二十四條から第二十七條まで 削除

第二十八條中「前條の規定による再審査の報告を受けたときは一週間以内」を「第二十三條の規定による再審査の申請を受理したときは、速かにこれを審査し」に改める。

第二十九條 削除

第三十條中「第十四條、第十七條第二項、第十八條、第十九條第二項及び第三項、第二十條ないし第二十二條の規定は、財閥関係役員再審査委員会に」を「第十四條の規定は、第二十八條の規定による内閣総理大臣の再審査に」改める。

第三十一條第一項第五号中「第十四條」の下に「(前條において準用する場合を含む。)を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から、施行する。

2 改正前の財閥同族支配力排除法(昭和二十三年法律第二号)に關する違反行爲についての罰則の適用については、なお従前の例による。



第七條を次のように改める。

第七條 削除

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第五條又は第六條の適用に関しては、改正前の第四條の規定は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

(39) 金融機関再建整備法の一部を  
改正する法律

(昭和二十三年十二月六日) (大藏大)  
法律第二百三十二号 (臣署名)

金融機関再建整備法の一部を改正する法律

金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第六項中「百六十三億円」を「百六十五億円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第六 社 会 法



第六 社会法

一部改正

(40) 麻薬取締法の一部を改正する

法律 (昭和二十三年十二月十日) (法務総裁・厚生大臣署名)  
法律第二百三十八号 (生大臣署名)

麻薬取締法の一部を改正する法律

麻薬取締法(昭和二十三年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十二條の次に次の一條を加える。

第五十二條の二 厚生大臣は、都道府縣の麻薬統制主事の中から、合計二百五十名を限り、麻薬取締員を指名する。

2 麻薬取締員は、厚生大臣の指揮監督を受けて、この法律及び大麻取締法(昭和二十三年法律第二十四号)にもとづく立入、検査、收去その他これらの法律の実施に関する事項を掌り、且つ、麻薬若しくは大麻に関する罪及び刑法(明治四十年法律第四十五号)第十四章に定める罪について刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十号)の規定による司法警察員として職務を行うものとする。

3 麻薬取締員は、当該都道府縣の区域外においても、その職務を

一部改正

行うことができる。

4 麻薬取締員は、職務の執行にあたり、小型武器を携帯することができる。

第五十三條中「麻薬統制主事」を「麻薬取締員」に改める。

附則

この法律は、刑事訴訟法を改正する法律(昭和二十三年法律第三十号)施行の日(昭和二十四年一月一日)から、施行する。